

第3次宜野湾市地域福祉活動計画

～地域の絆を強くする市民の支え合い～



社会福祉法人 宜野湾市社会福祉協議会

はじめに



第3次宜野湾市地域福祉活動計画の策定にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

宜野湾市社会福祉協議会では、平成16年4月に第1次宜野湾市地域福祉活動計画が策定されました。その2年後、宜野湾市において平成18年4月に第1次宜野湾市地域福祉計画が策定されました。そのため、第2次の計画策定にあたっては両計画の整合性を図るため、第2次地域福祉活動計画の策定を2年遅れて第2次地域福祉計画の策定時に併せて策定しています。

さて、第3次地域福祉活動計画では、重点プロジェクトとして1. 「子どもたち一人ひとりが輝ける都市を目指して」子どもたちの居場所づくりを中心とした支援体制や環境づくりに向けた事業の実施、2. 「生活困窮世帯への支援強化」生活困窮世帯の自立支援に向けた貸付事業をはじめ法外援護、フードドライブなど緊急一時支援事業の実施、3. 「社会福祉法人運営協議会（仮称）の充実に向けて」市内の社会福祉法人が協働連携した地域福祉課題解決に向けて横断的に地域貢献活動に取り組む事業の実施、3つを掲げています。

本計画の推進にあたっては、市民一人ひとりの個性や考え方が尊重され幸せに暮らしていけるよう、住民相互の支え合い活動をとおり、「人を支える喜び」「人に支えられる喜び」を住民自らが実感できるまちづくりを目指します。そのため、行政、関係機関、企業、地域住民一人ひとりが地域福祉活動に参加し、多くの人々が繋がる仕組みづくりの構築に向け、取り組んで参ります。

また今回の計画では、本会の役員職員、監査体制、経営管理等の組織体制の強化、並びに財政基盤強化を図るための自主財源確保に向けた取り組み等、G1社協発展プランを盛り込み、事業並びに法人組織を一体的に発展強化計画が策定されたものだと考えております。

そのため、本計画が着実に実行されるよう、行政、関係機関、企業、市民の皆様方が様々な場面で地域福祉活動に参加、協働が図れていくため、尚一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

尚、本計画策定にご尽力頂きました神里博武委員長、16名の推進委員の皆様には深く感謝申し上げます。

結びに、本計画終了時（平成32年度）には、地域の絆を強くする市民の支え合いが浸透され、本市の地域福祉活動が大きく推進されているよう、本会役員職員一致団結し、全力にて各種事業の実施に取り組んで参ります。

平成29年1月
社会福祉法人
宜野湾市社会福祉協議会
会長 多和田 眞光



地域福祉活動を通して

「チュイシージーの心」を市民に届けよう

第3次宜野湾市地域福祉活動計画の策定にあたり、推進委員長として一言ごあいさつを申し上げます。宜野湾市が、社会福祉法に基づいて策定した第3次宜野湾市地域福祉計画を受けて、この第3次宜野湾市地域福祉活動計画は宜野湾市社会福祉協議会によって策定されたものです。同計画は、市との連携・協働によって地域福祉を推進するための不可欠な計画であり、両計画は相互に補完し合う関係にあります。

宜野湾市社会福祉協議会は、これまで、「チュイシージーの心で創る 人と人がつながるやさしい都市 ぎのわん」をめざして地域福祉を総合的に展開し、県内社会福祉協議会活動に大きな影響を与えてまいりました。注目すべき具体的活動としては、「車いすマラソン」や地域の公民館等を活用して取り組んでいるミニデイサービス、子育てサロンの開催、「まちでにっこりあいさつ声かけ」運動、自治会を中心にした「地域支え合い活動委員会」の設置促進などがあります。特に、自治会単位の「地域支え合い活動委員会」は見守り・声かけ等の小地域福祉活動の拠点となっていて、住民、自治会、社協、行政等が協働して住民主体のすぐれた活動を生み出しており、本県の地域福祉活動の発展に影響を与えております。

今回策定した第3次宜野湾市地域福祉活動計画の特徴としては、従来の地域福祉活動を引き継ぎながら、新たな生活・福祉課題に取り組む計画となっております。特に、生活困窮者の自立支援、子どもの貧困問題に対して、行政と連携・協働しながら対応することになっております。そして、これらの課題に対しては重点プロジェクトとして取り組むことにしており、成果が期待されております。

今、社会的孤立問題への対応が全県的な取り組みとして、沖縄県社会福祉協議会から提起されております。ストップ・無縁社会のためにも県内社会福祉協議会が、社会的孤立を生まない福祉社会実現のために力を合わせてほしいものです。ぜひ、本計画の実施を通して、役職員が力を合わせて市民参画、市民主体のもと、地域団体、社会福祉法人・事業所、企業、行政等と連携・協働してチュイシージーによる福祉のまち・宜野湾の構築に向けて、なお一層ご尽力くださることを期待申し上げます。

平成29年1月

宜野湾市地域福祉活動計画推進委員会

委員長 神里 博武

目次

総論

第1章 地域福祉活動計画の見直しにあたって

1. 計画策定の背景と国内の動向	1
2. 宜野湾市社会福祉協議会 変遷	2
3. 計画の位置づけ	7
4. 計画の期間	7
5. 地域の範囲	8

第2章 どのような地域をめざすのか

1. 計画の基本理念	9
2. 基本目標	10
3. 計画の体系図	11
4. 市民、地域団体、事業所、社会福祉協議会、行政の役割	13
5. 地域福祉の推進体制	14
6. 重点プロジェクト	15

各論

目標1

(1) 連携体制の充実	18
(2) 活動の場の充実	20
(3) 地域で取り組む防災対策の充実	23
(4) 生活困窮者自立支援対策の推進	24
(5) 子どもの貧困対策の充実	26
(6) 新しい福祉課題に向き合う社会福祉法人の責任と使命	27
(7) 社会参加と安心して暮らせるまちづくり	28
(8) 高齢者の居場所づくり・福祉サービス支援	29
(9) 子ども達の居場所づくり・福祉サービス支援	31

目標2 福祉を担う心豊かな人づくり

- (1) 担い手の育成 32
- (2) ボランティアの育成・活用 34

目標3 すべての人にやさしい福祉のまちづくり

- (1) バリアフリーのまちづくり 37
- (2) 相談支援・情報提供体制の強化 38
- (3) 権利擁護の仕組みの充実 40

『G1社協発展プラン』

目標4 組織強化に努めます

- (1) 宜野湾市社会福祉協議会 組織体制強化 41

目標5 財政基盤強化に努めます

- (1) 宜野湾市社会福祉協議会 財源基盤強化 44

参 考 資 料

- 1 宜野湾市地域福祉活動を推進する上での強み 48
- 2 第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価 49
- 3 推進委員会 審議日程及び審議内容 113
- 4 推進委員会 名簿 115
- 5 推進委員会 設置要綱 116
- 6 用語集 118
- 7 社会福祉法人 宜野湾市社会福祉協議会
基本理念・使命・行動指針 122

総論 基本的な考え方

第1章 地域福祉活動計画の見直しにあたって

1. 計画策定の背景と国内の動向
2. 宜野湾市社会福祉協議会 変遷
3. 計画の位置づけ
4. 計画の期間
5. 地域の範囲

第2章 どのような地域をめざすのか

1. 計画の基本理念
2. 基本目標
3. 計画の体系図
4. 市民、地域団体、事業所、社会福祉協議会、行政の役割
5. 体制図
6. 重点プロジェクト

第1章 地域福祉活動計画の見直しにあたって

1 計画策定の背景と国内の動向

地域社会の変化と共に少子高齢社会がますます顕著にみられ、平成28年の国勢調査の速報値では、高齢化率が26.7%となり、日本は世界一の高齢社会となりました。一方、子どもの貧困もクローズアップされ、沖縄県は子どもの貧困率が全国一であり、沖縄県全体の約3割と言われていています。子どもから高齢者までの支援策が求められてきました。

また、地域社会に目を向けると、住民同士のつながりが希薄化し、宜野湾市における自治会加入率が平成27年3月現在30.2%と年々減少傾向にあり、地域社会の多様化や価値観の多様化が見られています。

この様な中、平成12年に社会福祉事業法が改正され、福祉政策の充実が行われてきました。また、介護保険制度も創設され、いつまでも元気に暮らしていける生活支援・介護が社会的に認められてきました。

社会福祉協議会においては、1990年代前半の福祉八法の改正以降、福祉制度の転換が大きく図られ、地域住民の生活により密着した市町村を中心とする保健福祉サービスの基盤づくりがすすめられてきました。また、1992（平成4）年に新社会福祉協議会基本要項で社会福祉協議会は、各地域の特性を活かした活動を進めるために、住民ニーズ基本の原則、住民活動主体の原則、民間性の原則、公私協働の原則、専門性の原則の5つの原則が示され、新しい時代に対応する活動体制が整備されました。

1990年代後半以降、利用者本位の社会福祉の構築を目標に様々な分野で社会福祉改革が推進され、「社会福祉法」への改正が行われてきました。

2000年の「社会福祉法」改正においては、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」が位置づけられ、市町村にはその具体的な展開の為に「総合的な地域福祉の推進」を目的とした市町村地域福祉計画の策定（第107条）を規定しています。これと連動し、市町村社会福祉協議会にも「地域福祉活動計画」の策定が求められることになりました。

これらの社会背景及び現状に即し、計画の立案・策定・実行・評価の全過程への住民参画を前提に、社会福祉協議会が本来有する「民間性」「即応性」「先駆性」「上昇性」「柔軟性」「自立性」などの持ち味を十二分に活かしながら、日々の生活から生じる住民の生活課題の解決を行い、地域の特性に応じた地域福祉推進が求められています。

また、生活困窮者自立支援制度や介護保険改正に伴い、社会福祉協議会への役割や期待がより一層強まり、地域住民との協働連携を十二分に図りながら事業推進並びに地域福祉推進を実践していく事が求められています。

2 宜野湾市社会福祉協議会 変遷

年表	活動内容
昭和30年 (1955年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任意団体 宜野湾市社会福祉協議会 (市役所内設置) ・ 世帯更生資金貸付 (現: 生活福祉資金) 業務申請窓口 ・ 赤い羽根共同募金の推進 ・ 福祉金庫貸付の実施 ・ 心配ごと相談の実施
昭和31年 (1956年) ～ 昭和45年 (1970年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社協会費の推進 ・ 児童福祉週間運動への協力 ・ 老人福祉週間運動への協力 ・ 身体障害者福祉週間への協力 ・ 困窮世帯への慰問活動 ・ 赤十字募金活動 ・ 遊び場設置補助事業
昭和47年 (1972年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人 宜野湾市社会福祉協議会 法人設立 ・ 福祉活動専門員配置
昭和49年 (1974年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宜野湾市手をつなぐ親の会設立 ・ ボランティアスクール開催 (ボランティア活動育成) ・ 住民懇談会の開催 (小地域福祉活動) ・ ボランティアグループ「かたぐるま」発足 (市内第1号)
昭和50年 (1975年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会奉仕活動センター (ボランティアセンター設置) ・ 移動入浴車サービス事業 (～昭和54年頃まで) ・ 社協だより創刊

年表	活動内容
昭和53年 (1978年)	・ 宜野湾市社会福祉センター設立
昭和54年 (1979年)	・ 宜野湾市母子寡婦福祉会設立 ・ 障がい児(者)を守る会により「愛育園」の立ち上げ
昭和55年 (1980年)	・ 専任事務局長着任 ・ 福祉バス運行事業開始 ・ 心身障害児事業「愛育園」(宜野湾市委託事業) ・ 宜野湾市社会福祉大会開催 ・ 宜野湾市福祉展(平成1年～宜野湾市民福祉まつり)
昭和56年 (1981年)	・ 福祉関係者新春の集い開催
昭和57年 (1982年)	・ リフト付き車両の貸出事業(移送サービス事業)実施 ・ 遊び場設置補助助成金事業開始 ・ ひまわり共同作業所開所(社会福祉センター内)
昭和58年 (1983年)	・ はごろもサマーキャンプスタート
昭和59年 (1984年)	・ ボランティア活動助成金交付事業開始
昭和60年 (1985年)	・ 福祉のまちづくり事業=ボランティア事業(国庫補助事業) ・ 福祉活動協力校(現:福祉活動推進校/高校2校)開始
昭和61年 (1986年)	・ ボランティア担当職員配置(ボランティアコーディネーター) ・ ボランティア活動及び福祉教育の推進

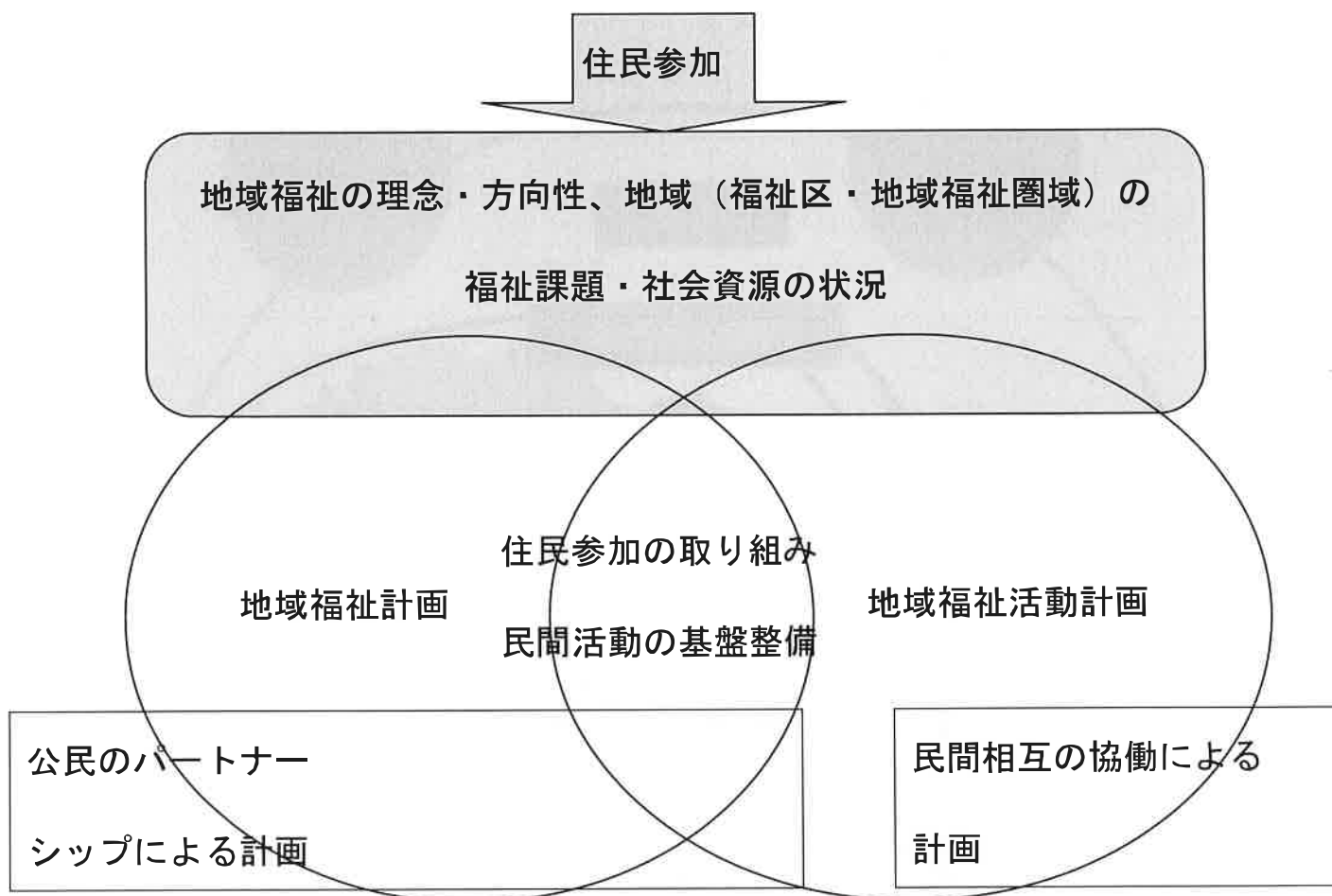
年表	活動内容
平成1年 (1989年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ぎのわん車いすマラソン大会（事務局運営／宜野湾市民福祉まつりの一環として）を開催（車いすマラソン大会は、平成7年～単独開催） ・ 友愛訪問活動事業実施 ・ 給食サービス事業実施（要綱設置平成元年）
平成3年 (1991年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあいのまちづくり事業（国庫補助） （ふれあい相談室設置及びふれあい相談員配置）
平成4年 (1992年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉機器リサイクル事業（～平成26年で終了）
平成6年 (1994年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「市民健康・福祉のつどい」（平成7年～健康・福祉都市づくりフェアに名称変更）第12回健康・体づくり市民大会・第7回市民福祉まつり合同開催
平成8年 (1996年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ あしび村やー（生きがい対応型）デイサービスモデル指定（新城区自治会／月2回開催）
平成10年 (1998年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ あしび村やー（生きがい対応型）デイサービス国庫補助事業開始（3年間／週2回から週4回へ事業拡大）
平成11年 (1999年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宜野湾市指定居宅介護支援事業所ふれあい開設（～平成17年度末で終了）
平成13年 (2001年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者社会参加促進事業（受託事業） ・ 日常生活自立支援事業りんどう（基幹社協）との協働推進 ・ あしび村やーデイサービス事業が介護保険事業「生きがい対応型デイサービス事業」市の主体事業として開始（委託事業）

年表	活動内容
平成14年 (2002年)	・ 生きがい対応型デイサービス事業が全自治会へ拡大
平成15年 (2003年)	・ 障害者社会参加促進事業の中で自動車免許取得と改造助成事業実施 ・ 宜野湾市障害児通園事業「愛育園」支援費制度移行に伴う設置主体が市より社協へ移管。
平成16年 (2004年)	・ 第1次宜野湾市地域福祉活動計画策定（5カ年計画）
平成17年 (2005年)	・ 総務省のモデル事業を受け、宜野湾市災害時要援護者避難支援対策協議会事務局運営 ・ ホームページ開設 ・ 子育てサロン事業設置・開始
平成18年 (2006年)	・ 地域支え合い活動委員会設置 ・ 地域福祉コーディネーターの配置
平成19年 (2007年)	・ 自治会加入促進運動 (～平成22年まで／平成23年～市民生活課にて)
平成20年 (2008年)	・ まちでニッコリ(*^_^*)あいさつ声かけ運動推進
平成21年 (2009年)	・ 宜野湾市ボランティアセンター運営委員会設置 ・ 宜野湾市民生委員児童委員連絡協議会事務局移管 (宜野湾市役所から社協へ)

年表	活動内容
平成22年 (2010年)	・ ボランティアセンター運営委員会要綱整備並びに設置
平成23年 (2011年)	・ 第2次宜野湾市地域福祉活動計画策定（5カ年計画） 《行政計画と一体化した計画策定》
平成24年 (2012年)	・ チュイシージーセンターさんさん設置 ・ 高齢者地域生活支援事業（市からの移管事業）
平成25年 (2013年)	・ 宜野湾市地域支え合い活動支援委員会設置 ・ 宜野湾市権利擁護センター「うるる」開所及び専門員配置 ・ 給食サービスモデル事業（3ヶ所） ・ 財政委員会設置
平成26年 (2014年)	・ 健康・福祉都市づくりフェアから「市民福祉まつり」に単独開催
平成28年 (2016年)	・ 生活支援体制整備事業受託 ・ 第3次宜野湾市地域福祉活動計画策定（5カ年計画） ・ ひとり親家庭生活支援事業受託

3 計画の位置づけ

第3次宜野湾市地域福祉活動計画は、第3次宜野湾市地域福祉計画と整合性を図りながら、住民参加及び活動の基盤整備を各関係計画や関係機関と連携しながらすすめていきます。



* 全国社会福祉協議会「地域福祉活動計画策定指針」（2006年）
を参考にして宜野湾市社会福祉協議会にて作成

4 計画の期間

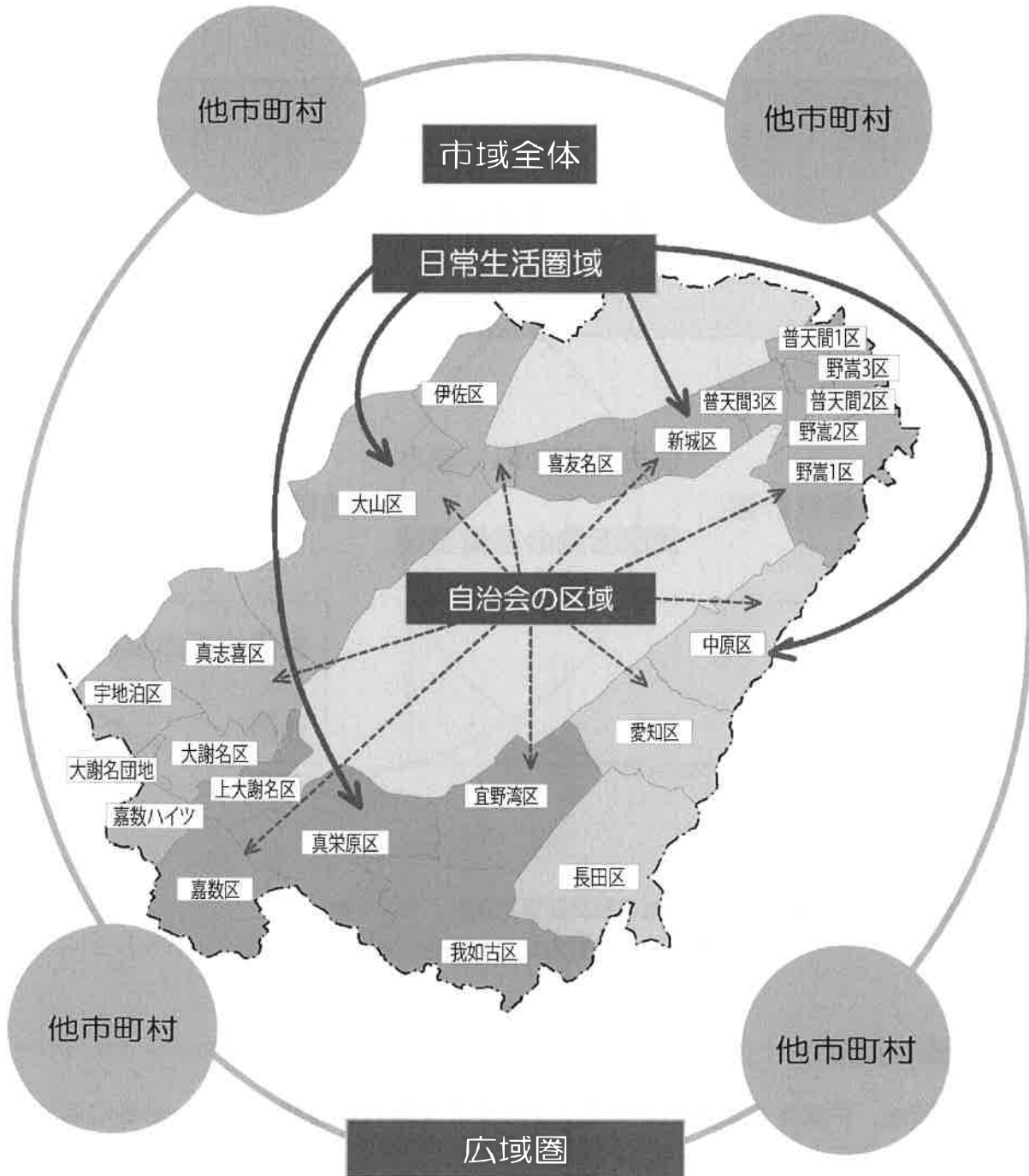
計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年計画とし、必要に応じて見直しをおこなうこととします。

また、第3次宜野湾市地域福祉計画との整合性を図りながら進めていくものとします。

5 「地域」の範囲

身近な地域で、「福祉サービスの提供」や「市民の活動」をスムーズにするため、地域の範囲を下記のように設定していきます。

<福祉圏域の図>



第2章 どのような地域をめざすのか

1 計画の基本理念

「第三次宜野湾市地域福祉活動計画」では、これまでの計画の考え方を引き継ぎ、以下の基本理念を位置付けます。

チュイシージーの心で創る

人と人がつながるやさしい都市 ^{まち} ぎのわん

市民一人ひとりの個性や考えが尊重されるとともに、
自分の持つ力を活かし、時には人を支え、時には支えられながら、
あいさつや笑顔が飛び交い、幸せに暮らすことができるまちをめざします

人と人がつながるやさしい都市 ^{まち} ぎのわんとは・・・

- 「市民一人ひとりの個性や考えが尊重される」ことが基本になります。年齢や性別、障がいの有無、国籍、家庭環境などにかかわらず互いを認め合い、それぞれの個性に応じて、自分の目標や夢に向かってチャレンジし、夢をかなえることができるまちです。
- 人生のなかでわたしたちは、場面によっては支援する側であったり、支援される側であったりします。例えば思いやりの言葉や笑顔一つだけでも誰かを支えたり、逆に勇気づけられたりするものです。自分の持つ能力を地域や誰かを支えることに活かし、豊かな関係を築くことのできるまちです。
- そして、あいさつや笑顔が飛び交い、活気にあふれ、市民が中心（主役）の平和なまちのことです。

2 基本目標

まち
基本理念にかかげた都市を実現するため、計画の骨格となる目標を以下の通り定め
ました。

目標1：みんなで支える地域づくり

みんなで支え合い地域づくりを進めるために、身近な地域での市民相互の連携充実を図って行きます。また、活動の場の充実や地域で取り組む防災対策、新しい福祉課題に向きあう社会福祉法人の責任と使命を果たすべく活動の充実も図って行きます。近年の福祉課題に取り組むべく、生活困窮者自立支援並びに子どもの貧困対策への課題に対して連携・協働体制の構築を図りながら推進して行きます。

目標2：福祉を担う心豊かな人づくり

福祉を担う心豊かな人づくりを行うため、福祉教育や地域人材・資源の掘り起し等により担い手育成を図って行きます。また、ボランティア人材の育成や福祉団体への支援を行いながら、ボランティア人材の育成・活用・活性化を図って行きます。

目標3：すべての人にやさしい福祉のまちづくり

子どもや高齢者、男性や女性、障がいの有無、国籍などにかかわらず、誰もが生き生きと活動し、安心して暮らしつづけることができるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりをすすめます。そのため、バリアフリーの環境整備をはじめ、情報提供や相談体制の確立、権利擁護の仕組みの充実を図ります。

目標4：組織強化に努めます

社会福祉法人改革が進められる中、宜野湾市社会福祉協議会の法人組織強化に努めます。また、事務局体制の強化をとおり、ワークライフバランス、一人一人のやりがいと市民福祉に寄与していける体制づくりにも努めます。

目標5：財政基盤強化に努めます

宜野湾市社会福祉協議会は、公共性・非営利性を持つ法人格であり、補助金・受託金・寄付金等から組織が成り立つ公共性の高い法人としての役割を果たすべく、自主財源の確保に向けた取り組みや社協会費・赤い羽根共同募金への取り組みの充実も図って行きます。

3 計画の体系図（第3次宜野湾市地域福祉活動計画）

目標1：みんなで支える地域づくり

(1) 連携体制の充実

- 1) 「地域支え合い活動委員会」の充実
- 2) 地域福祉コーディネーターの活動の充実

(2) 活動の場の充実

- 1) チュイシージーセンターの周知・活用促進
- 2) 自治会・福祉団体の活性化
- 3) 地域での居場所・活動の場の充実

(3) 地域で取り組む 防犯・防災対策の充実

- 1) 避難行動要支援者に対する支援の充実

(4) 生活困窮者自立支 援対策の推進

- 1) 住居の確保並びに自立支援に向けた支援
- 2) 生活に対する支援の実施

(5) 子どもの貧困対策 の充実

- 1) 貧困の連鎖を断ち切るための包括的な支援

(6) 新しい福祉課題に 向き合う社会福祉法人 の責任と使命

- 1) 社会福祉法人等の社会貢献・公益活動の実施

(7) 社会参加と安心して 暮らせるまちづくり

- 1) 生活支援体制整備事業の推進

(8) 高齢者の居場所づ くり・福祉サービス支 援

- 1) 高齢者生活支援事業の実施
- 2) 給食サービス事業・見守り活動の実施

(9) 子ども達の居場所 づくり・福祉サービス 支援

- 1) 子ども達の居場所づくり・福祉サービス支援

目標 2 : 福祉を担う心豊かな人づくり

(1) 担い手の育成

- 1) 福祉教育の充実
- 2) 地域を担う人材・資源の掘り起し・育成
- 3) 民生委員・児童委員や福祉団体の養成・支援

(2) ボランティアの育成・活用

- 1) ボランティア活動の充実
- 2) ボランティアコーディネーターの活動の充実
- 3) 福祉活動の充実に向けた取り組み

目標 3 : すべての人にやさしい福祉のまちづくり

(1) バリアフリーのまちづくり

- 1) 移動手段の確保
- 2) 福祉サービス及び情報提供の充実

(2) 相談支援・情報提供体制の強化

- 1) 相談窓口の充実
- 2) 誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり

(3) 権利擁護の仕組みの充実

- 1) 福祉サービス利用援助事業の充実促進
- 2) 子どもから高齢者の権利侵害や虐待防止への連携

目標 4 : 組織強化に努めます

(1) 宜野湾市社会福祉協議会組織体制強化

- 1) 理事・評議員会の体制強化
- 2) 監査体制強化
- 3) 事務局運営の強化

目標 5 : 財政基盤強化に努めます

(1) 宜野湾市社会福祉協議会財政基盤強化

- 1) 自主財源の確保について
- 2) 社協会費について
- 3) 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動について
- 4) 中期財政プランについて

4 市民、地域団体、事業所、社会福祉協議会、行政の役割

(1) 市民

市民は、地域社会を構成する一員として、地域の課題に対し、市民同士で支え合いながら、課題解決にむけ、行動していくことが求められます。そのために、日頃から隣近所同士で積極的にコミュニケーションを図ることともに、身近な地域に関心を持ち、無理なく地域活動に参加していくことが大切です。

(2) 地域団体

地域団体は、市民同士が連携する土台となり、自治会等の地域団体においては、常に組織の充実・強化に努めるとともに、地域に暮らす市民に対し適切な情報提供、地域活動参加への働きかけを行うなど、市民の地域活動の受け皿としての役割が位置づけられます。さらに、地域団体で受け止めきれない課題が生じた場合、行政などに繋げていくことが重要な役割になります。

(3) 事業所

事業所は、保健医療福祉関係をはじめ、就労、住まいなど生活全般に関わって、市民の地域での暮らしを支えるサービスの提供機関としての役割が求められます。さらに、それぞれの専門性を活かしながら、市民の支え合いづくりへの積極的な関わりを期待します。

特に、社会福祉法人については、制度や市場原理では満たされないニーズに応じていくなど、公益的な活動の一層の実践を期待します。

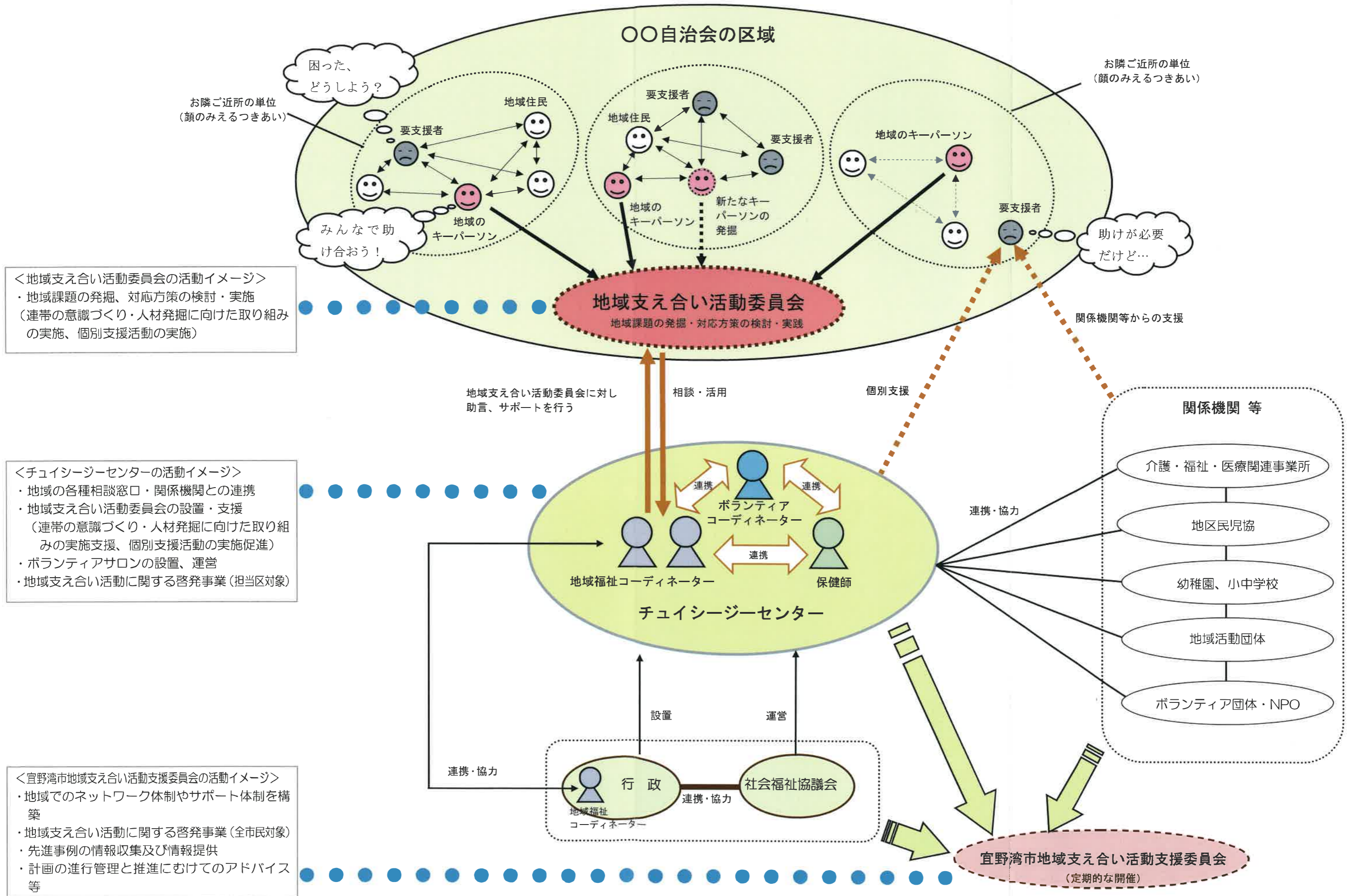
(4) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法で地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられています。本市社会福祉協議会においては、ボランティアの育成を通じた人づくりはもとより、地域の支え合いづくりにも取り組んでいき、今後ともさらに本市の地域福祉推進の中心的役割を担います。

(5) 行政

市行政においては、本地域福祉計画策定の主体として、計画に盛り込んだ施策の実施、点検、評価など計画の進行管理していくことが重要です。したがって、本計画を着実に推進していくために市民、地域団体、事業所等との連携・協力を図り、進めていくこととします。

5 地域福祉の推進体制（宜野湾市チュイシージーネットワーク ～地域の支え合いのしくみ～）



6 重点プロジェクト

1. 「子どもたち一人ひとりが輝ける都市を目指して」^{まち}

～今、私達に出来ること～

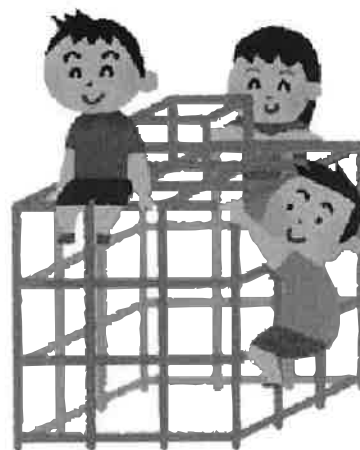
昨今、子どもの貧困がクローズアップされ、沖縄県は子どもの貧困率が全国一であり、沖縄県全体の貧困率が約3割とされています。長引く経済不況や社会情勢が大きく変化する中で、大きな社会問題となっています。一方、子ども食堂や子どもに対する施策が全県あげて推進されており、子どもの貧困の連鎖防止に向けた取り組みや居場所づくりの充実が本市においても求められています。

本計画においても、子ども達ひとり一人が健やかな成長を地域社会で育み、自己肯定感を高め、希望や夢を持てる地域社会づくりを宜野湾市・市内各関係機関との協働連携を図りながら実践していきます。また、市民参画のもと事業推進にも努めていきます。



【取り組み】 P 25～26より抜粋引用

1. 子どもの居場所づくり（子ども若者居場所の設置）
2. 歳末たすけあい募金の活用
3. 他の居場所づくりとの連携



【5年後の姿】

中学校卒業後の子ども達が自らの居場所を見つけ、社会性を育み、自立し、夢や希望をもって社会生活を送っている。また、歳末たすけあい募金を活用した、取り組みが市民に浸透している。



2. 「生活困窮世帯への支援強化」

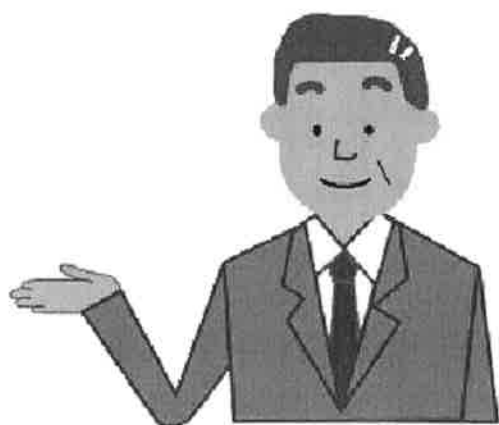
～自立した生活を目指して～

バブル崩壊後、長引く経済不況の中、リーマンショックによる世界的な金融危機が日本経済へもあおりを受け、派遣切りが社会的な問題となり、職を失う世帯や生活に困窮する世帯が多くなってきました。この様な状況の中、平成27年施行された生活困窮者自立支援法では、住宅の確保や一時生活の支援、ハローワークとの連携等が実践されています。一方、社会福祉協議会においてもふれあい相談所をはじめ、生活困窮世帯に対し、福祉金庫貸付事業、法外援護支援や生活福祉資金の貸付等生活自立に向けた支援を実践してきました。また、平成28年度からはひとり親世帯に対する施策も実施する事となりました。

本計画においては、貧困の連鎖を断ち切るべく自立生活に向けた福祉サービスの充実や宜野湾市・市内各関係機関との協働連携を図りながら実践していきます。また、市民参画のもと事業推進にも努めていきます。

【取り組み】 P24～25より抜粋引用

1. ひとり親生活支援の家賃補助事業【新規】
2. 福祉金庫貸付事業
3. 緊急一時支援（法外援護）
4. 生活福祉資金貸付事業
5. 歳末たすけあい募金の効果的な活用
6. フードドライブ活動



【5年後の姿】

生活困窮者自立支援施策との連携を図りながら、困窮世帯の自立生活に向けた支援策が充実している。また、ひとり親世帯に対する支援策も充実し、安心して生活していける基盤づくりが行われている。

3. 「社会福祉法人運営協議会（仮称）の充実に向けて」

～法人としての地域貢献活動～

近年の社会福祉法人改革に伴い、社会福祉法人は地域における公共性の高い事業を推進する事が求められてきました。

本市においても宜野湾市内における地域課題に目を向け、社会福祉法人が一体となって取り組んでいく事が求められます。

平成29年4月の社会福祉法改正施行に伴い、宜野湾市では「社会福祉法人運営協議会（仮称）」を設置し、市内の社会福祉法人が意見交換を交わしながら地域課題の解決に向けた取り組みを実践して行きます。

【取り組み】P27より引用

1. 「社会福祉法人運営協議会（仮称）」



【5年後の姿】

市内、社会福祉法人が協働連携を図りながら、地域福祉課題の解決に向け事業が横断的に取り組まれている。

《重点プロジェクトを進める上で大切にしたい事》

市民一人ひとりの個性や考えが尊重され幸せに暮らしていけるよう、住民相互の支え合い活動をとおり、「人を支える喜び」「人に支えられる喜び」を住民自らが実感できるまちづくりや行政、福祉、医療、保健等関係者とのネットワーク体制を構築し、住民主体による地域福祉活動を目指します

各 論 みんなで取り組む地域福祉

目標 1 みんなで支える地域づくり

目標 2 福祉を担う心豊かな人づくり

目標 3 すべての人にやさしい福祉のまちづくり

目標 1 : みんなで支える地域づくり

(1) 連携体制の充実

市民同士が日常生活での不安や困りごとについて、地域で解決していくことができるよう、支え合いを実践するための組織づくりや、そのサポート体制の構築、連携の仕組みづくりを行います。

1) 「地域支え合い活動委員会」の充実

【基本的な考え方】

地域に暮らす市民同士がつながる中で、支え合い・福祉活動の輪を広げ、市民の抱える課題の発見・解決に取り組んでいくことができるよう、各自治会における「地域支え合い活動委員会」の設置及び活動の充実を図ります。

「地域支え合い活動委員会」は、自治会役員、民生委員・児童委員、地域で活動している実践者を中心に、広く市民の参加協力を得ながら活動を展開していくものとし、それぞれの地域が抱える生活課題の発見やその解決に向けて、地域活動の推進を行うなど、地域のやり方で主体的に取り組んでいくものとして位置付けます。

【具体的な取組み】

①全自治会（23自治会）区域での「地域支え合い活動委員会」の設置促進

地域福祉活動を全市的な活動として展開していくため、引き続き、全自治会区域での「地域支え合い活動委員会」の設置を促進していくものとします。

地域福祉コーディネーターを中心に未設置自治会に対し意見交換会の実施を行っていきなご、全自治会設置に向けた働きかけを継続して行っていきます。

《目 標》

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
委員会設置	23自治会	23自治会	23自治会	23自治会	23自治会
福祉総務課との定例会	12回	12回	12回	12回	12回

②地域支え合い活動委員会の周知【新規】

市民に対し、地域支え合い活動委員会の周知徹底及び取り組みへの参加促進を図るため、社協ホームページでの紹介や自治会だよりでの広報、福祉事業所等でのチラシの設置依頼等を実施します。

③個別支援活動の実施促進

地域づくり活動と併せて、支援を必要とする人を支えていくための具体的な福祉活動を展開していく必要があります。そのため、地域の熟度に応じて個別支援活動の展開を促進していくこととします。また、「見守り SOS ネットワーク事業（仮称）」で企業・団体等を巻き込んだ形での活動の充実を促進していきます。

＜具体的な活動の例示＞

- ・ 支え合いマップの作成
- ・ 企業や団体等との意見交換
- ・ 企業や団体等の見守り活動
- ・ 個別支援台帳の作成
- ・ 日頃からの見守り活動 等



④宜野湾市地域支え合い活動支援委員会の活用

地域づくりが実践しやすい支援体制を宜野湾市全体で構築し、課題共有を行っていくために「宜野湾市地域支え合い活動支援委員会」が宜野湾市役所福祉推進部担当課により設置され、地域支え合い活動委員会や活動実践者等から挙がってくる困難な課題等について協議・助言をもらいながら課題解決に向けた取り組みが行えるように活用していきます。

2) 地域福祉コーディネーターの活動の充実

【基本的な考え方】

チュイシーセンターに引き続き地域福祉コーディネーターを配置し、「地域支え合い活動委員会」では解決できない・難しい課題に対して地域実情に応じ、関係機関との協働・連携を図りながら解決に向けて検討していくとともに地域支え合い活動支援委員会を活性しながら、住民自らが課題解決できるよう支援を行います。

【具体的な取り組み】

①地域福祉コーディネーターの配置と活動の充実

チュイシーセンターに配置されている地域福祉コーディネーターは、「地域支え合い活動委員会」との協働・連携を図るとともに、地域と関係機関との連携をサポートするコーディネート及びコミュニティソーシャルワーク機能を担うものとし、活動の充実に努めます。

＜目 標＞

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域福祉コーディネーター 間意見交換会	6回	6回	6回	6回	6回

②地域との協働による問題解決の取り組み実施

地域福祉コーディネーターは、地域と協働して問題解決に取り組んでいくものとします。具体的な活動は地域の自主性を尊重し、住民に対し適切な情報提供を図り、住民かつ地域福祉活

動に参加できるようサポートしていきます。また、必要に応じて地域の担い手(キーパーソン)となる人材の発掘や育成、支え合いマップのマニュアル作成や講演会の開催に向けた企画づくり等専門的立場から様々な地域活動を促進していく為に地域支え合い活動委員会等に対し、支援していきます。

《目 標》 *研修会：視察研修・講演会・報告会等

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
研修会等の開催	10回	12回	14回	16回	18回

③地域福祉コーディネーターの資質向上【新規】

地域福祉コーディネーターのスキルアップを図るため、コミュニティソーシャルワークに関する技術論や技術実習等、資質向上に資する各種研修への参加促進を図ります。

《目 標》

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
研修会への参加	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ

(2) 活動の場の充実

地域での相談・福祉活動を充実させていくため、拠点となる活動の場の周知を行います。また、自治会区域での活動や福祉活動を活性化させていくためにも、自治会や福祉団体の活性化を図ります。

1) チュイシーセンターの周知・活用促進

【基本的な考え方】

市民が気軽に利用できる相談・支援窓口、地域活動の交流・情報交換の場となるよう、チュイシーセンターの設置を継続していくとともに、各種情報媒体を用いて市民への周知を図ります。また、身近な健康相談や個別支援に対応していくことができるよう、保健師の配置を行います。

【具体的な取組み】

①チュイシーセンターの設置継続及び市民への周知徹底

相談窓口、ニーズ把握、マネジメント等を行う拠点であるチュイシーセンターについては、設置を継続していき、市民福祉ニーズに合わせてチュイシーセンターの機能充実に努めます。また、市民へ各種情報媒体を用いてチュイシーセンターの活動の内容や効果を周知していくとともに、イベント時や各種活動を推進する中でチュイシーセンターの周知を行います。

《目 標》

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
広報周知	実施	実施	実施	実施	実施

②保健師の配置

チュイシーセンターへの保健師の配置を継続するとともに、地域住民からの健康課題や福祉課題を地域福祉コーディネーターと連携しながら、支援していける体制づくりを作っていきます。

2) 自治会・福祉団体の活性化

【基本的な考え方】

住み良いまちづくりやきめ細かな支え合い活動を展開するためにも、地域の自治会の活性化が不可欠です。自治会の活性化に向けて、現在実施している加入促進の取り組みを継続していくとともに、市民にとって関心の高い内容（防犯・防災、健康づくり、子育て支援、環境）について自治会を中心とした事業や研修会の開催を促進し、自治会加入に繋げていきます。

また、各種福祉団体の活性化を図るため、福祉施設・団体、事業所、NPO、ボランティア団体との連携・情報共有を図るための支援を行います。

【具体的な取組み】

①自治会加入促進活動への参加

自治会加入促進強化事業への参加協力を実施していくとともに、地域支え合い活動委員会等の地域福祉活動をととした自治会加入促進に向けた取り組みを行っていきます。



②「まちでニッコリ (*^_^*) あいさつ・声かけ運動」の推進

地域や企業、学校等との連携のもと「まちでニッコリ (*^_^*) あいさつ・声かけ運動」の継続・充実を図ります。具体的な取り組みについては、まちニコ推進委員会で検討し、取り組みを実施していきます。また、毎月25日の「まちニコデイ」における各種広報活動の強化を図るとともに、運動に対する協賛等の協力依頼、バッジ着用依頼等を行っていきます。また、これらの取り組みについて、「まちニコ推進委員会」で具体的な充実方策を検討していきます。



《目 標》

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
まちニコ推進委員会の開催	4回	4回	4回	4回	4回

③福祉団体と各種地域資源との連携・情報共有支援

市内の福祉団体と福祉施設、事業所、NPO、ボランティア団体等の把握を行うとともに、相互交流・情報交換の機会創出に努める中で、連携・情報共有を促進し活動の活性化を図ります。

3) 地域での居場所・活動の場の充実

【基本的な考え方】

住み慣れた地域で市民同士が出会い、交流し、仲間づくりを行っていくためには、誰もが気軽に利用できる居場所・活動の場が必要です。特に、ミニデイサービス事業・子育てサロン活動においては、住み慣れた地域で安心して暮らしていける体制づくりが求められており、地域の居場所としての役割が期待されます。また、多様な福祉団体の活動や保健活動の充実や交流の機会を図るため、子育てや健康増進機能等を備えた交流施設（仮）総合保健福祉センター）の整備に向けた取り組みを進めます。

【具体的な取り組み】

①市民の交流・活動の場づくり

自治会でのミニデイ（あしび村やーデイサービス）や子育てサロン等、市民に身近な地域公民館等で行われている支え合いの仕組みや各種交流事業について、内容の充実に努め、市民への周知や参加促進を図ります。併せて、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していきます。



さらに、子どもから高齢者、障がいのある人もない人も誰もが一緒に楽しく過ごすことのできる場所として、宜野湾市役所福祉・健康推進部担当課と富山型デイサービスの普及について努めていきます。

②「交流施設」の整備に向けた取り組みの推進

真栄原地区において予定している“子育てや健康増進機能等を備えた交流施設”の早期整備に向け、働きかけを行っていきます。

③宜野湾市社会福祉センターの運営管理

地域住民の福祉増進と地域福祉活動の育成を図ることを目的に、昭和53年より宜野湾市社会福祉センターの運営管理を実施しています。

また、福祉・ボランティア団体の活動拠点になるようセンター機能の充実に努めます。そのため、社会福祉センターの老朽化に伴い、危険箇所の速やかな改善を図り、安全性に十分配慮していきます。

(3) 地域で取組む防災対策の充実

災害に対する市民の意識啓発を行うとともに、万一の災害時に避難行動要支援者を市民相互で助け合うため、支援体制の確立を図ります。

1) 避難行動要支援者に対する支援の充実

【基本的な考え方】

災害時に避難行動要支援者を適切に支援していくことができるよう、登録者名簿整備の充実や関係機関の連携を図ります。また、地域での平時からの見守りを行っていくための取り組み等を推進します。

【具体的な取組み】

①避難行動要支援者名簿の充実

宜野湾市災害時要援護者避難支援計画に基づいて作成した「避難行動要支援者名簿」について、登録者名簿整備の充実及び適宜更新を図ります。また、地域福祉総合支援システムにより情報の共有化を図り、災害時における避難支援の迅速化に努めるとともに、宜野湾市災害時要援護者避難支援対策協議会の活動を通し、行政、社会福祉協議会、自治会、福祉団体等といった避難支援関係機関のネットワークの充実を図ります。



《目 標》

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
要支援者登録	190名	210名	230名	250名	270名

②避難行動要支援者に対する日常的な見守り支援体制の充実

訪問等による本人の同意確認のもと、「避難行動要支援者名簿」の登録者情報について地域の関係者間（地域包括支援センター、事業所、自主防災組織等）で共有化を図り、日頃からの見守り支援や災害時対応に役立てていくものとします。

また、災害時の避難行動要支援者の迅速な避難に向け、避難支援に向けた地域住民への意識づくりや家族・当事者の意識の向上・自助の意識の向上にも努めていきます。



《目 標》*市民防災室との意見交換

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
支援体制構築に向けた意見交換会	3回	3回	3回	3回	3回
防災学習会	2回	2回	2回	2回	2回

③宜野湾市地域防災計画の推進

市民に対し、宜野湾市地域防災計画やハザードマップ、防災手帳の周知を図るとともに、災害情報を伝達するネットワークの構築や避難場所の確保・周知を図ります。加えて、津波一時避難ビルの指定拡充や市民に対する周知を図ります。

④宜野湾市災害時要援護者避難支援対策協議会の事務局運営

宜野湾市災害時要援護者避難支援対策協議会の事務局運営を効果的効率的に運営していけるよう、宜野湾市役所・宜野湾市社会福祉協議会との連携を図りながら、避難行動要支援者の登録や地域で実践されている見守り活動から支援活動まで繋がっていける体制整備に向けた活動を行っていきます。

また、平成17年に策定された「宜野湾市災害時要援護者避難支援計画」が策定後、10年経過しており、災害時に関する支援のあり方が見直されている状況の中で本計画においても見直しを行い、新たに計画を策定していきます。

《目 標》

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画見直し	検討	検討	策定・実施	実施	実施
協議会事務局のあり方	検討	検討	方針		

(4) 生活困窮者自立支援対策の推進

生活困窮者の自立支援に向けて、相談や住宅の確保、一時生活の支援等を図ります。

1) 住居の確保並びに自立支援に向けた支援

【基本的な考え方】

未婚や離婚、DV等により一時的に住宅等の確保が必要でかつ、自立向上に意欲のあるひとり親世帯に対し、生活環境の改善と子どもの支援を踏まえ、短期間の家賃補助による住宅支援を行います。

また、自立生活に向けた福祉サービスの支援や適切な窓口への繋ぎの役割も担っていきます。

【具体的な取組み】

①ひとり親生活支援の家賃補助【新規】

母子生活支援施設が整備されるまでの間、先行的な取組みとして、民間賃貸住宅の借り上げにより、低廉な家賃で住まいを提供し、併せて生活支援を総合的に行っていくことを実施します。

②福祉金庫貸付

社協独自事業として、一時的に生活が厳しくなった世帯等に対して小口資金の貸付を行い生活の維持を図るとともに、関係機関との連携を図りながら自立に向けた支援を行います。

③緊急一時支援（法外援護）

自然災害等による被災や緊急援助を必要とする世帯への一時的な支援（金品や生活物資等）を行っていきます。また、関係機関等との連携を図り、生活状況の改善に向けた支援を行います。

④生活福祉資金貸付事業

沖縄県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の相談窓口として地域住民からの相談を受け、世帯の自立に向けた支援を行っていきます。償還に関しては、沖縄県社会福祉協議会と協力し、指導及び援助を強化していきます。また、民生委員と連携して償還指導や実情把握にも努めていきます。

⑤歳末たすけあい募金の効果的な活用方法について

歳末たすけあい募金（一部）を活用し、明るい正月を皆で迎えていけるよう困窮世帯に対し見舞金を支給し支援を実施していきます。また、新1年生（小・中）を対象に学用品準備支援に係る一部助成も行っています。

2) 生活に対する支援の実施

【基本的な考え方】

一時的な生活支援に対し、関係機関との連携により今後の生活の安定に向けた支援を行います。

【具体的な取組み】

①フードドライブ活動の普及【新規】

家庭で余っている食べ物を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付するフードドライブ活動について、広く市民への周知を図り、活動への参画促進に努めます。

また、この活動からいただいた善意の寄付を困窮世帯に対し一時的な生活支援として提供していきます。

(5) 子どもの貧困対策の充実

全ての子ども達が夢と希望を持って成長していくことのできる社会を実現していくためにも、子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないようにしていくとともに、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう包括的な支援を図ります。

1) 貧困の連鎖を断ち切るための包括的な支援

【基本的な考え方】

生活困窮世帯の子が将来的にも生活困窮とならないよう、支援に向けた体制づくりや居場所づくり等貧困の連鎖を防止します。

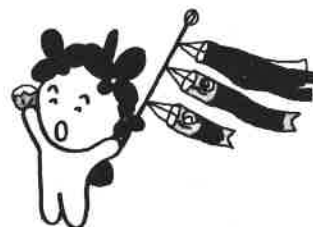
【具体的な取組み】

①子どもの貧困対策に向けた行政との連携・体制整備【新規】

子どもの貧困対策の推進に向けた体制を整備し、各種取り組みの検討・実施を図っていくとともに、包括的な支援を進める中で生活困窮者への支援等への普及を図ります。

②居場所づくり実施検討（子ども若者居場所の設置）【新規】

子ども自らが自分の暮らしや生活に目を向け、社会性を身につけ、自立していける環境づくりを図り、中学校卒業後においても夢や希望に向かってサポート出来る居場所づくりを目指します。また、市内で先駆的に実践している居場所づくりとの連携を図っていきます。



③歳末たすけあい募金の効果的な活用方法について

歳末たすけあい募金（一部）を活用し、新1年生（小・中）を対象に学用品準備支援に係る一部助成を実施しています。

(6) 新しい福祉課題に向きあう社会福祉法人の責任と使命

社会福祉法人は、制度内の福祉サービスを実施する福祉制度を着実に運用するだけでなく、本来の使命を発揮するために、地域に生じてくる新たな福祉課題・生活課題に着目した公益的な取り組みとしての福祉サービス活動の充実を図っていきます。

1) 社会福祉法人等の地域貢献・公益活動の実施

【基本的な考え方】

社会福祉法人は公益性・非営利性を背景に支援が必要な方々への適切なサービス提供者としての役割を再認識し、現代の福祉課題に柔軟な発想と柔軟な支援が求められています。

また、社会福祉協議会は、福祉関係者とボランティア、福祉活動を実践する市民の方々等から構成される組織であり、この特性を活かした活動を推進していきます。

【具体的な取組み】

①多様な福祉課題・生活課題への対応について

近年の福祉課題・生活課題は多様な要因を背景に複雑化している現状の中、社会福祉法人としての公共性・非営利性を強みに市民福祉・市民ニーズに対する対応できる体制を整えていきます。

②「社会福祉法人運営協議会（仮称）」の設置に向けた取組みについて

多様な福祉課題・生活課題を実践して行く為にも市内の社会福祉法人が一丸となって問題に取り組んでいかなければなりません。

「社会福祉法人運営協議会（仮称）」を設置し、市民福祉・市民ニーズに目を向けて取り組んでいきます。

《目 標》

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
協議会設置	説明会	設置	実施	実施	実施



(7) 社会参加と安心して暮らせるまちづくり

平成27年の介護保険改正に伴い、総合事業が推進され、宜野湾市では平成28年3月1日から事業移行開始し、地域包括ケアシステムの構築が求められていきます。

本市においては、既存の福祉制度を活用しながら新たな地域づくりが求められており、住民同士の支え合い体制づくりを図っていきます。



1) 生活支援体制整備事業の推進

【基本的な考え方】

既存の福祉活動を充実しながら、住民同士で支え合っている体制づくりを実践して行きます。

【具体的な取組み】

①地域資源の把握・充実・開発について

宜野湾市内の地域福祉サービスや住民同士の集いの場（子どもから高齢者まで集える場）、地域の支援ニーズの発掘等地域資源の把握に努め、住民同士が支え合っている体制を作っていきます。

また、新たなサービスの開発に向けても宜野湾市役所健康推進部担当課との協働・連携を図りながら推進していきます。

②第2層協議体の設置運営について

第2層協議会（各中学校区）を地域実情や地域状況に応じた立ち上げを行い、住民主体を基本とする地域ニーズや地域実情に応じた協議運営を行い、福祉関係者や地域住民等との連携や情報共有を図る場として活用していきます。

また、宜野湾市健康推進部担当課にて設置する第1層協議体との協働・連携を図りながら総合事業並びに生活支援体制整備の充実に向けた検討を行っていきます。

《目 標》

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
協議会設置	4校区	4校区	4校区	4校区	4校区

③生活支援コーディネーターの配置について

生活支援コーディネーターを各協議体毎に配置し、生活支援コーディネーターは、地域ニーズや地域実情を把握し、住民主体を基本とする姿勢を保ちながら第2層協議体でのコーディネート機能の役割を果たしていきます。

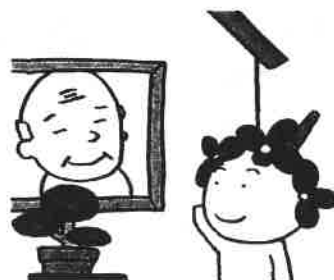
(8) 高齢者の居場所づくり・福祉サービス支援

住み慣れた地域で安心して暮らしていける都市づくりを実践していく事が求められてきます。本市においては、介護保険サービス外の福祉サービスとして高齢者の居場所並びに支援を充実していきます。

1) 高齢者生活支援事業の実施

【基本的な考え方】

住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、居場所づくり並びに社会的孤立の解消に向け福祉サービスの充実に努めていきます。



【具体的な取組み】

①生きがい対応型デイサービス

65歳以上の高齢者の方で、地域の方との交流の場づくり、健康保持に努め、楽しく日々の生活を過ごしていけるよう、地域の公民館（23公民館）で週1回開催しています。

②軽度生活援助事業

65歳以上の一人暮らしの方、または高齢者世帯で日常生活の援助が必要な方に対し、ヘルパーの派遣を行います。

③寝具丸洗い仕上げ事業

65歳以上の一人暮らしの方、または高齢者世帯で寝具類の衛生管理が困難な方に対し、寝具類一式の洗濯、乾燥、消毒を行います。

④保健飲料（ヤクルト）給付事業

家に閉じこもりがちな一人暮らし高齢者のご自宅へ週1回保健飲料をお届けし、心のふれあいの機会をつくるとともに見守り支援を行います。

2) 給食サービス事業・見守り活動の実施

【基本的な考え方】

住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域住民との交流や見守り活動を実践して行きます。また、地域独自で見守り対象者に対して、給食サービスを提供する事での見守り活動も強化していきます。

【具体的な取組み】

①給食サービス・見守り活動事業

1. 給食サービス事業（社協型）

十分な食事を確保できない又は、虚弱などを理由に安否確認や見守り支援が必要な高齢者世帯等に対し、地域ボランティアによる訪問活動を行っています。また、サービスを提供することで地域との結びつきを強化し、孤独感の解消を図ります。

2. 見守り活動事業

地域で安否確認や見守り支援が必要と認められる世帯を対象に高齢・障がい等の年齢を問わず地域との結びつきを目的とし、週1回以上、地域ボランティアによる訪問活動を行います。また、地域資源を活用した配食による見守り活動も展開します。

＜目 標＞

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見守り活動助成事業	6自治会	8自治会	10自治会	12自治会	14自治会
給食サービス事業(地域型)	6自治会	7自治会	8自治会	9自治会	10自治会

(9) 子ども達の居場所づくり・福祉サービス支援

地域の中で子ども達が育っていける環境をつくっていきます。また、児童発達支援事業愛育園の運営を継続的に実施し、親子参加型の療育の場としての提供を行っていきます。

1) 子ども達の居場所づくり・福祉サービス支援

【基本的な考え方】

親子が集いながら、子育ての情報交換や交流を深める機会を創っていきます。また、児童発達支援事業愛育園の運営を継続的に実施し、親子通園による療育の場の充実に努めて行きます。

【具体的な取組み】

①子育てサロン事業

1. 子育てサロン運営

地域に暮らす子育て中の親と子が集い、地域の方（ボランティアや民生委員）と楽しくおしゃべりしたり遊んだりしながら交流を図り、子育てに関する情報交換を行います。



《目標》

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
意見交換会の開催	1回	1回	1回	1回	1回



②児童発達支援事業愛育園の運営

ことば・発達の遅れや、行動・コミュニケーションが気になる子ども達へ、早期に集団保育（療育）及び個別指導を行い、楽しい遊びの中から、からだ、こころの発達を支える親子参加型の療育の場です。

目標 2 : 福祉を担う心豊かな人づくり

(1) 担い手の育成

市民一人ひとりが、思いやりの心をもって地域と関わっていくことができるよう、福祉意識を高め地域人材の掘り起こしを行うとともに、ボランティア活動などを気軽にできることからはじめていく環境を整えます。

1) 福祉教育の充実

【基本的な考え方】

「ボランティア活動推進校」の取り組みをはじめ、学校教育や社会教育の中で福祉教育の実践を図ります。また、地域活動へのボランティアの参加を呼び掛けていくなど、地域での実践を通し市民への福祉意識を高めます。

【具体的な取組み】

①子ども期からの福祉教育の推進

子ども期から他人に対する思いやりを育むため、小中学校における心の教育（障がい者による講話等）やボランティア活動並びにボランティア活動推進校の指定に向けての活動の推進を図ります。

また、指導教員に対しての福祉教育学習の機会を設け福祉教育の推進が図れるよう学習会の開催を行います。

《目 標》

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
活動推進校 指定	12校	14校	16校	18校	20校
指導教員への 福祉教育学習	1回	1回	1回	1回	1回

②地域での実践から学ぶ福祉意識づくり

地域活動への市民の参画を促進し、支え合いの活動の輪を広げるとともに、活動を通じて福祉意識を高めます。また、地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者・障がい者等を地域で支える意識の高揚を図ります。



2) 地域を担う人材・資源の掘り起こし・育成

【基本的な考え方】

地域支え合い活動委員会を主体とした活動に対し、できるだけ多くの市民に参加してもらえよう、参加の機会を促進していくなど、地域に埋もれている人材発掘を支援します。また、地域で抱える問題に対し、市民が主体的に解決できるよう、研修会の実施や活動を通じた実践の中で資質向上を図っていきます。

社会福祉士現場実習や実習をともし次世代の担い手の発掘・育成にも努めて行きます。

【具体的な取組み】

①地域の担い手（キーパーソン）の発掘・育成

市民の関心の高い地域づくり活動を実施し、参画を促進していくとともに、地域の担い手（キーパーソン）となる人材の発掘及び活動を通してその育成や「地域支え合い活動委員会」への参画に繋げていきます。また、地域福祉コーディネーターとボランティアコーディネーターが連携し、地域支え合い活動委員会の取組みの中でボランティアの発掘を行うとともに、実践を通して養成を図ります。

＜地域づくり活動の例示＞

- ・「まちニコ推進隊長任命式」や「ひろめ隊団体企業活動報告会」の実施
- ・市HPへの「今月のまちニコさん」の掲載等を通じた「まちでニッコリ(*^_^*)あいさつ・声かけ運動」の周知
- ・学校を通じた「まちニコ運動」普及の充実
- ・自治会加入促進といった地域づくりの取組みの継続による連帯の意識づくり
- ・関係機関との協働による地域コーディネーター養成講座の開催

②企業等に対する働きかけの実施【新規】

市内に立地する企業等に対して、各種地域づくり活動への参画を促していくため、「まちでニッコリ(*^_^*)あいさつ・声かけ運動」の企業報告会等といった機会を通し、各種地域づくり活動の情報提供を図ります。



③社会福祉士現場実習・愛育園実習・インターンシップ等の実習指導について

今後の福祉人材を育成していく上でも学生の実習受け入れを積極的に行い、法人としての社会的役割を担っていきます。

3) 民生委員・児童委員や福祉団体の養成・支援

【基本的な考え方】

地域では、民生委員・児童委員が市民の身近な相談相手として生活課題を拾い上げ、福祉活動を実践する存在として重要な役割を担っています。

また、福祉団体や当事者団体が自立して会活動が実践していけるよう支援体制の構築を図り支援していきます。

【具体的な取組み】

① 民生委員・児童委員の確保・充実

市民に最も身近な相談相手となる民生委員・児童委員については、担い手不足により確保が難しい状況もみられるため、新たな人材の確保に向けて民生委員・児童委員の役割や意義、活動内容等の周知を図っていきます。

＜目 標＞ *市民児連協との共催も含む。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
研修会の開催	1回	3回	3回	3回	3回

② 福祉団体や当事者団体の支援活動（母子寡婦福祉会・手をつなぐ親の会等）

福祉団体や当事者団体が自立した会活動が実践していけるよう支援していきます。

（2）ボランティアの育成・活用

ボランティア活動の充実に向け、情報発信や活動拠点の活用促進、ボランティア同士の連携充実を図るとともに、大学や企業等への働きかけを行うなど、市民ぐるみによるボランティアの育成・活用を図ります。

1) ボランティア活動の充実

【基本的な考え方】

ボランティアに関する情報発信や活動の拠点である「ボランティアサロン」の活用を促進していくとともに、ボランティア団体間の交流・連携、学生ボランティアの活用、企業等の社会貢献の促進を図るなど、ボランティア活動の充実を促進します。

【具体的な取組み】

① ボランティアサロンの周知・活用促進

チュイシージーセンターにボランティアサロンを設置し、ボランティアに関する情報発信やボランティアを必要とする市民への紹介を行うボランティア活動の拠点として活用するとともに、市民やボランティア人材に対し、その周知を図ります。

②ボランティア同士の連携促進

ボランティア団体間の交流の場・交流機会の確保に努めるなど、ボランティア同士の横の連携・充実を促進します。

《目 標》

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
ボランティアの集い開催	1回	1回	1回	1回	1回

③大学との連携による学生ボランティアの活動の促進【新規】

貧困の連鎖を断ち切るための学習支援をはじめ、各種ボランティア活動について、大学生ボランティアの参画を促進していきます。また、市内の大学との協働・連携を図っていくなど、学生ボランティアの取り組みの充実に努めます。

④企業等の社会貢献の促進【新規】

市内企業や商工会、社会福祉法人等に対し、地域福祉の各種取り組みについての周知を図り、地域活動への参加を促進していくとともに、今後とも寄付や活動への協賛を募っていくなど、地域での社会貢献を仰ぎます。

⑤退職者を対象とした生涯現役活躍支援の実施【新規】

生涯現役で活躍することを支援するため、退職者を対象に地域貢献を促進するための講座の開催等を図り、できること・得意なことでの社会参加を促進していきけるよう宜野湾市役所福祉推進部・企画部担当課と連携しながら取り組んでいきます。

⑥災害ボランティアの体制づくりの検討【新規】

災害時にボランティアの受入れや派遣の調整等が迅速に機能できるよう、災害ボランティアのあり方について検討していきます。

⑦ボランティアセンター運営委員会

本市におけるボランティア活動の振興を図るため、地域課題への対応、開発的・先駆的に課題に対する取り組みを通じ、ボランティア活動に参加しやすくするための体制整備を行っていきます。

《目 標》

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
委員会開催	6回	6回	6回	6回	6回

⑧NPO 法人や市民活動団体との連携・協働の充実

NPO 法人や市民活動団体と宜野湾市における福祉課題解決に向けた連携・協働を図って行きます。

2) ボランティアコーディネーターの活動の充実

【基本的な考え方】

チュイシーセンターにボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアに関心がある人に対し、ボランティアに関する講座や研修会を紹介するとともに、ボランティアの依頼に対し、ボランティア人材の紹介を行う等、活動実施の支援を行います。

また、地域支え合い活動委員会に対し、地域でのボランティア発掘の支援を行います。

【具体的な取組み】

①ボランティア育成・活用の充実

各種ボランティア養成講座や研修会などへ市民参加を促進し、ボランティアの育成を図ります。また、ボランティアコーディネーターは、育成したボランティア人材の登録を図るとともに、ボランティアを行いたい人、お願いした人とのマッチングを含めボランティアに関するコーディネートに努める等、積極的に人材の活用を行います。

3) 福祉活動の充実に向けた取組み

【基本的な考え方】

気軽に福祉活動に参加できる場や社会福祉にの発展に功労のあった方々への表彰をとおり、地域福祉を多くの方に推進していける仕組みづくりに取り組んでいきます。

①社会福祉大会の開催

地域の「絆」を強くする支え合いの構築が求められ、市内各関係機関が協働し、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりが実践される中で、市民、福祉関係者が一堂に会し、多年にわたり社会福祉の発展に功労のあった方々を顕彰し、本市の地域福祉の更なる充実・発展に向けて大会を開催しています。

《目 標》

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
大会の開催	1回	1回	1回	1回	1回

②市民福祉まつりの開催

子どもから高齢者まで様々な市民が気軽に福祉活動に参加できる場（ふれあい・交流）づくりをとおり、新たな地域資源の開発、提案につなげていくことを目指し開催します。

《目 標》

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
市民福祉まつりの開催	1回	1回	1回	1回	1回

目標3：すべての人にやさしい福祉のまちづくり

(1) バリアフリーのまちづくり

移動が困難な高齢者、障がい者等への移動支援を行います。また、市民が住み慣れた地域で暮らし続けていくことができるよう支援を行います。

1) 移動手段の確保

【基本的な考え方】

移動の困難な市民への外出・移動支援を図るため、リフト付き車両の貸し出しや車いすの貸し出しを行います。

また、障がい者の移動支援として、自動車運転・改造助成を行い、運転免許の取得並びに運転装置の取り付けの一部助成を行い自立促進に向けた支援も行っていきます。

【具体的な取組み】

①リフト付き車両の貸し出しの充実

リフト付き車両の貸し出しを行い、車いす使用者及び重度肢体不自由者の移動支援を行います。

②車いす貸し出し

外出や福祉サービスの手続きの間、車いすが必要な方へ短期的な（最長3カ月）車いす貸し出しを行います。

③自動車運転・改造助成事業

自動車免許の取得、運転装置取付等の自動車改造の一部助成により、障がい者の社会参加と自立促進を目的に実施します。

④福祉バスの貸し出し

地域住民や団体交流等を目的に福祉バスの貸し出しを行います。

2) 福祉サービス及び情報提供の充実

【基本的な考え方】

情報不足になりがちな視覚障がい者等に対する支援や手話・点訳のノウハウを持つボランティアを養成し、自立した生活が送れるよう福祉サービス及び情報提供の充実に努めます。

【具体的な取組み】

①手話奉仕員養成講座（入門・基礎・ステップアップ講座）

身近な地域において手話奉仕員の育成・派遣等が望まれており、聴覚障がい者の社会参加に役立てるため、手話奉仕員の養成を行います。

②点訳講座

視覚障がい者に対し幅広く情報を提供するための点訳者の養成並びに障がい者福祉の啓発を図ります。

③点字・声の広報発行事業

情報不足になりがちな視覚障がい者等に対し、市報、社協だより等の広報誌、当事者の必要な情報等を点訳・音訳し、日常生活に必要な情報を提供することにより、視覚障がい者の生きがいと社会参加を図ります。また、声の広報発行において、音訳ボランティアの育成につなげるための養成講座を行います。

（２）相談支援・情報提供体制の強化

市民の抱える複雑な問題に適切に対応し、最適なサービスを選択できるよう、福祉や健康に関する各種相談支援体制の充実をはじめ、情報提供の充実を図ります。

1) 相談窓口の充実

【基本的な考え方】

相談支援体制の強化に努め、悩みを抱えた市民を適切な窓口やサービスに繋がられる取組みの充実を図ります。

また、誰もが気軽に相談できる相談窓口として、地域、関係機関、関係団体、地域における各種相談窓口との連携を深め、相談内容を適切に繋ぐことのできる支援体制の強化に努めます。

【具体的な取組み】

①相談窓口の充実・連携

地域の各種相談窓口（地域包括支援センター、地域子育て支援拠点事業、障がい者相談支援事業所等）との連携体制の構築に努めます。

また、チュイシーシーセンターで市民の各種相談に対応できる総合的な相談窓口としての体制の充実努めます。

②総合相談（ふれあい相談所）

誰もが気軽に相談できる窓口として、ふれあい相談所を設置し、関係機関との連携を深め

ながら相談支援の充実に努めていきます。

また、無料法律相談を月2回実施し、法律の専門家との連携のもと多様な相談に対応していきます。

③福祉金庫貸付《再掲》

社協独自事業として、一時的に生活が厳しくなった世帯等に対して小口資金の貸付を行い生活の維持を図るとともに、関係機関との連携を図りながら自立に向けた支援を行います。

④緊急一時支援（法外援護）《再掲》

自然災害などによる被災や緊急援助を必要とする世帯への一時的な支援（金品や生活物資等）を行っていきます。また、関係機関等との連携を図り、生活状況の改善に向けた支援を行います。

⑤生活福祉資金・緊急小口資金《再掲》

沖縄県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業・緊急小口資金の相談窓口として地域住民からの相談を受け、世帯の自立に向けた支援を行っていきます。償還に関しては、沖縄県社会福祉協議会と協力し、指導及び援助を強化していきます。また、民生委員と連携して償還指導や実情把握にも努めていきます。

⑥フードドライブ活動の普及【新規】《再掲》

家庭で余っている食べ物を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付するフードドライブ活動について、広く市民への周知を図り、活動への参画促進に努めます。

⑦歳末たすけあい募金活用について《再掲》

歳末たすけあい募金（一部）を活用し、明るい正月を皆で迎えていけるよう困窮世帯に対し見舞金を支給し支援を実施する困窮世帯見舞金支給事業を行っています。また、新1年生（小・中）を対象に学用品準備支援に係る一部助成も行っています。

⑧第三者委員会の設置

福祉サービス利用者からの苦情の適切な解決に努めるとともに、利用者へ適切に対応していくため、第三者委員会を設置し、福祉サービスの充実・強化を図ります。

2) 誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり

【基本的な考え方】

広報誌やホームページといった市民に身近な媒体を用い、福祉サービスや保健福祉に

関する各種制度、地域支え合い活動委員会の取組みに関する情報提供の充実を図ります。

【具体的な取組み】

①情報提供の充実

必要とする情報がいつでも入手できるよう、福祉サービスや地域に関する情報提供の充実を図ります。広報誌・ホームページに掲載する内容の充実、更にはマスコミを活用し多様な情報提供に努めます。

(3) 権利擁護の仕組みの充実

判断能力が不十分な方の権利が侵害されることが無いよう、権利擁護の仕組みの充実と利用促進を図ります。

また、子どもから高齢者の権利侵害や虐待防止等に向けて各種事業（地域支え合い活動委員会・ミニデイサービス・子育てサロン・見守り活動等）を通して宜野湾市福祉・健康推進部担当課との連携を図ります。

1) 福祉サービス利用援助事業の充実促進

【基本的な考え方】

福祉サービスの手続きの援助や日常的な金銭管理や書類の管理に支援が必要な認知症高齢者や知的・精神障がい者に対し、宜野湾市や関係機関との連携のもと、福祉サービス利用援助の普及促進を行います。また、権利擁護に関する支援拠点である「宜野湾市権利擁護支援センターうるる」について、専門員の充実や機能・運営面の充実を図ります。

【具体的な取組み】

①福祉サービス利用援助事業の普及

多様な広報媒体（広報誌やホームページへの掲載、窓口へのパンフレット設置等）により福祉サービス利用援助事業の普及を図ります。

②「宜野湾市権利擁護支援センターうるる」の充実

「宜野湾市権利擁護支援センターうるる」について専門員の確保・充実に努めるとともに、機能の拡充や運営のあり方を検討していきます。

2) 子どもから高齢者の権利侵害や虐待防止への連携

【基本的な考え方】

子どもから高齢者の権利侵害や虐待防止に向けて宜野湾市福祉・健康推進部担当課との連携を図っていきます。

『G1 社協発展プラン』

目標4 組織強化に努めます

目標5 財政基盤強化に努めます

G 1 社協発展プラン

目標 4 : 組織強化に努めます

(1) 宜野湾市社会福祉協議会 組織体制強化

昭和47年に法人化し、平成29年には法人設立45年を迎えこれまで以上に法人としての組織強化が求められます。これからの法人運営のあり方も含め市民福祉、地域福祉二ーズに役立ていける組織づくりを実践していきます。

1) 理事・評議員会の体制強化

【基本的な考え方】

社会福祉法等の一部改正に伴い、平成29年より社会福祉法人制度の改革が求められます。社会福祉法人格を有する本会においては、理事・評議員の選任のあり方について議論を深め、法律施行に伴う改正を実施していきます。

また、理事・評議員が法人事業へ参画しやすい事業説明及び説明責任を果たしていきます

【具体的な取組み】

①理事会及び評議員会の委員選任について

社会福祉法等の一部改正に伴う、現制度からの移行が行われるにあたり、本会における理事選任規程・評議員選任規程の見直しを実施し、執行機関としての責務、議決機関としての責務をはたしていける委員選任を行っていきます。

②法人事業への参画が実施しやすい会運営及び説明について

理事・評議員が法人事業運営に参画しやすくするための事業説明及び説明責任、全体研修会を実施すると共に、執行機関・議決機関としての機能を果たしていけるよう体制整備を図ります。また、法人会計が複雑化している中で、一つ一つの事業への理解や法人会計の理解がしやすいよう事務局として説明責任を果たしていく仕組みづくりを行います。

2) 監査体制強化

【基本的な考え方】

監査体制を強化し、複雑化した事業執行・事務分掌等会計処理を明確化し、理事・評議員・市民の皆様への説明責任を果たしていきます。また、社会福祉法人会計基準が複雑化している現状を踏まえ、法人職員並びに監事共に監査体制における資質向上に努め、適切な監査体制を構築していく事とします。

【具体的な取組み】

①監査体制における指摘事項の徹底

平成24年の社会福祉法人会計改正（宜野湾市社協は、平成26年度から新会計基準へ移行）により複雑化した法人会計において、宜野湾市並びに監事による指摘事項に対し、法人運営が適切に運営していけるよう速やかに対応し、法令順守並びに規則遵守を徹底していきます。

②経営管理（ガバナンス）の強化

福祉サービスの質を高める事や情報開示を積極的に行い、説明責任を果たし市民から信頼される組織運営に努めます。併せて、経営管理の強化を行い、合意形成、組織決定がスムーズに行える事業経営に努めます。

3) 事務局運営の強化

【基本的な考え方】

ワークライフバランスを意識した職員一人一人のやりがいと市民福祉に寄与していけるよう、係体制の見直しや受託・委託事業の精査・労務規程の整備等を通して事務局体制の強化を図り安心して働ける環境を作っていきます。

また、職員一人一人が専門職としての意識を高め、法人職員全体で地域福祉を推進していく事を目的として業務を推進していきます。

【具体的な取組み】

①係体制の見直し並びに適正な組織運営

適正な係運営並びに職員人数を検討し、一人一人の業務が過重にならないよう職員間の連携を図りながら支援していける体制を構築します。また、適正な組織運営に向けて検討していきます。

②受託・委託事業等の精査

受託・委託事業等を精査しながら、今後の法人運営の展望や本市における地域福祉推進のあり方について役員との議論を重ねながら検討していきます。

③広報の充実に向けた検討について

多くの方に社会福祉協議会の活動を理解していただき、市民参画で事業推進が図れるよう、多様な広報媒体を用いながら広報活動を充実していきます。

《目 標》

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
広報誌	年6回	年6回	年6回	年6回	年6回

④新職員・中堅職員・管理職の研修機会の創出について

福祉サービスの充実に向け法改正が各分野ごとに行われ、法人としての役割や地域福祉推進に向けた職員一人一人の学習の機会が求められます。職員階層ごとの役割や業務により求められる内容の理解に向けた研修会への参加を行います。

⑤ワークライフバランスの充実

人の役に立ちたいという意欲ややりがいを常を感じながら個々のライフステージやワークライフバランスを考慮し、働き甲斐のある職場としての環境づくりに努めていきます。その為の体制整備や職員配置についても議論します。

目標5：財政基盤強化に努めます

(1) 宜野湾市社会福祉協議会 財政基盤強化

宜野湾市社会福祉協議会は、補助・受託・自主事業等から成り立ち公益性・非営利性を持つ法人である。しかしながら、法人としての自主財源は毎年厳しい状況にあり、今後も厳しい状況が継続される事も予想される。

安定的に法人運営が行っていきけるよう自主財源の確保に向けた取り組みを実践し、市民福祉・市民ニーズに応じていける財政基盤の構築を実践していきます。

1) 自主財源の確保について

【基本的な考え方】

法人の予算の約7割が補助・受託事業が占めており、残りは赤い羽根共同募金・社協会費・寄付金にて事業が運営されている現状である。安定的な法人運営が求められており、また、市民福祉・市民ニーズに応えるべく、自主財源を確保し地域福祉の推進に寄与していきます。

【具体的な取組み】

①社会福祉法人資金造成運営委員会の取組み

社会福祉法人資金造成運営委員会を開催し、今後の社協の自主財源確保に向けて検討していきます。平成31年以降については、平成30年度までの実情に鑑みながらあり方を検討していきます。



《目 標》

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
チャリティ ボウリング	福祉バス購入に向けて 3年間で330万円の積み立て			検討	検討

②自主財源の確保に向けた取組み

現在実施している「自動販売機設置」の事業を今後も継続して実施し、自主財源の確保に向けた取り組みを行っていきます。

また、既存の自動販売機を活用し、多くの企業へ協力を求めています。

《目 標》

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自動販売機 設置	6ヶ所	8ヶ所	10ヶ所	12ヶ所	14ヶ所

③基金の運用並びに積み立てのあり方について

現在、「備品等購入積立金」「福祉基金積立金」の2つの基金があり、いずれも本会の運営に直結した基金である。

備品等購入積立金においては、法人の運営に係る備品の購入の為に積立金である。また、福祉基金積立金においては、地域福祉全般において活用される基金である。

今後、財政委員会にて議論を深め、2つの基金について運用並びにあり方について検討していきます。

④一般管理費（仮称）の導入のあり方について

本会では、現在（平成28年4月現在）6つの受託事業を実施しており、全体予算の約2割を占めています。現状としては、事業規模によっては、法人からの財源持ち出しもあり、今後、法人運営が安定的に円滑に行っていくよう一般管理費（仮称）の導入に向けて福祉推進部と調整していきます。

2) 社協会費について

【基本的な考え方】

社協（会費）会員は、近年の社会経済状況などの変化により会員数の減少傾向がみられます。都市化により市民の自治会離れの傾向が強まり、その影響を受けて自治会をとおしでの社協戸別会員の加入促進が困難になりつつあります。広報誌などで周知し、市民や関係機関に呼びかけていき会費（会員）の充実を図ります。

【具体的な取組み】

①社協会費の有効的な活用について検討

戸別会費・団体会費等市民の皆様からご協力をいただく社協会費を市民福祉・地域福祉に還元していく事を目的に宜野湾市における福祉課題を明確化し、課題解決に向け会費の有効的な活用について検討していきます。

②企業への協力依頼強化について

企業への働きかけについて役職員が市内企業へ出向き、社協活動について丁寧に説明し、理解をいただきながら、協力を求めています。

③広報並びに用途の透明性について

社協活動会費の用途について市民の皆様へ分かりやすい広報の工夫を行いながら、用途の透明性についてもチェック体制を強化していきます。

3) 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動について

【基本的な考え方】

沖縄県共同募金会宜野湾市共同募金委員会において、募金運動に対する住民の関心を高め、募金活動を強化し、目標額を上回る額の確保に努め、配分金額の増額を図っていきます。

今後、組織体制や地域福祉推進を担う福祉団体等への活動助成に向けた取り組みを検討していきます。



【具体的な取り組み】

① 宜野湾市共同募金運営委員会の効果的な会運営について

宜野湾市共同募金運営委員会の機能や役割について再確認し、効果的な会運営に向けた検討を行っていきます。

② 歳末たすけあい募金の効果的な活用方法について

困窮世帯見舞金支給事業・新入学用品等準備支援助成事業・小地域ふれあい事業の3事業を実施しています。

困窮世帯見舞金支給事業においては、明るい正月を皆で迎えていけるよう困窮世帯に対し見舞金を支給し支援を実施していきます。新入学用品等準備支援助成事業においては、新1年生（小・中）を対象に学商品準備支援に係る一部助成を行っており、今後も継続して実施していけるよう検討していきます。小地域ふれあい事業においては、23自治会にて世代交流・住民参画、絆づくりを目的に開催し、今後も小地域ふれあいを通して活動を支援していきます。

③ 使途を明確にし、可視化出来る仕組みづくりについて

沖縄県赤い羽根共同募金会と協働しながら、募金の使途について市民に対し可視化していける仕組みづくりを行っていきます。

また、宜野湾市における赤い羽根共同募金の使い道についても市民に分かりやすい様工夫していきます。



4) 中期財政プランについて

【基本的な考え方】

現在の経済状況を鑑みながら、今後の安定的な財政運営・法人運営が展開されるよう「財政委員会」を継続して実施、中期財政プランを早期に作成します。

【具体的な取組み】

①中期財政プランの作成について

本会の法人運営が円滑に推進していけるよう「財政委員会」を開催し、中期財政プランを作成します。

《目 標》

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
財政プランの作成	検討	策定	→	→	見直し
財政委員会の開催	適宜開催	適宜開催	適宜開催	適宜開催	適宜開催

参考資料

- 1 宜野湾市地域福祉活動を推進する上での強み
- 2 第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価
- 3 推進委員会 審議日程及び審議内容
- 4 推進委員会 名簿
- 5 推進委員会 設置要綱
- 6 用語集
- 7 社会福祉法人 宜野湾市社会福祉協議会
基本理念・使命・行動指針

1 宜野湾市地域福祉活動を推進する上での強み

○行政

社協の受託事業、補助事業、各種事業において支援、協力体制が図られており、定期的な情報交換会、各種行政計画、社協計画や各種事業において、相互に支援、協力が図られ、連携体制が構築されています。

○地域包括支援センター

地域包括支援センターは、市内4カ所に設置されており、社協の高齢者事業や地域支え合い活動委員会、ミニデイサービス事業、権利擁護事業等の各種事業へ積極的に参加、協力していただいています。又、介護長寿課、地域包括支援センター、社協との連絡会を定期的開催し、常に情報の共有、連携体制が図られています。

○各種福祉事業所、団体

市内の各種福祉事業所、団体には、社協の団体会員（61箇所）になっていただくとともに、車いすマラソン大会、福祉まつり、福祉大会等の各種事業に積極的な支援、協力をもらっています。

○自治会

宜野湾市には23区の自治会組織があり、自治会長、書記が専任職員として配置されています。又、全ての自治会には公民館が整備され、気軽に地域住民が集える場所となっています。一方、公民館は、地域支え合い活動委員会、ミニデイサービス、子育てサロンの活動拠点として開放していただき、広く活用させてもらっています。

○ミニデイサービス実施団体、医療機関等

本事業は平成8年度本会のモデル事業として開始、平成14年度には全自治会で月4回3時間程度実施されています。平成27年度実績（利用者登録788名、年間延べ19,734名が利用者、ボランティア登録694名、年間延べ13,736名）昼食・おやつの調理、レクリエーションなどで支援いただき、住民主体の事業となっています。又、健康チェックやレクリエーションに地域の病院、施設（13箇所）から看護師、職員を派遣いただき、長年に渡り事業を支えてもらっています。

2. 第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画・第2次宜野湾市地域福祉計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標1:「みんながつながる」地域をつくります (1)連携体制の充実 1)「地域支え合い活動委員会」の充実 ①全自治会区域での地域支え合い活動委員会設置 ②連帯の意識づくり・人材発掘に向けた取組みの実施促進 ③個別支援・グループ支援活動の実施促進		
事業開始年度	平成18年～	事業種別	受託事業

1. 事業実施目的

事業概要	地域支え合い活動委員会の充実
事業実施体制	各自治会ごとで結成された「地域支え合い活動委員会」
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	「地域支え合い活動委員会」は、自治会役員、民生委員児童委員、地域で活動している実践者などを中心に、広く市民の参加協力を得ながら活動を展開していくものとし、それぞれの地域がかかえる生活課題の発見やその解決に向けて、地域住民が主体となって地域活動の推進を行うなど、地域の状況に応じたやり方で取り組んでいきます。
事業対象	各自治会の全市民（自治会未加入世帯も含む）
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・全自治会へ地域支え合い活動委員会を発足 ・関係機関を巻き込んだ個別支援及び地域支え合い体制の構築 ・それぞれの地域特性や状況に応じた活動展開の支援やアプローチ

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
地域支え合い活動委員会設置	目標	-	18自治会	23自治会	23自治会	23自治会
	結果	14自治会	15自治会	17自治会	19自治会	20自治会
福祉総務課との定例会	開催数	-	12回	12回	12回	12回

3. 職員評価

<p>●全自治会へ地域支え合い活動委員会を発足（評価：4）</p> <p>《成果》 23自治会中20自治会内にて地域支え合い活動委員会を設置することが出来た。</p> <p>《課題》 未設置地域における地域課題や問題意識等について自治会長・民生委員・地域住民と意見交換や確認作業等が行えなかった所で発足まで至らなかった。</p> <p>《必要性》 地域課題解決に向けた活動として今後も継続していく必要がある。</p>
<p>●関係機関を巻き込んだ個別支援及び地域支え合い体制の構築（評価：4）</p> <p>《成果》 個別支援やマップづくりを実施し、見守り体制の構築等を実施する事が出来た。また、関係機関との意見交換等も実施され、少しずつ関係性の構築を図ることが出来た。</p> <p>《課題》 関係機関と良好な関係が少しずつ出来ている中で、個別支援や見守り体制の構築に向けて動き出していない地域支え合い活動委員会へのアプローチや体制整備に向けての検討がなされていない。</p> <p>《必要性》 今後、安心して暮らせるまちづくりを実現していく為にもフォーマル・インフォーマルの力を高め、より一層の体制整備や体制の構築が求められる。</p>

●それぞれの地域特性や状況に応じた活動展開の支援やアプローチ (評価：4)

《成果》 地域特性に応じ、個別支援（見守り活動含む）への強化や防災活動からの地域活動推進等多岐に渡る地域課題に対し活動を実施する事が出来た。

《課題》 個別支援や防災活動まで実施する事が出来ず、地域課題・生活課題へのアプローチが実施できなかった。

《必要性》 地域特性に応じた支援活動を前提に今後も状況に応じた支援活動が必要である。

4. 総合評価

総合評価 4	<p>全自治会で地域支え合い活動委員会が実施できなかった点は課題であるが、如何に住民参加や住民の方々に参画していただけるのか議論を重ねながら今後も推進していきたい。</p> <p>見守り支援活動や防災減災活動等福祉活動を各地域ごとに充実し、地域主体のまちづくりが出来つつある点はこれまでの活動の成果であると考えます。</p> <p>今後も継続して行く為にも社協職員によるノウハウの蓄積や地域住民によるノウハウの蓄積等相互に連携・協働し、推進していける体制作りを考えていきたい。</p>
方向性：事業の進め方などに改善が必要	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画・第2次宜野湾市地域福祉計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標1：「みんながつながる」地域をつくります (1) 連携体制の充実 1) 「地域支え合い活動委員会」の充実 ④宜野湾市地域支え合い活動支援委員会の活用		
事業開始年度	平成25年～	事業種別	その他

1. 事業実施目的

事業概要	宜野湾市地域支え合い活動支援委員会の設置		
事業実施体制	宜野湾市地域支え合い活動支援委員会による事業実施		
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	地域づくりのための支援体制を宜野湾市全体で構築するために、「宜野湾市地域支え合い活動支援委員会」が、行政によって設置され、その中では、「地域支え合い活動委員会」や「チュイシージーセンター」から挙がってくる課題などを協議・助言をもらい、地域の課題などを解決できるよう、活用していきます。		
事業対象	地域支え合い活動委員会・チュイシージーセンター等の地域福祉活動		
事業目標	・地域支え合い活動委員会等から挙がってくる課題に対して助言指導をもらいながら円滑な委員会運営が出来るようにしていく。		

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
地域支え合い活動支援委員会設置に向けた会議の開催	目標	-	設置に向けた調整・準備等	設置に向けた調整・準備等	設置	設置
	結果	-	調整・準備等	検討する事が出来た	1回	0回
福祉総務課が主導となり昨年度設置。運営実施は、福祉総務課。						

3. 職員評価

●地域支え合い活動委員会等から挙がってくる課題に対して助言指導をもらいながら円滑な委員会運営が出来るようにしていく (評価：4)	
《成果》	地域支え合い活動支援委員会を設置する事が出来た
《課題》	地域課題を議論する事が出来なかった。
《必要性》	委員会開催が1回のみで今後の必要性や現状等について議論が出来なかったが、今後地域課題を解決していく為には、必要性は高いと感じられる。

4. 総合評価

総合評価 2	地域支え合い活動委員会から挙がってくる課題に対し、専門的な判断や助言アドバイスを頂きながら実施していく事が望ましいと考えられる。
方向性：事業の進め方などに改善が必要	今後は、事業の進め方や進行のあり方等を福祉総務課と連携しながら進めていきたい。

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画・第2次宜野湾市地域福祉計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標1：「みんながつながる」地域をつくります (1) 連携体制の充実 1) 「地域支え合い活動委員会」の充実 ⑤チュイシージーセンターへの配置について		
事業開始年度	平成24年より設置	事業種別	受託事業

1. 事業実施目的

事業概要	チュイシージーセンター設置及びセンター内への職員の配置		
事業実施体制	チュイシージーセンター設置		
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	市民の身近な相談・支援窓口・地域活動の交流・情報交換の場となるよう、チュイシージーセンターに地域福祉コーディネーターとボランティアコーディネーターを配置していきます。また、身近な健康相談や個別支援に対応していけるよう、保健師の配置についても行政担当課へ要請を行っていきます。		
事業対象	チュイシージーセンター設置及びセンター内への職員の配置		
事業目標	・チュイシージーセンターを1ヶ所設置 ・2カ所目のチュイシージーセンターのあり方について協議 (地域包括支援センターや相談支援事業所等との兼ね合いを考え、チュイシージーセンターのあり方や機能について協議する)		

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
チュイシージーセンターの設置	目標	-	調整	1ヶ所設置	継続	継続
	結果	-	福祉総務課と検討実施	1ヶ所設置	1ヶ所設置	1ヶ所設置
保健師配置	結果	-	-	-	1名配置	1名配置

3. 職員評価

●チュイシージーセンターを1ヶ所設置 (評価: 3)	
《成果》	チュイシージーセンターを1ヶ所設置する事が出来た。
《課題》	センターが社会福祉センター内のため、差別化が出来なかった。
《必要性》	今後は、チュイシージーセンターの必要性について行政担当課と検討していきたい。

●2カ所目のチュイシージーセンターのあり方について協議
 (地域包括支援センターや相談支援事業所等との兼ね合いを考え、チュイシージーセンターのあり方や機能について協議する) (評価: 2)

- 《成果》 2ヶ所目を設置する事が出来なかった。(ハード面の問題が大きかった為) 設置に向けた検討を行政担当課と実施する事は出来た。
- 《課題》 未設置のため課題はなし。
- 《必要性》 2ヶ所目の設置についても行政担当課と検討していきたい。

4. 総合評価

総合評価 3	チュイシージーセンターのあり方について行政担当課と調整をしながら検討していく事が望ましい。また、社協内にあるふれあい相談室との兼ね合い等を検討する必要がある。
方向性：事業の進め方などに改善が必要	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画・第2次宜野湾市地域福祉計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標1：「みんながつながる」地域をつくります (1) 連携体制の充実 2) 地域福祉コーディネーターの活動の充実 ①地域福祉コーディネーターの配置と役割 ②地域との協働による問題解決の取り組み実施		
事業開始年度	平成18年～	事業種別	受託事業

1. 事業実施目的

事業概要	地域福祉コーディネーター活動の充実		
事業実施体制	地域福祉コーディネーター		
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	地域福祉コーディネーターの役割として、「地域支え合い活動委員会」へのアドバイス実施や、地域と関係機関（行政や地域包括支援センター、子育て支援センター、障がい者相談支援事業所、小中学校、地域活動支援センター、福祉施設・団体、NPO法人など）との連携をサポートするコミュニティソーシャルワーク活動を担う役割を位置づけます。その実践に向けて地域に根付いた活動を行う必要があることから、地域住民のニーズを迅速にキャッチできるようにチューシージーセンター単位ごとに地域福祉コーディネーターを配置して行きます。 地域福祉コーディネーターは、地域と協働して問題解決に取り組んでいくものとします。具体的な活動は地域の自主性を尊重し、その内容に応じてサポートしていくこととなりますが、必要に応じてキーパーソンとなる人材の育成、支え合いマップのマニュアル作成や講演会の企画を行うなど、地域活動を促進するための取り組みを実施します。		
事業対象	全市民		
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉コーディネーターのスキルアップ ・コミュニティソーシャルワーク活動を理解した、地域支え合い活動委員会へのアプローチ及びアドバイス等の活動展開 ・地域と関係機関をつなぐパイプ役としての支援体制や社会資源体制の構築 ・支え合いマップの作成や企画運営 		

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
地域福祉コーディネーター人員配置	目標	-	-	-	-	-
	結果	3名	4名	4名	4名	4名
地域福祉コーディネーター間の情報交換	開催数	-	-	-	4回	8回
	延べ参加者数	-	-	-	22名	45名

3. 職員評価

●地域福祉コーディネーターのスキルアップ (評価：3)

- 《成果》 各種研修会への参加や地域支え合い活動委員会間での情報交換及び市外市町村社協などとの意見交換を行う事が出来た。
- 《課題》 毎年職員の入れ替わりがあり、ノウハウの蓄積が出来ない。
- 《必要性》 福祉制度や地域環境は日々変化してくので、常に最新の情報や学習の機会を設け資質向上に向けた支援体制は必要不可欠である。

●コミュニティソーシャルワーク活動を理解した、地域支え合い活動委員会へのアプローチ及びアドバイス等の活動展開 (評価：2)

- 《成果》 地域支え合い活動委員会の実情に応じた活動展開が行えた。
- 《課題》 職員一人一人の経験や知識が業務へ反映されることが多い為、画一的な支援やアドバイスの展開等が出来ない。
- 《必要性》 コミュニティソーシャルワーク活動について職員間で理解を深め、地域支え合いの実情に応じた活動展開を行う事が必要である。

●地域と関係機関をつなぐパイプ役としての支援体制や社会資源体制の構築 (評価：3)

- 《成果》 地域関係機関との連携を図ることが出来た。
- 《課題》 各種関係機関や地域の方々とのパイプ役としての役割がどれくらい果たし切れたかの評価が出来ていない。また、何が課題として挙げられるのかを職員間で把握していく事が必要である。
- 《必要性》 今後職員としての資質向上を含め、パイプ役としての機能をしっかり果たしている体制が必要であり、社会資源の活用等を深めていきたい。

●支え合いマップの作成や企画運営 (評価：3)

- 《成果》 数か所ではあるが支え合いマップを作成する事が出来た。
- 《課題》 マップ作成後のマップ活用のあり方等について検討する事が出来なかった。
- 《必要性》 マップ作成し、活用方法について議論を重ねながら視覚的に確認し合える作業は必要不可欠である。今後、見守りや支援活動を展開していく中で必要である。

4. 総合評価

総合評価 3	今後も地域福祉コーディネーターを継続的に配置しながら、コミュニティソーシャルワーク事業の展開を充実していく事が求められる。しかしながら、職員の資質向上を図ることが難しかったため資質向上に向けたあり方を検討していく必要性がある。
方向性：事業の進め方などに改善が必要	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画・第2次宜野湾市地域福祉活動計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画 評価事業項目	<p>目標1：「みんながつながる」地域をつくります (1) 連携体制の充実 3) ボランティアコーディネーターの活動の充実 ①ボランティア育成・活用の充実 ②地域支え合い活動委員会を通じた地域ボランティアの発掘</p> <p>目標1：「みんながつながる」地域をつくります (2) 担い手の育成 2) 地域を担う人材の掘り起し・育成 ①地域の担い手（キーパーソン）の発掘・育成</p>		
事業開始年度	ボランティア活動 昭和61年～	事業種別	受託事業

1. 事業実施目的

事業概要	地域住民の関心を高めるボランティアとしての担い手発掘
事業実施体制	ボランティアコーディネーター
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	地域福祉コーディネーターと連携しつつ、地域支え合い活動委員会の取り組みの中で地域ボランティア発掘を行うとともに、実践を通して養成を図ります。また、地域住民の関心の高い地域づくり活動を実施し、住民の参画を促進していくとともに、地域の担い手（キーパーソン）となる人材の発掘及び活動を高めるための研修会などを通して担い手の育成を図ります。
事業対象	全市民
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域支え合い活動委員会を通じたボランティア発掘 ・ 住民参加の場の提供 ・ ボランティアの発掘・育成（研修会の開催・相談窓口の拡充）

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
担い手育成研修会	目標	-	-	1回	-	-
	結果	-	-	実施なし	実施なし	実施なし

3. 職員評価

●地域支え合い活動委員会を通じたボランティア発掘（評価：3）	
《成果》	環境美化活動等、各支え合い活動をおしボランティア発掘に取り組んでおり、地域活動に対する意識を高めることができた。
《課題》	地域支え合い活動は、地域福祉コーディネーターを中心にサポートしており、ボランティアコーディネーターとの連携強化が必要である。
《必要性》	地域の人材発掘・育成は課題であり強化し取り組む必要がある。

●住民参加の場の提供 (評価：3)

- 《成果》 地域支え合い委員会をとおし、防災活動、環境美化（花植え）活動等、住民参加の場の提供ができた。また、ミニデイサービスへのボランティアの紹介等行うことが出来た。
- 《課題》 地域支え合い活動のみならず、自治会で実施する活動等へ幅広く繋げられる体制づくりが必要である。
- 《必要性》 世代に応じた地域活動への参加体制の構築が必要であり、取り組みが必要がある。

●ボランティアの発掘・育成（研修会の開催・相談窓口の拡充） (評価：3)

- 《成果》 ミニデイボランティア研修会やふれあいサポーター養成講座において、ボランティア活動の意識を高めることが出来た。また、ボランティアの相談窓口として周知を図りながら活動を行うことができた。
- 《課題》 地域の人材育成・発掘の観点から、地域支え合い活動委員会等と連携しながら取り組む必要があるが、研修会の開催に至らなかった。
- 《必要性》 ボランティアの発掘・育成は地域の担い手として重要であり、充実に向けた取り組みが必要がある。

4. 総合評価

総合評価 3	<p>他事業の研修会、講座等において、ボランティアの意識を高めるプログラムは提供できたが、地域住民を対象としたボランティアの育成、発掘までは取り組むことが出来なかった。地域支え合い活動委員会等をおし取り組む必要がある。</p> <p>地域支え合いにおいては、見守り、災害、環境美化等様々な活動を行う中から、ボランティアの発掘・育成は重要であり、現在の活動が更に充実したものになるよう地域福祉コーディネーター、ボランティアコーディネータと連携し推進する体制づくりが望まれる。</p>
方向性：事業の進め方等に改善が必要	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画・第2次宜野湾市地域福祉計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標：1「みんながつながる」地域をつくります (1) 連携体制の充実 3) ボランティアコーディネーターの活動の充実 ③ボランティアセンター運営委員会の充実		
事業開始年度	平成21年～	事業種別	自主事業

1. 事業実施目的

事業概要	宜野湾市ボランティアセンター運営委員会の充実		
事業実施体制	宜野湾市ボランティアセンター運営委員会		
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	ボランティア活動の振興を図るため、地域課題への対応、開拓的・先駆的課題に対する取り組みや各種事業の実施を通じて、ボランティア活動に参加しやすくなるための体制の整備を行い、地域における福祉コミュニティの形成を図るため、委員会を開催し、内容の充実を図る。		
事業対象	全市民（特にボランティア団体・ボランティア）		
事業目標	・住民がボランティア活動に参加しやすいための体制整備 ・委員会の充実及び運営		

3. 職員評価

●住民がボランティア活動に参加しやすいための体制整備（評価：3）	
《成果》	子どもたちへの夏休み期間のプログラム提供や、車いすマラソンのボランティアコーディネーター、社協だよりによるボランティア情報の提供などにより広報活動を行いながら体制整備を行う事が出来た。また、ボランティアの集いを実施することが出来た。
《課題》	各世代が身近な地域で取り組める体制整備まで至らなかった。
《必要性》	住民が地域課題を発見しボランティア活動に取り組めるよう検討していく必要がある。

●委員会の充実及び運営（評価：4）	
《成果》	各種事業の計画、評価、活動推進校並びに団体への助成金の審査等を行い適正な運営が出来た。
《課題》	委員会において、地域課題への対応、ボランティア活動へ参加しやすい体制の検討までなされていない。
《必要性》	外部の委員により運営しており、様々な分野の意見が活動の推進に反映されるよう今後も必要である。

4. 総合評価

総合評価 4	ボランティアセンター運営委員会は、様々な分野の方が委員になっており、各専門分野の視点によりボランティア活動に関する事業を実施することが出来たことは評価できる。しかし、地域課題への対応と含め地域ボランティアについての体制の検討までなされておらず、今後の課題といえる。
方向性：計画どおり事業を進めるのが妥当	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画・第2次宜野湾市地域福祉計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画 評価事業項目	目標1：「みんながつながる」地域をつくります (2) 担い手の育成 1) 福祉教育の充実 ①子ども期からの福祉教育の推進		
事業開始年度	昭和61年～	事業種別	自主事業

1. 事業実施目的

事業概要	ボランティア活動推進校及び福祉教育の充実
事業実施体制	ボランティアセンター運営委員会・ボランティアコーディネーター
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	「ボランティア活動推進校」の取り組みをはじめ、学校教育や社会教育の中で福祉教育の実践を図ります。また、地域活動へのボランティアの参加を呼びかけていくなど地域での実践を通して市民への福祉意識を高めます。
事業対象	全市民（特にボランティア活動推進校など）
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動推進校を23校まで増やします。 ・学校教育や社会教育の中での福祉教育を推進します。 ・はごろもチャレンジ隊・わくわくキッズ隊を継続して実施し、参加人数を増やしていきます。

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
ボランティア活動推進校の充実	目標	-	14校	17校	20校	23校
	結果	12校	10校	13校	13校	11校
福祉学習支援	目標	-	-	-	-	-
	結果	8回	3回	8回	14回	15回
はごろもチャレンジ隊	実習施設	6施設	8施設	8施設	11施設	11施設
	参加人数	18名	33名	22名	31名	40名
	参加校	4校	6校	4校	6校	7校
はごろも★わくわくキッズ隊	受入公民館数	-	-	-	8公民館	14公民館
	参加人数	-	-	-	36名	39名
	参加校	-	-	-	9校	9校

3. 職員評価

●ボランティア活動推進校を23校まで増やします（評価：3）	
《成果》	目標数値の23校を達成することが出来なかったが、担当教諭と連携し充実した活動の支援が行えた。
《課題》	毎年10校程度の指定であり、また、中学高等学校の指定が少ないことから学校へどう意識付を行っていくのか、取り組み方法を検討する必要がある。
《必要性》	子ども期から福祉教育の推進のため取り組みは必要である。

●学校教育や社会教育の中での福祉教育を推進します (評価：4)

- 《成果》 学校における福祉教育では、担当教諭と連携しながら様々なプログラムを提供し、ボランティア活動や障がい者・高齢者の理解など深めることが出来た。
- 《課題》 地域住民向けの講座（社会教育）との連携による取り組みが出来なかった。
- 《必要性》 幼少期から大人まで世代に応じた福祉教育の取り組みが求められており、充実が望まれる。

●はごろもチャレンジ隊・わくわくキッズ隊を継続して実施し、参加人数を増やしていきます

(評価：4)

- 《成果》 参加人数は増やすことが出来た。また、協力する実習施設・自治会も増加し、各関係機関との連携を図り、福祉・地域について理解を深めるプログラムを提供し福祉教育を推進することが出来た。
- 《課題》 はごろもチャレンジ隊(中学・高校生対象)、キッズ隊(小学生対象※4年生以上)を同時開催しており内容の充実を図りながら、今後、事業の統合による整理が必要なのか検討が必要。
- 《必要性》 高齢者、障がい者、地域活動の理解を深める場、子ども期からの福祉教育として

4. 総合評価

総合評価 4	ボランティア活動推進校及び福祉教育とも充実が図られた。特に子ども期の福祉教育においては担当教諭との連携により充実した内容にて取り組めた。しかし、各世代に合わせた福祉教育は十分取り組めておらず、今後の検討課題である。また、福祉教育の観点から、教育委員会との連携の強化も必要である。
方向性：事業の進めた方などに改善が必要	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画・第2次宜野湾市地域福祉計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標1：「みんながつながる」地域をつくります (2) 担い手の育成 1) 福祉教育の充実 ②社会教育における地域活動への展開 ③地域での実践から学ぶ福祉意識づくり		
事業開始年度	-	事業種別	受託事業

1. 事業実施目的

事業概要	福祉教育の充実
事業実施体制	社協職員及び専門講師・関係機関
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	「ボランティア活動推進校」の取り組みをはじめ、学校教育や社会教育の中で福祉教育の実践を図ります。また、地域活動へのボランティアの参加を呼び掛けていくなど、地域での実践を通して市民への福祉意識を高めます。
事業対象	全市民
事業目標	・学校教育や社会教育の中での福祉教育を推進します。

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
ふれあいサポーター養成講座	講座回数	-	4回	4回	4回	4回
	延べ受講者数	-	54名	29名	93名	51名
点字奉仕員養成事業	講習会参加者	-	20名	-	13名	10名
	修了者	-	10名	-	6名	8名
音訳奉仕員養成事業	講習会参加者	-	-	-	-	-
	修了者	-	-	-	-	-
手話奉仕員養成事業 (ステップアップ)	講習会参加者	15名	9名	16名	13名	10名
	修了者	9名	7名	8名	10名	10名
手話奉仕員養成事業 (入門)	講習会参加者	3名	5名	0名	7名	15名
	修了者	3名	3名	8名	4名	9名

3. 職員評価

●学校教育や社会教育の中での福祉教育を推進します (評価：4)

- 《成果》 毎年ふれあいサポーター養成講座・手話奉仕員養成講座を開催する事が出来た。また、福祉に関心の高い市民の知識や技術を高める場として活用出来た。
- 《課題》 講座の参加者数が少ない為広く市民に呼びかけ多くの参加者を募っていきたい。
- 《必要性》 市民に福祉教育を推進する機会として今後も講座を開催し広く周知していく事が必要である。

4. 総合評価

総合評価 4	広く市民参加がしやすい企画立案を行いながら福祉教育を推進していく事が望まれる。また、手話奉仕員養成講座を受講後の奉仕員の支援のあり方等についても障がい福祉課との連携が必要である。
方向性：事業の進め方などに改善が必要	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画・第2次宜野湾市地域福祉計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標1：「みんながつながる」地域をつくります (2) 担い手の育成 3) 民生委員・児童委員活動 ① 民生委員・児童委員の活動の充実		
事業開始年度	事務局運営：平成21年～	事業種別	その他

1. 事業実施目的

事業概要	民生委員・児童委員活動の充実
事業実施体制	民生委員児童委員連絡協議会及び事務局・担当行政課
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	地域では、民生委員・児童委員が市民の身近な相談相手として生活課題を拾い上げ、福祉活動を実践する存在として重要な役割を担っている。活動充実を図るため、市民への周知を図るとともに、地域課題に応じた研修会を実施します。
事業対象	民生委員・児童委員 (139名)
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の身近な相談相手としてのスキルアップ（協働で勉強会の開催等） ・事務局と民生委員との情報交換や協働・連携。 ・新しく委嘱された新任民生委員児童委員への研修会の企画

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
研修会の開催 (社協主催)	目標	-	1回	1回	2回	1回
	結果	-	0回	0回	1回	0回

・平成26年度は、各单位民協研修会等で講師対応を4回実施。

3. 職員評価

●市民の身近な相談相手としてのスキルアップ（協働で勉強会の開催等） （評価：4）	
≪成果≫	毎年勉強会を共催という形や講師派遣を行いながら勉強会を開催し、資質向上に努める事が出来た。
≪課題≫	講師派遣が市役所・社協が多くなり、外部講師の活用が十分になされなかった。
≪必要性≫	日々制度は変わり地域福祉の状況も変わってくる中でスキルアップは必須事項であり、本会としても協働しながら勉強会開催に向けた支援を充実させていく必要性は高い。

●事務局と民生委員との情報交換や協働・連携 (評価：5)

- 《成果》 定例会への参加を中心に役員・民生委員との連携は十分に図られ、地域福祉活動を実施する中でも互いに協働しあえる関係性が構築できたと思われる。
- 《課題》 新任民生委員が多くなり、新任民生委員の抱えている課題や状況を支援していけるような体制づくりを検討していく必要がある。また、事務局だけでなく、関係機関の協力を得ながら推進していく事も必要不可欠ではないかと考えられる。
- 《必要性》 今後も宜野湾市の地域福祉推進に向け、大いに協働・連携を図っていく必要性がある。

●新しく委嘱された新任民生委員児童委員への研修会の企画 (評価：4)

- 《成果》 新任民生委員への研修会を平成25年度に1回実施する事が出来た。
- 《課題》 事務局と役員とでどのような研修会が必要なのか課題の共有も出来ず、今後も研修会の予定がないため、研修会の必要性等も含め検討していきたい。
- 《必要性》 新任民生委員の不安要素を取り除くためにも先輩民生委員からの助言アドバイスを含め、課題解決に向けた勉強会を企画しよりより民生委員活動が出来るようにしていく必要がある。

4. 総合評価

総合評価 4	今後も事務局と民生委員とで協働・連携を十分に図りながら事業推進・地域福祉活動の充実を図っていく必要性があり、継続した支援体制の構築に努めていく。
方向性：事業の進め方などに改善が必要	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画・第2次宜野湾市地域福祉計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画 評価事業項目	目標1：「みんながつながる」地域をつくります (1) 連携体制の充実 3) ボランティアコーディネーターの活動の充実 ①ボランティア育成・活用の充実 (3) 活動の場の充実 1) ボランティア活動の充実 ①ボランティアサロン設置運営 ②ボランティア同士の連携促進 ③団体・個人ボランティアの活動支援		
事業開始年度	昭和50年～	事業種別	自主事業

1. 事業実施目的

事業概要	ボランティア活動の充実
事業実施体制	ボランティアセンター
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	地域での相談・福祉活動などを充実させていくため、拠点となる活動の場づくりを行います。また、自治会区域での活動や福祉活動を活性化させていくためにも、自治会や福祉団体の活性化を図ります。
事業対象	全市民
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体、個人の活動支援の充実 ・ ボランティア同士の連携促進（団体交流会を開催） ・ チェイシージーセンター設置にあたり、ボランティアサロンの設置・運営及びサロンのあり方について検討

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
ボランティア登録者数 (個人)	目標	-	-	140名	-	-
	結果	124名	125名	110名	71名	72名
ボランティア登録者数 (団体)	目標	-	-	22団体	-	-
	結果	27団体	22団体	19団体	14団体	23団体
ボランティア保険	活動保険加入人員	728名	604名	1,486名	1,241名	1,230名
	行事保険加入件数	62件	48件	68件	75件	93件
	行事保険加入人員	5,658名	4,763名	5,359名	5,143名	9773名
	在宅補償サービス加入件数	0件	0件	0件	0件	0件
	送迎サービス加入件数	1件	2件	2件	4件	0件
	ふれあいサロン加入件数	11件	5件	7件	8件	8件
	ふれあいサロン加入人員	14,400名	12,741名	17,883名	23,363名	24,512名
	福祉サービス総合補償加入件数	2件	2件	3件	4件	7件
	福祉サービス総合補償加入人員	480名	35名	69名	81名	114名
ボランティア団体交流会の実施	開催数	-	1回	1回	1回	1回
	延べ参加者数	-	0	16名	15名	30名

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画・第2次宜野湾市地域福祉計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標1：「みんながつながる」地域をつくります (3) 活動の場の充実 2) 福祉団体活動の支援 ①当事者団体への支援（母子寡婦福祉会、宜野湾市手をつなぐ親の会等）		
事業開始年度	-	事業種別	その他

1. 事業実施目的

事業概要	福祉団体活動の支援
事業実施体制	事務局運営補佐を本会職員にて対応（母子会・親の会）
実施内容 （第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋）	団体活動の運営に対し、人的・財政的支援などを行い、自主運営できるよう環境整備を行っていきます。
事業対象	団体会員
事業目標	・団体活動運営を、人的・財政的支援が出来るようサポートする。

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
母子寡婦福祉会 （昭和54年設立）	会員数	338名	338名	316名	310名	314名
	助成金	135,000円	135,000円	135,000円	135,000円	135,000円
手をつなぐ親の会 （昭和49年設立）	会員数	52名	48名	47名	65名	70名
	助成金	135,000円	135,000円	135,000円	135,000円	135,000円
老人クラブ連合会	助成金	135,000円	135,000円	135,000円	135,000円	135,000円
宜野湾市婦人連合会	助成金	135,000円	135,000円	135,000円	135,000円	135,000円
宜野湾市青少年健全育成協議会	助成金	180,000円	180,000円	180,000円	180,000円	180,000円
宜野湾市自治会長会	助成金	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円

3. 職員評価

●団体活動運営を、人的・財政的支援が出来るようサポートする（評価：4）	
《成果》	団体活動の運営において、人的、財源的支援は出来ている。
《課題》	本会が事務局を担っている団体への自主的な運営にまでつなぐことができていない。
《必要性》	地域の活性化や福祉活動の担い手としても地域団体や福祉団体の活動を支援していく必要性は高い。

4. 総合評価

総合評価 4	団体活動の支援として、各種行事への参加、助成等により人的・財政的支援は出来ている。特に、母子会・親の会においては職員が事務局としてサポートしており、団体の支援、育成に努め、会運営をスムーズに行なうことができた。今後は団体の自主運営に向けた環境整備が必要。
方向性：事業規模・内容・実施主体の見直し、又は事業の統合の検討が必要	

3. 職員評価

● <u>団体、個人の活動支援の充実</u> (評価：3)	
《成果》	個人においては、コーディネートにおける活動のサポート、団体へは活動助成や活動場所の貸出などにより活動の支援ができた。また、情報提供によりボランティア活動に対する意識付けができた。(社協だより・ボラ情報の発行、HP・ブログの活用)
《課題》	個人ボランティアの登録数が伸び悩んでおり、地域ボランティアの育成も含め、ボランティア活動の支援は十分といえず、拡大を図ることが望まれる。
《必要性》	地域ボランティアも含めボランティア活動を発掘・育成し活動支援を行う必要がある。

● <u>ボランティア同士の連携促進(団体交流会を開催)</u> (評価：3)	
《成果》	交流により、各団体の取り組みへの理解が図れた。
《課題》	内容など年度により見直し開催しているが、参加人数が少ない状況である。
《必要性》	活動の幅を広げるため、また協働した取り組みができるよう今後も交流が必要である。

● <u>チュイシーセンター設置にあたり、ボランティアサロンの設置・運営及びサロンのあり方について検討</u> (評価：3)	
《成果》	チュイシーセンターさんさんを社会福祉センター内に設置し、併せてボランティアサロンを設置することが出来た。
《課題》	社会福祉センター内のスペースが限られており、設置はされたが十分な場所が確保できない。また、ボランティア活動だけでなく、様々な地域活動の拠点として機能していない。
《必要性》	地域活動を推進していくためには、チュイシーセンターの機能と併せ活動の場の機能が求められる。

4. 総合評価

総合評価 3	ボランティア個人、団体の活動支援は継続していく必要があり、活動の幅を広げるためにも団体間の交流を促進し取り組む必要がある。ボランティアセンター自体は、活動の場として必要であるが、チュイシーセンターのあり方と併せ、有効活用に向けた検討が必要である。
方向性：事業の進め方に改善が必要	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画・第2次宜野湾市地域福祉計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標1：「みんながつながる」地域をつくります (3) 活動の場の充実 2) 福祉団体活動の支援 ②NPO法人や市民活動団体への支援		
事業開始年度	-	事業種別	-

1. 事業実施目的

事業概要	福祉団体活動の支援
事業実施体制	NPO法人や市民活動団体への支援体制に向けた整備構築
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	NPO法人や市民活動団体がより発展的な活動が行っていきけるよう環境整備や支援体制を構築していきます。
事業対象	市内NPO法人・市民活動団体
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・どのように支援体制が構築できるのか検討 ・継続的なNPO法人活動が出来るよう環境整備及び支援体制の構築

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
-	目標	-	-	-	-	-
	結果	-	-	-	-	-

3. 職員評価

●どのように支援体制が構築できるのか検討 (評価：2)	
《成果》	-
《課題》	どのように支援体制が構築できるのか検討を行っていない。
《必要性》	今後、地域福祉活動を実践するためにも連携や支援体制の構築は不可欠である。

●継続的なNPO法人活動が出来るよう環境整備及び支援体制の構築 (評価：2)	
《成果》	-
《課題》	支援体制の構築に向けた検討が行われていない。
《必要性》	市民協働推進係との連携を図りながらNPO法人活動が実施しやすい環境づくりを構築していきけるよう努めていきたい。また、地域福祉活動を実践するためにも連携や支援体制の構築は不可欠である。

4. 総合評価

総合評価 2	今後の地域福祉活動を実践するためにはNPO法人との協働・連携が必要である。現在、市民協働推進係が中心に実践しているので、情報交換を行いながら法人としての役割やあり方などについて検討し協働・連携を図っていきけるようにしていきたい。
方向性：事業規模・内容・実施主体の見直し、又は事業の統合の検討が必要	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画・第2次宜野湾市地域福祉計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標1：「みんなでつながる」地域をつくります (3) 活動の場の充実 3) 自治会・福祉団体などの活性化 ①自治会加入の促進		
事業開始年度	平成19年～平成22年(受託事業) 平成23年～ 市民生活課にて主管	事業種別	その他

1. 事業実施目的

事業概要	自治会加入促進事業
事業実施体制	行政担当課との協働
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	自治会加入促進事業を継続するにあたり、行政担当課と協働しながら各自治会の加入促進活動を支援します。
事業対象	自治会未加入世帯
事業目標	・住みよいまちづくりやきめ細かな支え合い活動を展開するために、自治会を活性化していく(地域支え合い活動委員会や行政担当課との連携による加入促進運動展開)

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
自治会加入促進強化月間	実施数	1回	1回	1回	1回	1回
平成19年度には、地域を知るパネル展・フォーラム・呈茶席の開催。 平成20年度には、ロゴマーク・キャッチフレーズの公募。						

3. 職員評価

●住みよいまちづくりやきめ細かな支え合い活動を展開するために、自治会を活性化していく(地域支え合い活動委員会や行政担当課との連携による加入促進運動展開) (評価：4)	
《成果》	長年の加入促進運動の展開により徐々にではあるが自治会加入の意識付にはなっている。
《課題》	すぐに自治会加入に結びつくものではなく、加入世帯が増加しているとは言えない状況である。
《必要性》	自治会活動(地域活動)の活性化のためには強化し実施する必要がある。

4. 総合評価

総合評価 4	長年の取り組みにより、加入率とは別に、徐々にではあるが自治会の意識付にはなっている面がある。取り組みにおいて、市担当課はパレード及びパネル展を自治会と連携し実施。社協は地域支え合い活動委員会の取り組みの中で自治会加入促進に取り組んでいる。今後は、自治会・行政・社協との連携による新たな取り組みの検討が必要である。
方向性：計画どおり事業を進めることが妥当	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画・第2次宜野湾市地域福祉計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標1：「みんなでつながる」地域をつくります (3) 自治会・福祉団体などの活性化 ②「まちでニッコリ(*^_^*)あいさつ・声かけ運動」の推進		
事業開始年度	平成20年～	事業種別	受託事業

1. 事業実施目的

事業概要	まちでニッコリ(*^_^*)あいさつ声かけ運動の充実
事業実施体制	事務局（社会福祉協議会）実務者会議（福祉総務課・社会福祉協議会） まちニコ推進委員会（自治会長、民生委員児童委員連絡協議会、他9団体）
実施内容 （第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋）	まちでニッコリ(*^_^*)あいさつ声かけ運動は、「あいさつ声かけ」を通して、地域住民同士が顔見知りとなるきっかけづくりを行う。そこから、近隣住民相互の関わりを強化し、自治会活動等の地域活動の活性化を進めていく。併せて、地域、児童への防犯体制の強化や住民相互の関わり合いの重要性について周知を図る。これにより、人と人が支え合う地域づくり（自治会単位）と、市全体の雰囲気づくりを行う。
事業対象	全市民・市内企業・市内団体
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつが飛び交う活気のある都市になっている。 ・ 市民の「あいさつ・声かけ運動」についての認知が高まっている。 ・ 宜野湾市内に「あいさつ声かけひろめ隊員・団体・企業」が普及し、それに基づいた各自の活動が継続的に行われている。

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
ひろめ隊	ひろめ隊	-	-	1,000名（2年間で）		1,000名 （2年間で）
	結果（延べ）	2890名 今年：995名	3743名 今年：853名	642名	2,919名 今年：2,277名	4,086名 今年：1,167名
認定団体	目標	-	-	-	-	50団体 （2年間で）
	結果	90団体 新規：13団体	-	60団体	80団体	85団体
まちニコ推進委員会	開催回数	2回	-	3回	4回	4回
	延べ参加者数	21名	-	41名	52名	55名
まちニコデイの実施	開催数	1ヶ所	-	2ヶ所	2ヶ所	3ヶ所
	延べ参加者数	15名	-	92名	159名	220名

- * まちニコ推進委員会は、平成21年・22年はまちニコプロジェクト推進委員会として設置し、まちニコ推進に向けた検討を行った。
- * 平成24年度より認定団体の位置づけを変更し、申請・依頼により承諾を頂いた団体を認定団体として位置づけている。
- * 平成24年度よりひろめ隊を再度委嘱して対応したため、総数ではなく、委嘱数を記載。
- * 平成25年度より琉球ゴールデンキングスをまちニコ大使として任命。任命式の開催。
琉球ゴールデンキングスのホームゲームにてPR活動を展開。
- * 平成26年度より、各学校、団体・企業よりまちニコ推進隊長を推薦してもらい任命した。
- * あいさつ運動の状況の把握の為、ひろめ隊団体・企業83団体へアンケート調査を行った。

3. 職員評価

●あいさつが飛び交う活気のある都市になっている（評価：4）

- 《成果》 まちニコバッジの普及・着用などによりあいさつの意識が高まっている。学校での関係機関を巻き込んだ朝の「あいさつ運動」の取り組みによりあいさつ運動が行われている。
- 《課題》 各団体単独での取り組みが主であり、各団体との連携による取り組みが十分ではなかった。
- 《必要性》 地域福祉推進のための基盤づくりとして大切であり、取り組みを推進していく必要がある。

●市民の「あいさつ・声かけ運動」についての認知が高まっている（評価：4）

- 《成果》 まちニコバッジの普及ちびっこ広め隊のシール、各団体のぼり設置や各イベントでの広報など認知度を高めることが出来た。また、市及び社協のHPやマスコミの活用により周知を図った。
- 《課題》 より認知度が高められるよう、新たな取り組みの検討。
- 《必要性》 運動の展開においては、認知度は大切であり継続・強化して取り組む必要がある。

●宜野湾市内に「あいさつ声かけひろめ隊員・団体・企業」が普及し、それに基づいた各自の活動が継続的に行われている（評価：4）

- 《成果》 団体・企業が85団体と目標数値を上回っており、普及に向けた取り組みが出来たと言える。また、各団体の自主的な動きが十分取り組めていない面があり、「まちニコ隊長」を任命し今後の活動の強化を図った。
- 《課題》 団体・企業としては順調に普及しているが、まちニコ隊長との連携による各団体独自または、地域と連携した活動の強化が望まれる。
- 《必要性》 まちニコ隊長が中心となり各団体での活動が充実したものになるよう、様々な情報提供を行いながら支援し取り組む必要がある。

4. 総合評価

総合評価 4	まちニコ運動の取り組みにより、地域福祉推進の基盤づくりを行ってきたが、知名度に比べ、まだ全市民が意識し取り組む活動とはなっていない。今後も、人と人が支え合う地域づくり（自治会単位）と市全体であいさつが飛び交い活性化するよう市地域福祉計画と連動し、継続・強化し取り組む必要がある。
方向性：計画どおり事業を進めることが妥当	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標1：「みんなでつながる」地域をつくります (3) 活動の場の充実 3) 自治会・福祉団体などの活性化 ③福祉団体と各種地域資源などとの連携・情報共有支援		
事業開始年度	-	事業種別	その他

1. 事業実施目的

事業概要	自治会・福祉団体の活性化
事業実施体制	社協全職員
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	福祉団体と福祉施設、事業所、NPO法人、ボランティア団体などとの交流・情報交換の機会創出に努める中で、連携・情報共有を促進し地域福祉活動の活性化を図ります。
事業対象	自治会・福祉団体等
事業目標	・各種福祉団体が連携・情報共有することで、地域福祉活動の活性化を図る。

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
-	目標	-	-	-	-	-
	結果	-	-	-	-	-

3. 職員評価

●各種福祉団体が連携・情報共有することで、地域福祉活動の活性化を図る (評価：3)	
《成果》	一部の団体で顔の見える繋がりが出来つつある。また、新春の集いで顔の見える繋がりを構築することが出来た。
《課題》	一部の団体との繋がりは出来ている反面、市内の福祉団体やNPOとの連携や顔の見える繋がりを構築していく事が求められる。
《必要性》	福祉団体やNPOとの繋がりを構築をする事でこれからの地域福祉活動で協働・連携を図ることが出来る。今後も継続して関係性の構築に努めて行きたい。

4. 総合評価

総合評価 3	地域福祉活動を実践して行く為にも今後も福祉団体やNPOとの連携が不可欠であり、どのように関係性の構築が実施出来るのかを模索しながら活動展開を図っていきたい。
方向性：事業の進め方などに改善が必要	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画・第2次宜野湾市地域福祉計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標1: 「みんながつながる」地域をつくります (3) 活動の場の充実 4) 健康・福祉都市づくりフェアの開催 ①市民福祉まつり(福祉部会)		
事業開始年度	昭和63年～	事業種別	その他(補助含む)

1. 事業実施目的

事業概要	宜野湾市民福祉まつりの開催
事業実施体制	市民福祉まつり運営委員
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	地域活動体験班やボランティア体験、わくわく体験(子供達の遊び)などの体験型の情報を提供する。今後は市民が参加しやすい、より地域に根ざした活動が推進してけるように方向性やあり方を検討していきます。
事業対象	全市民
事業目標	・市民福祉まつり実行委員会を立ち上げ、単独事業として開催する。

2. 活動指標

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
参加者数	目標	-	-	-	-	-
	結果	4,500名	5,812名	4,200名	5,255名	750名

3. 職員評価

●市民福祉まつり実行委員会を立ち上げ、単独事業として開催する (評価: 4)	
《成果》	三者合同で開催してきた健康福祉フェアからH26年度より単独開催での実施となったが、福祉的視点での体験型イベントで子どもから高齢者の方まで楽しめる雰囲気となった。
《課題》	開催日の設定や福祉まつりの在り方など、市民により身近な福祉まつりとして楽しめるイベントとしての取り組みが必要
《必要性》	市民が気軽に集い楽しみながら地域福祉について学び、ふれあう場として、福祉まつりの必要性はある

4. 総合評価

総合評価 4	単独事業として、福祉まつり実行委員会を立ち上げ開催したが、スペースの問題、ステージや内容など集客するためのプログラムの工夫が必要である。開催時期によっては、暑さ対策やインフルエンザ対策などが必要であるため、開催時期の見直しも必要。広報など市民が集えるイベントとして広報の強化が必要である。
方向性: 事業の進め方などに改善が必要	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標1：「みんながつながる」地域をつくります (3)活動の場の充実 5)ぎのわん車いすマラソン大会の開催 ①事務局運営の検討		
事業開始年度	平成1年～	事業種別	その他

1. 事業実施目的

事業概要	ぎのわん車いすマラソン大会
事業実施体制	ぎのわん車いすマラソン大会実行委員会
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	ぎのわん車いすマラソン大会は平成元年に、障がい者の社会参加やスポーツ親交をもとに開催された。平成25年度で第25回を数え、市民に認知され発展してきた。今後は、事務局運営体制も考慮しながら、方向性やあり方について検討していく。
事業対象	マラソン参加者（運営側ボランティアも含む）
事業目標	・事務局運営をNPOに委託し、大会の更なる発展につなげていく。

2. 活動指標

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
マラソン大会当日の参加数	1.5キロ	142名	70名	117名	145名	173名
	5キロ	67名	66名	59名	60名 * 3.5*	58名
	ハーフ	41名	45名	45名	44名	56名
	参加合計	250名	181名	221名	249名	287名
	スタッフ	723名	817名	815名	962名	1,083名

平成25年度より業者へ一部事務委託（平成26年度委託業者：総合型地域スポーツクラブ オエステコスタ）

3. 職員評価

●事務局運営をNPOに委託し、大会の更なる発展につなげていく（評価： 3 ）	
《成果》	事務局運営を外部に委託したことで大会に係る事務分掌の役割が分担され、取り組む事が出来た。
《課題》	委託先への業務の引き継ぎや連絡調整に時間がかかった。
《必要性》	大会運営の発展においては、事務局運営委託しながら事務局が安定的に運営できるような仕組みが必要である。

4. 総合評価

総合評価 3	事務局運営委託先を市内のNPOに委託することが出来た。参加者も増加しており障がい者の社会参加とスポーツ振興として発展に繋がられている。また、大会に関わる各種団体・ボランティア活動の面からも地域のイベントとして定着し更なる発展が期待される。一方、コースに係る交通量も年々増加しており、安全配慮したコース設定や大会運営のあり方を検討していく必要がある。
方向性：事業規模・内容・実施主体の見直し、又は事業の統合の検討が必要	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標1：「みんながつながる」地域をつくります (3) 活動の場の充実 1) 児童発達支援事業所「愛育園」の充実 ①親子通園(療育)の充実 ②発達の気になる乳幼児の子育て相談支援事業の実施		
事業開始年度	昭和54年～ (平成15年より支援事業)	事業種別	自主事業

1. 事業実施目的

事業概要	親子通園の充実
事業実施体制	宜野湾市児童発達支援事業所「愛育園」(親子参加型)
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	言語・身体など発達に不安を抱えている乳幼児期の親子を支え、早期に療育へつなげ基本的な生活習慣の習得、集団生活に適応できるよう遊びをとおしながら、心身を促し、保護者への気づきや受容を支える役割(機能)、こどもの発達全般の支援を行う言語訓練、リハビリ訓練、発達相談などの充実強化に努めます。
事業対象	受給者証対応(発達の気になる未就児・未診断・受給者証対象外も含む)
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育環境整備を整える(駐車場の確保と配慮・環境に過敏な児への配慮) ・ 発達、年齢に応じたグループ指導の計画及び支援 ・ 利用児の発達、特性に合わせた親子支援

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
親子通園	開設日数	241日	244日	245日	238日	242日
	延べ利用者数	2,699名	2,824名	2,222名	2,664名	2,530名
リハビリ訓練	実施日数	12日	13日	11日	12日	11日
	延べ利用者数	32名	34名	27名	33名	35名
発達相談	実施日数	22日	20日	13日	17日	24日
	延べ利用者数	37名	39名	74名	46名	48名
言語指導	実施日数	167日	149日	139日	145日	151日
	延べ利用者数	600名	422名	498名	646名	545名
作業療法	実施日数	35日	38日	17日	-	-
	延べ利用者数	122名	99名	79名	-	-
リトミック運動 開催:5回、延べ参加者:56名						

3. 職員評価

<p>●保育環境整備を整える（駐車場の確保と配慮・環境に過敏な児への配慮）（評価：4）</p>	
<p>《成果》</p>	<p>道路に看板を設置し、保育室の雰囲気明るくし、子供達が馴染みやすい環境をつくった。</p>
<p>《課題》</p>	<p>用途にあわせた部屋の確保（総合的に使用できる環境整備）。保育室の安全対策が出来ていなかった。</p>
<p>《必要性》</p>	<p>保育ニーズに応じて行くための部屋の確保及び安全性の強化が必要不可欠である。</p>
<p>●発達、年齢に応じたグループ指導の計画及び支援（評価：4）</p>	
<p>《成果》</p>	<p>グループに通う事により、保護者や併用園も子ども達の発達、成長が見えてきたとの報告があり、支援の意識が高まった。</p>
<p>《課題》</p>	<p>同年齢（同じグループ）内での発達の差があり、課題設定に難しさがあった。また、途中利用児の対応方法について検討していく必要がある。</p>
<p>《必要性》</p>	<p>利用ニーズは高いので、今後も課題設定を見直しながら支援していく。</p>
<p>●利用児の発達、特性に合わせた親子支援（評価：4）</p>	
<p>《成果》</p>	<p>親子が保育（療育）への参加を楽しみ、保護者同士の繋がりが出てきた。また、親が子の発達、特性を理解し、向き合う姿勢が出来ている。</p>
<p>《課題》</p>	<p>利用児の年齢、特性の差があり、丁寧な対応や保護者への支援が出来ていない。また、利用児の兄弟同伴での保育の機会もある為、本来の親子支援が出来ていない。</p>
<p>《必要性》</p>	<p>子どものみならず、保護者への丁寧な対応支援は必要である。課題でもあるように利用児の兄弟同伴での保育にならないよう、兄弟の預け先の確保が必要である。</p>

4. 総合評価

<p>総合評価 4</p>	<p>早期療育、親子通園の意識が高く、積極的に参加する親子が増えてきている。兄弟と一緒に参加するケースが多い為、親子支援が十分に行えない環境があり、兄弟の対応（一時預かり等）について関係機関との連携を図る必要がある。また、療育環境を整えて行く為にも再度環境整備のあり方についても検討する必要がある。</p>
<p>方向性：事業の進め方などに改善が必要</p>	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標1：「みんながつながる」地域をつくります (3)活動の場の充実 7)子育てサロンの充実 ①子育てサロン設置箇所の充実		
事業開始年度	平成18年～	事業種別	自主事業

1. 事業実施目的

事業概要	子育てサロンの充実		
事業実施体制	各公民館ボランティア（民生委員含む）		
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	市内の子育て中の親を支援するため、子育てに関するさまざまな情報提供並びに親の育児ストレスを軽減し、安心・快適に子育てできる環境づくりのため、自治会単位の地域に子育てサロンを設置する。		
事業対象	市内在住の親子		
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報交換会を行ない各サロンの特色や課題をお互いに共有し活動の充実を図っていく。 ・ 活動充実に向けた担い手の発掘・育成 		

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
地域子育てサロン	実施回数	62回	69回	58回	58回	64回
	設置箇所	5ヶ所	6ヶ所	6ヶ所	6ヶ所	6ヶ所
	延べ参加人数	1,313名	1,652名	1,672名	1,658名	1,443名
親子エアロビ	実施回数	19回	17回	22回	18回	20回
	設置箇所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
	延べ参加人数	91名	92名	185名	214名	228名

3. 職員評価

●情報交換会を行ない各サロンの特色や課題をお互いに共有し活動の充実を図っていく

(評価：4)

《成果》 職員間で各サロンの情報交換が出来た。

《課題》 平成26年度に、意見交換会・情報交換会を実施し互いの特徴や課題について議論する事が出来たが、毎年実施する事が出来ていない点は課題である。

《必要性》 今後のサロン活動の充実に向けては双方での意見交換や情報共有が必要不可欠である。

●活動充実に向けた担い手の発掘・育成 (評価：1)

《成果》 担い手育成に向けた活動を実施する事が出来ず、成果はなし。

《課題》 活動充実に向けた担い手の発掘活動まで実施する事が出来なかった。

《必要性》 支援者の負担軽減に向けてたくさんの方の参加を促し、担い手としての役割を担っていただけるような仕組みを作っていく事が求められる。

4. 総合評価

総合評価 3	担い手不足により活動の浮き沈みがあり、本会としてどのように支援体制を構築していくのか今後の大きな課題であり、サロン活動の意義について再確認していく必要がある。 ボランティアさんの声を拾い挙げながら方向性についても検討していきたい。
方向性：事業規模・内容・実施主体の見直し、又は事業の統合の検討が必要	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標1：「みんながつながる」地域をつくります (3)活動の場の充実 8)あしび村や一デイサービスの充実 ①担い手の育成及び利用者の確保		
事業開始年度	平成3年～	事業種別	補助事業

1. 事業実施目的

事業概要	市内の高齢者を対象としたデイサービス		
事業実施体制	宜野湾市内の公民館（23か所）で毎週1回（月4回）実施		
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	家に閉じこもりがちな高齢者に対して、地域の公民館に通所により社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図ることを目的に実施。市内23ヶ所にて実施していますが、自治会加入率の低下の影響を受け、ボランティアや利用者の減少傾向が見られます。今後、より活動を充実させていく為にも、担い手の育成や利用者の確保に向けた、支援を充実させていきます。		
事業対象	おおむね60歳以上の高齢者		
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの資質向上を図る為、意見交換会や研修会を取り入れる。 ・担当者が各地域に出向き、運営に関する課題・問題を拾い上げるとともに、必要に応じて情報交換を設け、デイサービスの充実強化を図る。 		

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
デイサービス開催	開催場所	23ヶ所	23ヶ所	23ヶ所	23ヶ所	23ヶ所
	登録ボランティア	683名	724名	705名	688名	715名
	利用者数	876名	839名	680名	713名	736名

3. 職員評価

●ボランティアの資質向上を図る為、意見交換会や研修会を取り入れる (評価：4)	
《成果》	研修会を年4回程度実施し、実施団体の意見を取り入れながら、研修会を開催し様々なプログラムの提供や意見交換が出来た。
《課題》	各団体及びボランティア自身が自主的に活動の幅が広げられるよう、ボランティア活動の意識付が必要である。
《必要性》	今後も継続して、様々な情報やプログラムが提供できるよう取り組む必要がある。

●担当者が各地域に出向き、運営に関する課題・問題を拾い上げるとともに、必要に応じて情報交換を設け、デイサービスの充実強化を図る (評価：4)	
《成果》	担当者が地域に出向くことにより、各地域の取り組みの現状を確認することが出来た。また、ボランティアさんから取り組みの良いところや課題を直接聞くことができ、今後の活動強化へ繋げることが出来た。
《課題》	担当者が各地域に出向き、サポートを行っているが、十分な対応が出来なかった面もある。
《必要性》	地域のニーズを拾い上げサポートする体制は大切であり、今後も必要である。

4. 総合評価

総合評価 4	デイサービスの充実・強化においては、実施団体の意見（地域のニーズ）を拾い上げサポートする体制は大切であり、今後も必要である。また、担当者だけでなく、地域に関わる職員が現状の把握や課題を拾い上げ、地域の取り組みとして総合的に支援できるような体制づくりも望まれる。
方向性：事業の進め方などに改善が必要	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 職員評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画・第2次宜野湾市地域福祉計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標1：「みんながつながる」地域をつくります (3) 活動の場の充実 9) 地域での居場所・活動の場の充実 ①市民の交流・活動の場づくり ②(仮称)総合福祉健康増進センターの整備要請		
事業開始年度	-	事業種別	その他

1. 事業実施目的

事業概要	地域での居場所・活動の場の充実		
事業実施体制	社協全職員		
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	自治会でのあしび村や一デイサービスや子育てサロンなど、住民に身近な公共施設や民間施設で行われている支え合いの取り組みや各種交流事業について、内容充実に努め、市民への周知や参加促進を図ります。 老朽化している社会福祉センターと保健相談センターを統合し、福祉と健康の総合的な拠点として「(仮称)総合福祉健康増進センター」の設置に向け、行政との連携を図ります。「(仮称)総合福祉健康増進センター」は市民や各種福祉団体の福祉保健の活動拠点となる施設であることから、市民が利用しやすく、交通アクセスも容易な立地への整備を要請していきます。		
事業対象	全市民		
事業目標	・総合福祉健康増進センターの設置に向けた要請 ・ミニデイサービスや子育てサロンなどを活用した市民の交流、活動の場づくりの展開		

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総合福祉健康増進センターの整備	目標	-	調査等	調査等	調査等	調査等
	結果	-	-	-	ヒアリングあり	ヒアリングあり

3. 職員評価

●総合福祉健康増進センターの設置に向けた要請 (評価：4)	
《成果》	行政担当課への要請を行う事が出来た。
《課題》	なし
《必要性》	社会福祉センターの老朽化に伴い社会福祉センターの新設が望まれる為、早期に建設していただけるよう要請を行っていく。
●ミニデイサービスや子育てサロンなどを活用した市民の交流、活動の場づくりの展開 (評価：4)	
《成果》	あしび村や一デイサービスは全自治会で継続して実施され、高齢者の活動の場、居場所として寄与している。
《課題》	市民交流、活動の場が多岐に渡り個人の選択が行えるようになり、年々参加者が減ってきている。
《必要性》	歩いて移動できる距離で市民交流、活動の場づくりは必要不可欠であり、今後も支援体制について検討していきたい。

4. 総合評価

総合評価 4	有効的な市民福祉サービス提供を含め、市民交流、活動の場を充実して行く事が求められている。
方向性：事業の進め方などに改善が必要	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画・第2次宜野湾市地域福祉計画 宜野湾市災害時要援護者避難支援計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標2：「安心して暮らす」基盤を整えます (1) 地域で取り組む防犯・防災対策の充実 1) 災害時の要援護者避難支援体制などの充実 ①効果的な要援護者把握方法の検討・実践 ②災害時要援護者避難支援対策協議会事務局運営 ③要援護者登録 ④避難支援ボランティアの確保 ⑤災害における広報活動の充実 ⑥宜野湾市地域防災計画の周知		
事業開始年度	平成17年～	事業種別	補助事業

1. 事業実施目的

事業概要	宜野湾市災害時要援護者避難支援
事業実施体制	宜野湾市災害時要援護者避難支援対策協議会
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	宜野湾市災害時要援護者避難支援計画をはじめ、地域の避難所や災害に関する情報の周知を図り、災害に関する市民の意識を高めます。また、地域支え合い活動をはじめ、自治会や民生委員・児童委員、市民、関係機関の協力のもと、要援護者の把握・登録促進を図るとともに、先進事例を参考に、要援護者情報の効果的な収集・共有実施を努めます。また、災害時において、要援護者の避難支援を行う避難支援ボランティアの確保・育成に努める。
事業対象	要援護者・避難支援ボランティア
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者を平成26年度は、160名の登録の推進を行います。 ・避難支援ボランティア登録制度の導入に向けた検討の実施。(登録制度の導入が出来たら、70名の登録の推進を行います。) ・市民防災室・福祉総務課との調整を行い、要援護者情報の共有に向けた検討の実施(手上げ方式・同意方式・関係機関共有方式や個人情報のあり方など) ・災害時要援護者避難支援対策協議会事務局運営の充実 ・事務局及び実行委員会との個人情報の共有に向けた検討会議及び福祉総務課・市民防災室等との定例会の開催・情報交換

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
要援護者登録	目標	-	70名	100名	130名	160名
	結果	-	43名	53名	58名	64名
避難支援ボランティア登録制度の導入	目標	-	検討	検討	検討	検討
	結果	-	検討出来ない	検討出来ない	検討出来ない	検討出来ない
ボランティア登録数	目標	-	70名	100名	130名	160名
	結果	-	-	-	-	-
防災学習・勉強会	開催数	-	-	-	2回	6回
	参加者延べ数	-	-	-	101名	150名
平成26年7月より職員1名配置						

3. 職員評価

●要援護者を平成26年度は、160名の登録の推進を行います（評価：2）

- 《成果》 当初目標の160名の登録に対し、64名しか登録を実施する事が出来なかった。
- 《課題》 個人情報や壁や手上げ方式を採用している為、対象者からの申請が無く、関係者からの申請のみとなっている点が大きな課題である。
- 《必要性》 一人でも多くの要援護者対象者を登録に結び付け、登録推進をしていく事は必要不可欠であると考えられる。

●避難支援ボランティア登録制度の導入に向けた検討の実施。（登録制度の導入が出来たら、70名の登録の推進を行います。）（評価：1）

- 《成果》 特に成果はなし。
- 《課題》 登録制度の検討推進が出来なかった。
- 《必要性》 日頃の見守りの延長線が支援活動につながると考えられるため、登録制度の必要性については大いに議論の余地がある。

●市民防災室・福祉総務課との調整を行い、要援護者情報の共有に向けた検討の実施（手上げ方式・同意方式・関係機関共有方式や個人情報のあり方など）（評価：2）

- 《成果》 社協・福祉総務課定例会の中で意見交換をすることが出来た。
- 《課題》 各課と十分な連携を図ることが出来なかった。
- 《必要性》 今後は、要援護者登録を推進する中で市役所内部及び各課との連携は必要不可欠であり、今後もより一層の情報共有や支援のあり方について検討していく事が必要である。

●災害時要援護者避難支援対策協議会事務局運営の充実（評価：2）

- 《成果》 職員が兼務しながら事務局運営を行っていたが、平成26年7月から担当職員1名配置された。
- 《課題》 職員が兼務しながら事務局運営を行っていたため、要援護者への登録推進や広報啓発活動が不十分であった。
- 《必要性》 事務局体制のあり方について担当課との調整が必要不可欠ある。また、担当職員1名配置による事業効果等も検討していきたい。

●事務局及び実行委員会との個人情報の共有に向けた検討会議及び福祉総務課・市民防災室等との定例会の開催・情報交換（評価：4）

- 《成果》 福祉総務課・市民防災室と情報交換をすることが出来た。また、平成26年12月に事務局に個人情報の提供があった。
- 《課題》 年に1～2回程度の情報交換のため個人情報の共有を含めた今後の活動のあり方について議論を深める事が出来なかった。
- 《必要性》 個人情報のあり方を含め定例的に意見交換をしながら共通認識を持ちながら検討していく体制も考えていきたい。

4. 総合評価

総合評価 2	災害時要援護者避難支援対策協議会事務局運営にあたり、要援護者とボランティアとのマッチングや関係機関との協働・連携体制を今後は構築していく必要性がある。職員1名で担当が厳しい現状があり、どのように協働・連携体制を構築していけるかが課題である。
方向性：事業規模・内容・実施主体の見直し、又は事業の統合の検討が必要	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画・第2次宜野湾市地域福祉計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標2：「安心して暮らす」基盤を整えます (2) バリアフリーのまちづくり 1) 移動手段の確保 ① リフト付き車両の貸し出しの充実		
事業開始年度	昭和57年～	事業種別	受託事業・自主事業

1. 事業実施目的

事業概要	リフト付き車両の貸し出し
事業実施体制	職員
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	美太陽号をはじめとするリフト付き車両の貸し出しを行い、車いす使用者及び重度肢体不自由者の移動支援を行います。
事業対象	全市民・各種団体
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動が困難な高齢者、障がい者などの社会参加や、移動支援を図るため、リフト付き車両の貸出しの充実を図る ・ 市民へのリフト付き車両貸出しの周知

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
リフト付き車両 (美らさん号)	個人登録数	18名	19名	13名	10名	11名
	延べ利用数	79名	71名	60名	72名	77名
	施設団体 利用数	4団体	11団体	9団体	5団体	6団体
	延べ利用回数	23回	44回	24回	22回	72回
リフト付き車両 (福祉バス)	施設団体 利用数	-	-	-	32団体	85団体
	延べ利用回数	-	-	-	125回	126回

3. 職員評価

●移動が困難な高齢者、障がい者などの社会参加や、移動支援を図るため、リフト付き車両の貸出しの充実を図る (評価：4)

- 《成果》 高齢者、障がい者の方々の移動手段として車両の貸出は定着してきており、無料で利用できることで、家族、利用者の外出の機会が増え喜ばれている。
- 《課題》 車両のみの貸出であるため、運転手がない場合ボランティアを依頼しても確保できないケースがあり、貸出に至らない場合もある。また、利用者の偏りが見られるため、市民への周知が必要。
- 《必要性》 福祉車両の貸出は、移動手段がとりにくい利用者にとっては、移動手段の一助になっており、病院送迎や買い物、外出支援において必要性は高い。

●市民へのリフト付き車両貸出しの周知 (評価：4)

- 《成果》 市内関係機関等へは、本サービスが定着していることもあり、利用につながるケースが多い。
- 《課題》 社協ホームページや市福祉概要等へ掲載しているが、市民への周知はまだまだ徹底されていない状況である。
- 《必要性》 移動手段の一助として、広く市民へ情報提供するとともに、社協だよりやホームページ、ブログ等情報媒体を広げていく必要がある

4. 総合評価

総合評価 4	高齢者、障がい者の方々の移動手段として車両の貸出は定着してきている。通院や買い物への移動支援として家族、利用者から外出の機会が増え喜ばれている。今後は車両維持管理も含め、広く市民へ周知し必要な方へ貸し出しが行えるよう周知を図っていく。
方向性：計画どおり事業を進めることが妥当	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画・第2次宜野湾市地域福祉計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標2：「安心して暮らす」基盤を整えます (2) バリアフリーのまちづくり 2) 市内巡回バス（コミュニティバス）運行の推進		
事業開始年度	-	事業種別	-

1. 事業実施目的

事業概要	コミュニティバス運行に向けた推進		
事業実施体制	コミュニティバス運行に向けた推進：行政担当課への要請及び協力		
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	また、移動が困難な高齢者、障がい者などの社会参加や公共施設利用を促進するために、市内に送迎バスを走らせている事業所などとの連携による移動手段の確保検討をはじめ、「(仮称)ワンコイン・コミュニティバス」の導入について、担当課と一体となって運行の実現に向けて推進して行きます。		
事業対象	全市民		
事業目標	・移動が困難な高齢者、障がい者などの社会参加や公共交通機関利用促進の実現のため、コミュニティバス運行に向けた要請や協力を行っていきます。		

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
-	目標	-	-	-	-	-
	結果	-	-	-	-	-

3. 職員評価

●移動が困難な高齢者、障がい者などの社会参加や公共交通機関利用促進の実現のため、コミュニティバス運行に向けた要請や協力を行っていきます (評価：-)	
《成果》	なし
《課題》	なし
《必要性》	なし

4. 総合評価

総合評価	-	事業の必要性について市行政担当課との意見交換会等とおし検討していきたい。
方向性：	-	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画・第2次宜野湾市地域福祉計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標2：「安心して暮らす」基盤を整えます (3) 相談支援・情報提供体制の強化 1) 相談窓口の充実 ①地域での相談窓口の設置・充実		
事業開始年度	平成24年～	事業種別	受託事業

1. 事業実施目的

事業概要	チュイシーセンターの設置
事業実施体制	宜野湾市社会福祉協議会事務局
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	チュイシーセンターを核として、地域の各種相談窓口（地域包括支援センター、地域子育て支援拠点事業、障がい相談支援事業所など）との連携体制の構築に努めていきます。 また、チュイシーセンター設置に向けては、計画どおり推進できるよう担当課と協働して年次計画どおり進めて行きます。
事業対象	チュイシーセンターごとの対象市民（全市民）
事業目標	・チュイシーセンター内での相談窓口の設置 ・2カ所目のチュイシーセンター内の相談窓口のあり方について

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
福祉総務課との設置に向けた話し合い	目標	-	-	話し合いを行う	話し合いを行う	話し合いを行う
	結果	-	実施	行った	行った	行った

3. 職員評価

●チュイシーセンター内での相談窓口の設置（評価：3）	
《成果》	地域からのよろず相談として対応する事が出来た。（アウトリーチ型として）
《課題》	社協内に設置しているふれあい相談室との差別化が難しい。（相談窓口として）
《必要性》	市民からの相談や生活困窮に関する相談等が年々増加傾向にあり、職員を配置し適切に相談支援していただける体制が必要である。

●2カ所目のチュイシーセンター内の相談窓口のあり方について（評価：2）	
《成果》	成果は特になし
《課題》	2ヶ所目の設置について福祉担当課との調整を行ったが規模やセンターのあり方について詳細の議論がなされなかった。
《必要性》	今後の必要性については、福祉担当課との調整を行い要検討事項としていきたい。

4. 総合評価

総合評価 3	
方向性：事業規模・内容・実施主体の見直し、又は事業の統合の検討が必要	チュイシーセンターの必要性や規模・センターのあり方について福祉担当課との確認を行っていく必要がある。また、社協内のふれあい相談室とのあり方の必要性等についても大いに検討していく事が求められてくる。

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標2：「安心して暮らす」基盤を整えます (3) 相談支援・情報提供体制の強化 1) 相談窓口の充実 ②ふれあい相談室の充実		
事業開始年度	平成3年～	事業種別	受託事業・自主事業

1. 事業実施目的

事業概要	ふれあい相談室（よろず相談）
事業実施体制	ふれあい相談員の設置
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	社会福祉センター内のふれあい相談室を継続し、関係機関との連携を深め、相談者を各種相談窓口に繋げるよう支援体制を整えていきます。 現在、法律相談をつきに2回実施し、法律の専門家との連携のもと支援を行って行きます。
事業対象	全市民
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが気軽に相談できる窓口として、市民の多様なニーズに適切に対応する。 ・相談者のエンパワーメントを重視し、社協内や行政、民生委員、各種相談機関と連携し、自立を支援する。

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
ふれあい相談室	電話相談	264件	153件	182件	93件	80件
	来所相談	442件	292件	402件	291件	357件
	訪問相談	8件	8件	10件	12件	13件
	ケース会議	-	-	-	9件	10件
法律相談	開所日数	18日	-	-	-	-
	件数	53件	-	-	-	-

相談技術の実践により、来談者との信頼関係の構築ができたケースがある。また、緊急支援のケースが多くあり、常に係内で調整・検討・支援を実施した。

3. 職員評価

●誰もが気軽に相談できる窓口として、市民の多様なニーズに適切に対応する（評価：4）	
《成果》	相談員を配置し、いつでも気軽に市民の方が相談できる窓口として定着している。相談内容に応じ関係機関と連携した支援が図られ、迅速な支援につながっている。
《課題》	経済的相談が多く、生活基盤を整えていく視点から相談対応しているが、相談者との信頼関係構築に時間がかかることや貸付のみが目的になってしまう傾向がある。
《必要性》	他機関での専門相談窓口も充実してきているが、多様な相談対応をとおり、社会資源や福祉サービスにつなげていく総合相談窓口としての必要性は高い。

●相談者のエンパワーメントを重視し、社協内や行政、民生委員、各種相談機関と連携し、自立を支援する（評価：4）	
《成果》	相談者の生活課題を整理し、必要に応じ社協内、関係機関との連携を図ることが出来ている。緊急対応についても関係機関内外と連携し迅速に対応している。
《課題》	生活課題が複雑化しているケースも多く、資源がなく福祉サービスにつなげられないケースや相談支援での情報共有のタイミングが計れないケースの判断、対応ができていない。
《必要性》	相談者の支援体制を構築していくためにも関係機関との連携は必要不可欠である。

4. 総合評価

総合評価 4	複雑、多様化する相談の窓口として、様々な資源や福祉サービスにつなげていく機能として必要性は高く、今後はさらに、互いの専門性を活かした相談窓口として対応していく必要がある。
方向性：事業の進め方などに改善が必要	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標2：「安心して暮らす」基盤を整えます (3) 相談支援・情報提供体制の強化 2) 低所得世帯などへの支援強化 ①生活福祉資金貸付事業		
事業開始年度	昭和30年～	事業種別	受託事業

1. 事業実施目的

事業概要	生活福祉資金制度相談窓口及び支援
事業実施体制	生活福祉資金担当職員配置
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	沖縄県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の相談窓口として地域住民からの相談を受け、世帯の自立に向けた支援を行っていきます。償還に関しては、沖縄県社会福祉協議会と協力し指導及び援助を強化していきます。また、民生委員と連携して地域での指導・援助も行っていきます。
事業対象	生活福祉資金対象世帯（低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯等）
事業目標	・世帯の自立に向けた支援として、沖縄県社協と連携しながら適切かつ迅速に対応していく

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
生活福祉資金	総合支援資金	52件	19件	34件	14件	31件
	福祉資金福祉費	5件	4件	11件	14件	5件
	緊急小口資金	30件	15件	14件	13件	19件
	教育支援資金	17件	13件	14件	0件	3件
	不動産担保型生活資金	2件	2件	2件	2件	0件
	臨時特例つなぎ資金	5件	5件	3件	1件	6件

3. 職員評価

●世帯の自立に向けた支援として、沖縄県社協と連携しながら適切かつ迅速に対応していく (評価：5)	
≪成果≫	県社協の委託事業として高齢者、障がい者、低所得世帯へ資金の貸付と必要な相談支援を関係機関と連携して対応することができた。貸付を通して世帯の自立助長につながっているケースもある。
≪課題≫	相談内容も複雑、多様化した問題が多く、生活全般に係る課題整理が必要な世帯が多いが、支援体制の構築や情報共有の在り方に課題がある。
≪必要性≫	相談窓口として貸付が必要な世帯へ適切な助言や他機関との連携を図る上でもつなぎの役割としてニーズは高い。今後もふれあい相談員、貸付相談担当と連携を密にし、相談者に寄り添った支援を行っていく。

4. 総合評価

総合評価 5	生活福祉資金貸付事業の相談窓口として市民の相談を受け、世帯の自立に向けた支援を行い、関係機関と連携しながら支援体制を構築していく。償還に関しては、県社協と協力し指導及び援助に努めていく。また、社会資源等も活用しながら、相談者に寄り添った支援を行う。
方向性：計画どおり事業を進めることが妥当	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標2：「安心して暮らす」基盤を整えます (3) 相談支援・情報提供体制の強化 2) 低所得世帯などへの支援強化 ②福祉金庫貸付事業 ③緊急一時支援（法外援護）		
事業開始年度	昭和50年～(福祉金庫)	事業種別	自主事業

1. 事業実施目的

事業概要	低所得世帯などへの支援強化
事業実施体制	相談員2名配置
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	本市社協独自の事業として、一時的に生活が厳しくなった状況の世帯などに対して小口資金の貸付を行い生活の維持を図り、自立に向けた支援も行います。火災・水害などによる被災者や緊急援助を必要とする住民への一時的な支援（金品や生活物資など）を行っていきます。また、関係機関などとの連携を図り、生活状況の改善に向けた支援も行います。
事業対象	宜野湾市全市民
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象世帯への貸付、一時支援等迅速な対応 ・ 関係機関と連携した対象世帯への自立支援 ・ 広報活動の強化(制度及び支援情報周知)

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
福祉金庫	貸付件数	51件	32件	92件	77件	121件
	貸付金額	887,000円	475,000円	1,796,000円	1,529,548円	2,003,250円
法外援護	支給件数	20件	12件	20件	14件	21件
	支給金額	190,000円	127,969円	138,576円	52,158円	114,900円
	物品	日常生活品	日常生活品	日常生活品	食料支援	食糧支援
	件数	56件	29件	69件	65件	113件
・ 貸付を実施した世帯から「緊急時乗り越えられた」ことに対し感謝の言葉があった。 ・ 食糧提供してくれる個人、団体が定着してきた。						

3. 職員評価

●支援対象世帯への貸付、一時支援等迅速な対応 (評価：5)

- 《成果》 生活困窮で緊急を要する方々へ、一時的なつなぎとして食糧等の支援を通し生活の維持でサポートすることができた。
- 《課題》 慢性的に支援を必要とする世帯への対応や、困窮世帯への自立に向けた支援、資源が少ない。また、就労支援等つなぎ役となるコーディネーターや関係機関との連携が必要
- 《必要性》 一時的に困窮している世帯への支援として福祉金庫や食糧支援は必要。

●関係機関と連携した対象世帯への自立支援 (評価：5)

- 《成果》 緊急対応として本事業が定着してきていることもあり、関係機関等との連携がスムーズに図られている。
- 《課題》 先の見通しを立てないまま、貸付や食糧支援に頼っている場合もあるので、課題共有をしながら連携していく必要がある。
- 《必要性》 今後も関係機関等と連携しながら本事業をとおり、緊急を要する世帯の自立支援を行っていく必要がある。

●広報活動の強化(制度及び支援情報周知) (評価：4)

- 《成果》 市報や社協だより、福祉まつり等への広報を図ることができ、市民の方から食糧支援の提供がある。また、市内の福祉団体、学校での取り組みも行われるようになっていく。
- 《課題》 食料支援の取り組みの周知が図られていない。広報の周知方法についても検討していく必要がある。
- 《必要性》 本事業のニーズは高く今後も広く市民や福祉団体等へ呼びかけ、広報などを実施していく必要がある。

4. 総合評価

総合評価 5	支援が必要な世帯に対して迅速な対応が行われている。また、関係機関との連携も図れている。食料支援に関しては、広く市民への広報周知が出来る体制づくりを検討していきたい。
方向性：計画どおり事業を進める事が妥当	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標2：「安心して暮らす」基盤を整えます (3) 相談支援・情報提供体制の強化 3) 誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり ① 広報誌・ホームページなどの充実		
事業開始年度	平成17年～ (ホームページ開設)	事業種別	自主事業

1. 事業実施目的

事業概要	広報誌・ホームページ
事業実施体制	-
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	広報誌（社協だより）を発行し、市民がいつでも必要とする情報が入手できるよう、ホームページに掲載する福祉情報の充実・更新に努めます。また、市民・関係団体・企業などとの協働のもと市民の目線に立った、親しみやすい広報誌・ホームページの作成に努めていきます。
事業対象	全市民
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社協だよりを年6回発行 ・ ホームページを更新し、新着情報の提供。 ・ ブログによる事業案内や情報提供

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
社協だよりの発行	目標	-	4回	6回	6回	6回
	結果	4回	4回	6回	6回	4回
ホームページのアカウント数	延べ訪問数	-	-	-	10,433回	10,513回
	月平均	-	-	-	869回	876回
ブログ更新数	延べ更新数	-	-	-	47回	57回
	月平均	-	-	-	約4回	約5回
ブログ訪問数	延べ数	-	-	-	4,603回	4,414回
	月平均	-	-	-	約383回	約368回

3. 職員評価

●社協だよりを年6回発行（評価：4）

《成果》 ほぼ毎年計画どおり社協だよりを発行する事が出来た。

《課題》 地域の情報を多くし、市民の活躍やより読み手に対し読んでいただけるような工夫を行っていくことが求められる。

《必要性》 今後も社協だよりを発行し、市民に対する説明責任と役割について広く周知していく事が必要である。

●ホームページを更新し、新着情報の提供（評価：3）

《成果》 ホームページを更新する事が出来た。

《課題》 ホームページのアカウント数を増やす工夫やタイムリーな情報提供を行う事が出来なかった。

《必要性》 若い世代へ社協について知ってもらう機会として、多様な広報媒体を活用する意味でもHPを継続して開設していく事が必要である。

●ブログによる事業案内や情報提供（評価：3）

《成果》 ブログを月に1回以上更新する事が出来た。

《課題》 タイムリーな情報提供を行う事が出来なかった。（一部毎月情報提供あり）

《必要性》 今後もタイムリーな情報提供を行う為にも継続してブログを開設して行く事が必要である。

4. 総合評価

総合評価 3	組織として、タイムリーな情報提供のあり方について検討していく事が望まれる。また、地域活動や小地域福祉活動等の活動が可視化できるような工夫も必要である。
方向性：事業の進め方などに改善が必要	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画・第2次宜野湾市地域福祉計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標2：「安心して暮らす」基盤を整えます (4) 権利擁護の仕組みの充実 1) 日常生活自立支援事業の充実促進 ①日常生活自立支援事業の運営 ②「宜野湾市地域福祉権利擁護センター（仮称）」の設置検討に向けた支援 ③生活支援員の確保		
事業開始年度	平成13年～県社協、基幹社協を推進、平成25年8月～市単独のセンター開所	事業種別	受託事業

1. 事業実施目的

事業概要	福祉サービス利用援助事業		
事業実施体制	実施主体：宜野湾市。市の委託により宜野湾市社会福祉協議会がセンターを設置。専門員、生活支援員を配置し運営を行う。		
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	福祉サービスの手続きの援助や日常的金銭管理や書類の管理に支援が必要な認知症高齢者や知的・精神障がい者に対し、行政との連携のもと、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の普及促進を行います。なお、同事業については増加する利用者に応えられるよう、「宜野湾市地域福祉権利擁護センター（仮称）」を支援し、行政と協働しながら事業推進に努めます。		
事業対象	認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者、その他生活に不安を感じる者		
事業目標	契約20件、生活支援員の確保20名を目標とし、意思決定が困難な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の利益を守り、地域において自立した生活が送れるようにする。また、既に本サービスを利用されている利用者に対しモニタリングを行い、利用者の変化に適宜対応ができる体制を整える。		

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
事業利用者総数 (うるる)	目標	-	-	-	10名	20名
	結果	-	-	-	9名	22名
事業利用者総数 (りんどう)	目標	-	-	-	-	-
	結果	-	7名	7名	13名	11名
生活支援員総数 (うるる)	目標	-	-	-	10名	20名
	結果	-	-	-	14名	20名
生活支援員総数 (りんどう)	目標	-	-	-	-	-
	結果	-	6名	6名	10名	9名
判断調整会議	目標	-	-	-	-	-
	結果	-	-	-	9件	13件
ケース会議	目標	-	-	-	-	-
	結果	-	-	-	12件	22回
地域公民館にて 事業説明	目標	-	-	-	-	-
	結果	-	2回	0回	0回	0回
日常的金銭管理事業 (一時預かり)	目標	-	-	-	-	-
	結果	-	-	4名	3名	7名

3. 職員評価

●契約20件、生活支援員の確保20名 (評価：4)

《成果》 利用者数・生活支援員ともに確保し、事業を推進する事が出来た。

《課題》 利用者と生活支援員のマッチングが十分に行えていない現状がある。

《必要性》 利用ニーズが以前として高い為、新規利用者を受け入れて行く為の生活支援員の確保を実施していく事が必要である。

●意思決定が困難な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の利益を守り、地域において自立した生活が送れるようにする (評価：4)

《成果》 必要な社会資源に繋ぎ、関係機関との連携により利用者の利益を守り、生活を整えることができた。

《課題》 本事業と成年後見制度の狭間にある利用者について、そのような方々を受け入れる制度がないために本事業の契約を継続しているが、本来の事業内容を越えている状況である。

《必要性》 意思決定が困難な方々にとって、自身の権利や利益を守るためのサポートは必要不可欠であり、本事業の役割は重要である。

●既に本サービスを利用されている利用者に対しモニタリングを行い、利用者の変化に適宜対応ができる体制を整える (評価：4)

《成果》 定期訪問時に利用者の変化を確認し、必要に応じて支援計画の変更を行ってが、計画的にモニタリングを行い「評価票」に記録することができなかった。

《課題》 専門員一人体制では、全利用者に対してモニタリングを行い「評価票」に記録するための時間を確保することができない状況にある。

《必要性》 本事業において、利用者の生活の変化やニーズの変化を捉えることは最も重要であり、全利用者に対して計画的にモニタリングを行う必要がある。

●基幹型「りんどう」との協働・連携 (評価：3)

《成果》 基幹型「りんどう」が支援の方の通帳等の預かりや管理が行えている。

《課題》 互いの役割分担やケース検討について実施する事が出来なかった。

《必要性》 2市（浦添・宜野湾市）で宜野湾市民を対象としているため、サービス提供先が2ヶ所あることで、市民福祉・権利擁護を推進する上では定期的に互いの役割や今後の支援等について意見交換を実施していきことが望まれる。

4. 総合評価

総合評価 4	専門員一人に対応できる業務量の限界にあり、人員不足による業務の滞りが出始めている。迅速な契約締結と計画的なモニタリングが実施できるように体制を整える必要があり、そのためには職員の増員が不可欠である。
方向性：計画どおり事業を進めることが妥当	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標2：「安心して暮らす」基盤を整えます (5) 在宅福祉サービスの充実 1) 在宅福祉サービスの推進 ①給食サービス・友愛訪問事業の推進		
事業開始年度	平成1年～	事業種別	自主事業

1. 事業実施目的

事業概要	在宅福祉サービスの充実
事業実施体制	老人福祉活動事業
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	十分な食事を確保できない又は、虚弱などを理由に安否などの見守りが必要な高齢者世帯など、地域ボランティアによる訪問活動。サービスを実施することで地域との結びつきを強化することで、対象者の孤独感の解消を図る。
事業対象	宜野湾市在住の65歳以上の高齢者またはサービスを必要とする者
事業目標	・ 独居高齢者などの世帯を訪問することで、安否確認や話相手、食生活の改善などを行い、孤独感の解消や地域との結びつきを強化することで、安心して暮らせるような生活の質の向上を図ります。また、インフォーマルサービスとして配食サービスの必要性について確認しながら提供していきます。

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
給食サービス	実施回数	99回	97回	112回	100回	99回
	平均人数	18名	17名	12名	11名	8名
	延べ回数	1,814回	1,620回	1,299回	1,008回	774回
給食サービスモデル	モデル自治会数	-	-	-	3自治会	3自治会
	実施回数	-	-	-	173回	245回
	延べ件数	-	-	-	458件	532件
見守り活動 助成事業	実施自治会	-	-	-	2自治会	4自治会
	対象者	-	-	-	72名	109名
	延べ訪問回数	-	-	-	7,839回	5,043回
	延べ支援者数	-	-	-	899名	2,338名

平成25年度より給食モデルサービス事業・見守り活動助成実施

3. 職員評価

●独居高齢者などの世帯を訪問することで、安否確認や話相手、食生活の改善などを行い、孤独感の解消や地域との結びつきを強化することで、安心して暮らせるよう生活の質の向上を図る（評価：4）

《成果》 独居高齢者世帯等へ訪問し、体調確認や話し相手になる事で安心して暮らせる生活の質の向上に努める事が出来た。

《課題》 配達時間や在宅時間が短い為話相手になってほしい場合がとても多い。給食サービス以外のサービスとの組みあわせを考え、孤独感の解消に向けた対応が必要であると感じられる。

《必要性》 生活の質の向上を図る上では本事業は必要なサービスである。

●インフォーマルサービスとして配食サービスの必要性について確認しながら提供（評価：4）

《成果》 配食する事で状況把握（家庭内や体調確認等）をすることが出来た。

《課題》 フォーマルサービスとしてのサービス提供としてはマンパワーや財源確保が難しく、他制度へのつなぎとしての位置づけであり、給食サービスのあり方について検討していく必要がある。

《必要性》 制度の狭間や経済的困窮世帯への支援が主であるため、他制度へカバー出来るのか出来ないのか等を議論しながら、本制度のあり方について検討していきたい。

4. 総合評価

総合評価 4	制度の狭間の支援としての役割を果たすことが出来た。しかし、福祉制度が充実している現状を踏まえ、今後の事業のあり方や改善策について大いに議論していく必要がある。
方向性：事業の進め方などに改善が必要	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標3：「組織・財政基盤」の強化を図ります (1) 財政基盤の強化 1) 自主財源の確保 ① 執行機関及び監査体制の機能強化		
事業開始年度	法人設置 昭和47年～	事業種別	自主事業

1. 事業実施目的

事業概要	執行機関の強化
事業実施体制	理事・評議員（監事含む）
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	理事会・評議員会においては、今後の本会の運営に対する事業遂行や方針などに参画・精査し、地域に即した対応が求められます。また、監査体制においては、複雑化した事業執行、業務分掌や会計処理を明瞭化し、説明責任の強化も図ります。
事業対象	-
事業目標	今年、新たに理事・評議員の選任（入れ替え）により、社協の事業遂行や方針などに参画・精査し、地域に即した対応ができるよう、理事・評議員研修会を通し浸透を図りたい。監査体制においては、複雑化した事業執行、業務分掌や会計処理を明瞭化し、説明責任の強化も図りたい。

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
理事会の開催	開催数	5回	4回	5回	5回	5回
	延べ参加者数	62名	49名	67名	64名	71名
評議員会の開催	開催数	5回	4回	4回	3回	4回
	延べ参加者数	122名	107名	106名	71名	102名
理事・評議員研修会の開催	開催数	1回	1回	1回	1回	1回
	延べ参加者数	37名	50名 (職員含)	40名 (職員含)	53名 (職員含)	34名

3. 職員評価

● 理事・評議員による社協の事業遂行や方針などに参画・精査（評価：4）	
《成果》	理事会・評議員会において、法人運営に対する事業遂行状況や方針等を知ってもらい、関係機関や地域住民の方々との連携や協働のもと地域福祉活動の充実に努める事が出来た。
《課題》	理事・評議員には社協運営について、事務局側とお互い認識、研究し、社協への更なる事業参画が求められる。 社会福祉法人会計基準が複雑化している為、理解するのが難しい。
《必要性》	今後も理事・評議員には参画・精査できるよう、事業執行や予算・決算等、わかりやすい説明や資料作成が求められる。

● 監査（監事）体制における、複雑化した事業執行、業務分掌や会計処理を明瞭化し、説明責任の強化（評価：4）	
《成果》	事業報告様式の改善により事業内容や評価が見やすくなったことや、新会計基準移行後の監事研修会（県社協主催）により、監事の立場として、業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について監査実施ができた。
《課題》	複雑化する会計業務や多岐に渡る業務執行に関して、監査立場における視点、指摘をより精査しなければならない。
《必要性》	複雑化する会計業務や多岐に渡る業務執行に関して法人監査における視点、指摘だけでなく理事・評議員への説明責任も伴う為、更なる監査体制が求められる。

4. 総合評価

総合評価 4	<p>理事・評議員には、法人運営に対する事業遂行状況や方針等を知ってもらい、関係機関や地域住民の方々との連携や協働のもと地域福祉活動の充実に努める為、更なる事業参画が求められる。</p> <p>適正な事業執行体制と内部統制機能の強化を図る上でも理事・評議員・監事に対し事務局側は適切な説明責任が求められる。また、事業の認識理解を図りながら会議へ参加しやすい環境整備も求められる。</p> <p>監事には、複雑化した業務分掌や法人会計を明瞭化し、説明できるよう事務局側の資質向上を図り、監事との連携のもと、監査体制の強化を図りたい。</p>
方向性：事業の進め方などに改善が必要	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標3：「組織・財政基盤」の強化を図ります (1) 財政基盤の強化 ① 自主財源の確保 ② 事務局体制の強化		
事業開始年度	法人設置 昭和47年～	事業種別	自主事業

1. 事業実施目的

事業概要	法人内における事務局体制の強化
事業実施体制	事務局職員
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	地域福祉を推進するうえで、本計画の基本理念である「チェイシーの心で創る人と人がつながるやさしい都市ぎのわん」の実現に向けた職員の資質向上及び研修会などへの参加を図り、充実したサービス提供が出来るよう努めていきます。
事業対象	事務局職員
事業目標	・ 資質向上に向けた研修会への参加 ・ 講師派遣（充実したサービス提供）

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
研修会の参加	参加回数	23回	29回	17回	46回	26回
	延べ参加者数	50名	63名	47名	107名	68名
講師派遣	回数	6回	6回	12回	26回	26回
職員数	正規職員	8名	8名	8名	9名	9名
	嘱託職員	6名	7名	11名	10名	11名
	臨時職員	6名	7名	4名	4名	5名
	パート職員	-	-	-	1名	1名

3. 職員評価

● 資質向上に向けた研修会への参加 (評価： 4)	
《成果》	研修会への参加を行い、職員の資質向上に努める事が出来た。
《課題》	参加後の振り返り共有の場を設定することが出来ていない。
《必要性》	一人一人の資質向上に向けては研修会への積極的な参加が必要である。

● 講師派遣（充実したサービス提供） (評価： 5)	
《成果》	必要に応じ講師派遣対応し、市民福祉ニーズに応える事が出来た。
《課題》	全職員が講師として対応して行けるよう工夫が必要である。
《必要性》	市民や事業所等に対し、福祉政策や地域福祉についての理解を求めて行く場としては必要であり、今後も継続的に対応していく事が望ましい。

4. 総合評価

総合評価 5	研修会への参加を行い、多様化する福祉ニーズに応じて行けるよう職員の資質向上に努める事が出来た。また、必要に応じ講師派遣対応し、市民福祉ニーズに応える事が出来た為、継続的に対応していく事が今後も望まれる。
方向性：計画どおり事業を進めることが妥当	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標3：「組織・財政基盤」の強化を図ります (2) 財政基盤の強化 1) 社協会費(会員)の充実 ① 広報活動の充実 ② 会費の活用検討		
事業開始年度	昭和47年度～	事業種別	自主事業

1. 事業実施目的

事業概要	社協会費増強運動
事業実施体制	正職員・企画調整係(募金担当)
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	社協(会費)会員は、近年の社会経済事情などの変化により会委員数の減少傾向がみられます。都市化により市民の自治会離れの傾向が強まり、その影響を受けて自治会をとおしての社協戸別会費の加入促進が困難になりつつあります。広報誌などで周知し、市民や関係機関に呼びかけていき会費(会員)の充実を図ります。
事業対象	宜野湾市民、市内事業所、市内団体等
事業目標	前年度の実績額に即した目標額を設定。 賛助会費・特別会費を中心に前年度実績額を上回るよう広報誌などで周知し、市民や関係機関に呼びかけていき会費(会員)の充実を図ります。

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
会費実績	目標	7,270,000円	7,370,000円	7,495,000円	7,495,000円	6,500,000円
	結果	6,634,205円	6,851,714円	6,660,112円	6,249,547円	6,028,528円
	目標	91%	93%	89%	83%	92%
会費別	戸別会費	3,781,304円	3,860,666円	3,657,062円	3,558,547円	3,265,528円
	戸別会員	7,563世帯	7,721世帯	7,315世帯	7,117世帯	6,531世帯
	賛助会費	815,901円	777,400円	745,050円	536,000円	558,700円
	賛助会員	1,632名	1,555名	1,940名	1,072名	1,117名
	団体会費	175,000円	250,000円	250,000円	295,000円	305,000円
	団体会員	35団体	41団体	43団体	49団体	55団体
	特別会費	1,862,000円	1,992,948円	2,038,000円	1,860,000円	1,899,000円
特別会員	304事業所	320事業所	334事業所	302事業所	314事業所	

3. 職員評価

●実績額に即した目標額の設定 (評価：4)

- 《成果》 平成26年度から前年度実績額に即した予算額を設定することで概ね達成することができた。
- 《課題》 年々実績額は減少傾向にあり、今後実績額に即した予算額の設定は難しいと考えられる。
- 《必要性》 法人運営に社協会費は不可欠であり、予算立てするうえで目標額設定は重要である。そのため、予算額を下げないよう今後も各種会費の取組強化を図る必要がある。

●市民への広報活動 (評価：4)

- 《成果》 特別会費では、新規企業や継続加入に向け、企業（事業所）への電話連絡、訪問活動を実施し加入者を増加させることが出来た。
- 《課題》 賛助会費については、これまで取り組んできた官公庁、事業所等の協力が年々厳しくなっており、今後新規開拓が求められる。
- 《必要性》 特別会費については、今後も新規企業や継続加入に向け、積極的に取り組みたい。

4. 総合評価

総合評価 4	戸別募金減少は否めないが、目標額を下げることは、今後の法人運営に支障をきたす恐れがあることから引き続き、各種会費の増加に向けた取り組み継続が必要である。
方向性：事業の進め方などに改善が必要	そのためにも今後も職員一団となって、社協のPRと各種団体との共通理解に向けた取り組みを幅広く展開し、会員拡大を図りたい。

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標3：「組織・財政基盤」の強化を図ります (1) 財政基盤の強化 2) 赤い羽根共同募金・歳末たすけい募金運動の充実		
事業開始年度	昭和47年～	事業種別	その他

1. 事業実施目的

事業概要	赤い羽根共同募金運動・歳末たすけい募金運動の充実
事業実施体制	社協全職員
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	沖縄県共同募金会宜野湾市共同募金委員会において、募金運動に対する住民の関心を高め、募金活動を強化し、目標額を上回る額の確保に努め、配分金額の増額を図っていきます。今後、組織体制や地域福祉推進を担う福祉団体などへの活動助成に向けた取り組みを検討していきます。
事業対象	宜野湾市民、市内事業所、市内団体等
事業目標	・今年度は、前年度を上回るべく、法人募金や職域募金、街頭募金を中心に募金活動を実施していきます。

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
赤い羽根共同募金	目標	12,652,000円	12,652,000円	12,652,000円	11,900,000円	11,928,000円
	結果	9,716,047円	9,954,377円	10,354,351円	10,127,577円	9,712,472円
	達成率	77%	80%	85%	85%	81%
赤い羽根共同募金 募金別実績	戸別募金	3,558,400円	3,675,833円	3,465,947円	3,388,670円	3,255,904円
	戸別募金 世帯数	7,117世帯	7,352世帯	6,932世帯	6,777世帯	6,512世帯
	職域募金	1,355,664円	1,393,823円	1,356,841円	1,313,612円	1,465,400円
	職域募金数	2,712名	2,788名	2,714名	2,627名	2,931名
	大口募金	2,379,030円	2,184,490円	2,322,840円	2,285,732円	2,316,391円
	大口募金 事業所数 個人9名	284事業所 個人9名	256事業所 個人10名	286事業所 個人7名	251事業所 個人11名	264事業所 個人8名
	学童募金	593,199円	670,708円	721,432円	734,465円	703,454円
	学童募金 実施校	16校	17校	14校	16校	15校
	街頭募金	396,267円	352,510円	384,161円	446,005円	745,055円

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
赤い羽根共同募金 募金別実績	街頭募金 実施回数	24回実施	24回実施	29回実施	37回実施	49回実施
	興行その他	769,979円	847,723円	1,319,805円	1,183,739円	544,367円
	興行・その 他件数	72件	58件	68件	71件	78件
	県共同募 金配分	663,508円	829,290円	783,325円	775,354円	681,901円
	県共同募金 配分件数	1件	1件	1件	1件	1件
歳末たすけあい運動	目標	3,600,000円	3,600,000円	3,600,000円	3,600,000円	3,600,000円
	結果	2,579,940円	2,570,922円	2,252,840円	2,426,162円	3,240,800円
	達成率	78%	78%	63%	67%	90%
歳末たすけあい運動 募金別実績	戸別募金	807,496円	979,729円	889,822円	815,477円	1,132,199円
	戸別募金 世帯数	8,075世帯	1,959世帯	8,899世帯	8,155世帯	7,548世帯
	職域募金	607,944円	668,231円	762,554円	768,968円	892,845円
	職域募金数	1,342名	1,336名	1,525名	1,538名	1,786名
	法人募金	124,029円	55,000円	67,275円	181,047円	80,000円
	法人募金数	1事業所 個人2名	1事業所 個人2名	4事業所 個人1名	3事業所 個人4名	1事業所個人 1名
	興行募金	881,770円	800,000円	434,744円	614,200円	1,129,084円
	興行募金数	1件	1件	1件	1件	1件
	その他	95,701円	67,962円	98,445円	46,470円	6,672円
	その他件数	6件	3件	4件	3件	1件
歳末たすけあい運動 配分内容	困窮世帯 見舞金支給	214世帯	185世帯	174世帯	164世帯	169世帯
	低所得世帯 物資支給	218世帯	—	—	—	—
	小地域ふれ あい事業	21自治会	20自治会	21自治会	20自治会	19自治会
	ランドセル 支給事業	40世帯	33世帯	32世帯	37世帯	50世帯
	おせち料理 宅配事業	—	—	—	—	—
※ランドセル支給事業は平成26年度より、新入学用品等準備支援成事業に移行。						

3. 職員評価

● 赤い羽根共同募金の取り組み（評価：4）

- 《成果》 街頭募金への協力団体を増やしたことで、毎年実績額を増やしている。
- 《課題》 自治会加入率低下に伴い、戸別会費が減少傾向である。
- 《必要性》 ボランティア団体（子供達）を新たに発掘し募金協力を促したい。

● 歳末たすけあい募金の取り組み（評価：4）

- 《成果》 法人大口募金では、新規企業（個人含む）や継続加入に向け、企業（事業所）への電話連絡、訪問活動を実施し加入者を増加させることが出来た。
- 《課題》 従来協力している企業からの寄付額減少や閉店等により、今後も厳しい状況にある。
- 《必要性》 法人大口募金では今後も新規企業や継続加入に向け、積極的に取り組みたい。

4. 総合評価

総合評価 4	社協が抱えている地域課題の解決に必要な資金源確保として共同募金は必要である。
方向性：事業の進め方などに改善が必要	募金使途を市民（企業）に理解（浸透）できるよう、新たな財源確保ができないか先駆的な事例研究や職員全体で取り組める環境整備が必要である。

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画		
第2次宜野湾市地域福祉活動計画評価事業項目	目標3：「組織・財政基盤」の強化を図ります (2) 財政基盤の強化 1) 自主財源の確保 ①中期財政プランの作成		
事業開始年度	委員会設置 (平成25年度～)	事業種別	自主事業

1. 事業実施目的

事業概要	中期財政プランの作成
事業実施体制	財政委員会
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	経済不況などの社会情勢を鑑み、今後は自主財源の確保が課題となります。継続的な地域福祉推進活動を実施していく為にも、理事・評議員と一緒に財源確保に努めていきます。また、福祉基金の目標額を達成するため、計画的に取り組むとともに、有効的資金運用を行っていきます。
事業対象	-
事業目標	・今後の継続的な財政運営を実施していくため、財政委員会を設置し財政プラン作成に向けて検討していきます。 ・新規財源確保に向けた「自動販売機設置」を行っていきます。

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
財政委員会の開催	参加回数	-	-	-	1回	2回
	延べ参加者数	-	-	-	4名	11名
自動販売機設置 (自己財源)	社協寄付	-	-	-	-	2ヶ所
	赤い羽根寄付	-	-	-	-	5ヶ所

3. 職員評価

●今後の継続的な財政運営を実施していくため、財政委員会を設置し財政プラン作成に向けて検討していきます (評価：3)	
《成果》	財政委員会を平成25年度より立ち上げ実施する事が出来た。
《課題》	具体的な方策や施策まで議論する事が出来なかった。
《必要性》	中長期的な自主財源確保に向けた対応策として、財政プランを作成し法人運営が安定的に運営できるようにしていく事が求められる。

●新規財源確保に向けた「自動販売機設置」を行っていきます (評価：4)	
《成果》	自動販売機を7機設置し対応する事が出来た。
《課題》	維持費等の収支が場所によっては収益にならない場合もあるため、設置をすすめるにあたって、効果性がある場所を選定する必要がある。
《必要性》	今後も継続して新規開拓を行い、財源確保に向けた働きかけを行っていく必要がある。

4. 総合評価

総合評価 4	中長期的な自主財源確保に向けて財政プラン並びに自己財源獲得に向けた検討や対応は必要不可欠であり、今後も検討していく事が望ましい。
方向性：事業の進め方等に改善が必要	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	第2次宜野湾市地域福祉活動計画		
評価事業項目	高齢者地域生活支援事業の実施		
事業開始年度	平成24年～	事業種別	補助事業

1. 事業実施目的

事業概要	在宅福祉サービスの充実
事業実施体制	高齢者地域生活支援事業担当職員
実施内容 (第2次宜野湾市地域福祉活動計画より抜粋)	<p>市内居住の65歳以上の一人暮らし、または高齢者世帯で日常生活において援助が必要な方、安否確認が必要な方、日常的に使用している寝具の衛生管理が困難な方へ地域生活を支援する事業。</p> <p>1. 軽度生活支援事業 2. 保健飲料給付事業 3. 寝具類丸洗い仕上げ事業</p> <p>※生きがい対応型デイサービス事業も含まれるが、別報告</p>
事業対象	65歳以上の一人暮らし高齢者または、高齢者世帯
事業目標	高齢者福祉サービスシステム導入によるシステムの調整、操作による事務の効率化委託事業所との連絡会（情報交換会）

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
軽度生活支援事業	利用登録者数	-	-	56名	41名	42名
	利用者延べ人数	-	-	1,772名	1,571名	1,636名
保健飲料給付事業	利用登録者数	-	-	37名	28名	31名
	利用者延べ人数	-	-	1,306名	1,173名	1,019名
寝具類丸洗い仕上げ事業	利用登録者数	-	-	10名	6名	10名
	利用回数	-	-	12回	6回	16回
委託事業所との連絡会の開催	回数	-	-	-	-	2回

3. 職員評価

●高齢者福祉サービスシステム導入によるシステムの調整、操作による事務の効率化（評価：5）	
《成果》	高齢者福祉サービスシステムの導入により事務の効率化が図れた。
《課題》	行政の福祉サービスシステムへの統合により、システム運営上の定期的な調整が必要である。
《必要性》	今後も行政と調整しながら、運営する必要がある。
●委託事業所との連絡会（情報交換会）の開催（評価：4）	
《成果》	連絡会を年2回開催し、委託事業所と情報を共有しながら支援体制の構築が出来た。
《課題》	社協で会議内容を設定し開催しており、事業所の意見を取り入れるところが望まれる。
《必要性》	今後も、継続開催し事業所との連携が必要である。

4. 総合評価

総合評価 5	高齢者福祉サービスは導入から、事務の効率化等が図れ今後、継続し行政と連携し取り組む必要がある。また、委託事業所との連絡会においては継続開催し、サービスの向上及び利用者の支援の充実に向け今後も計画どおり取り組む必要がある。
方向性：計画どおり事業を進めることが妥当	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	障害者社会参加促進事業		
評価事業項目	宜野湾市障害者社会参加促進事業の一部を本会にて受託		
事業開始年度	平成15年～	事業種別	受託事業

1. 事業実施目的

事業概要	障害者自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業		
事業実施体制	障害者社会参加促進事業担当職員		
実施内容	<p>【自動車運転免許取得事業】 障害者の自動車運転免許取得を容易にするため、その費用の一部を助成し、障害者の社会参加と自立を促進する。</p> <p>【身体障害者用自動車改造助成事業】 重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障害者の社会参加を促進する。</p>		
事業対象	市内障がい者対象		
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方の社会参加促進の一助として本事業の推進を図る。 ・事業の広報周知 ・福祉機器の貸し出し(車イス) 		

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
運転免許取得事業	申請	-	-	-	2件	1件
	決定	-	-	-	2件	1件
改造助成事業	申請	-	-	-	4件	1件
	決定	-	-	-	4件	1件

3. 職員評価

●障がいのある方の社会参加促進の一助として本事業の推進を図る（評価：4）

- 《成果》 障がい者の社会参加としての自動車運転免許取得に対しての一部助成や自動車改造の助成としてとても喜ばれている。
- 《課題》 年度により申請にばらつきがあり、助成事業の広報周知を定期的に図る必要がある。また、自動車学校や改造助成業者への周知を図り連携する必要もある。
- 《必要性》 障がい者の社会参加としての自動車運転免許取得に対しての一部助成や自動車改造の助成として、自立助長として経済的支援につながっており、今後も必要性が高い。

●事業の広報周知（評価：4）

- 《成果》 社協だより、市報へ定期的に記事を掲載。また、NPO法人身体障がい者協会協会会員への広報など図り、事業のPRにつながっている。
- 《課題》 まだまだ事業周知が図れていないため、今後も定期的な広報、各機関事業所とも連携し広報周知を図っていく。
- 《必要性》 助成事業を広く周知し、社会参加促進につなげる必要がある。

●福祉機器の貸し出し(車イス)（評価：4）

- 《成果》 在宅で介護を必要とする世帯へ介護保険や福祉サービスの支給が決定されるまでの間、福祉機器の貸出を行い、介護者の負担軽減につながっている。
- 《課題》 福祉機器の維持管理(特に電動ベッド等)や福祉機器を保管する場所が事務所から離れているため、貸出する際の調整が必要となる。貸出期間が3カ月以内となっているが、長期利用者への状況確認など対応が出来ていない。(ベット貸し出しが平成27年度～廃止)
- 《必要性》 市より福祉機器リサイクル事業が廃止となったが、車いすの貸出はニーズが高く、社協独自の事業として、対応していく。

4. 総合評価

総合評価 4	自動車免許取得事業や自動車改造助成事業等、障がい者の社会参加促進の一助として利用者からは喜ばれているが、年度年度により申請者数にばらつきがある。今年度は、市報に3回、社協だより4回、身協だよりにも掲載し、広報周知したが件数は2件であった。今後は事業所等へも広報の幅を広げ、本事業のPRを行っていききたい。
方向性:計画どおり事業を進める事が妥当	

第2次宜野湾市地域福祉活動計画 事業評価

根拠計画及び法律	社会福祉事業		
評価事業項目	社会福祉センター設置・経営		
事業開始年度	昭和53年～	事業種別	補助事業

1. 事業実施目的

事業概要	社会福祉センター設置
事業実施体制	全職員
実施内容	(1) 市民の生活福祉向上のための各種相談に関すること (2) 市民の文化教養の向上及び福祉増進に関すること (3) ボランティア活動に関すること (4) 身体障がい者への作業場の提供 (5) 各種福祉機関団体が社会福祉の推進を図ることを直接の目的とした会議、研修、その他の事業に関する場の供与に関すること
事業対象	全市民・各団体
事業目標	・地域住民の福祉増進と地域福祉活動の場として、センター管理運営を行う。

2. 活動実績

指標名		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
2階ホール 貸出	結果	-	-	492件	390件	324件
会議室 貸出	結果	-	-	-	176件	174件
ボランティアセンター貸出	結果	-	-	87件	40件	-
ボランティアサロン貸出	結果	-	-	196件	195件	170件
団体室 貸出	結果	-	-	0	57件	97件

3. 職員評価

●地域住民の福祉増進と地域福祉活動の場として、センター管理運営を行う。 (評価：4)	
《成果》	地域活動の場として社会福祉センター貸出は多く、貸出ニーズが高い。
《課題》	2階ホールのみしか貸出できない為、福祉団体とのホール使用に際しての調整が多くなっている。場所に限りがある。
《必要性》	様々な団体等の活動の場として、必要性は高いが、貸出の範囲など条件やルール決めが必要である。

4. 総合評価

総合評価 B	平成25年度当初においては、社会福祉センター内にあった愛育園機能の移転に伴い、保育室の充実が図られた。それに伴い、センター内に会議室が設置され福祉団体等に利用ニーズにつながっている。また、新たに団体室が設置され、各種団体の活動の場として活用され、センター機能の充実が図られた。
方向性：事業の進め方などに改善が必要	しかし、平成26年度末に福寿園が民営化されるに伴い施設利用が出来なくなり、再びセンターに愛育園機能が移転してきた。その為、従来会議室として使用していた場所が再び愛育園保育室となったため、会議室の利用が出来なくなった。貸し出しが2階ホールのみでの使用となり会議室確保が難しい現状となっている。

3 推進委員会 審議日程及び審議内容

	開催日	協議内容
第 1 回	平成27年 12月25日(金)	1. 委嘱状交付 2. 宜野湾市社協会長あいさつ 会長 普天間 朝光 3. 議事 1) 役員選出について 4. 諮問書の答申 5. 説明 1) 第2次宜野湾市地域福祉活動計画について 2) 今後の推進委員会の進め方について 6. その他・意見交換会
第 2 回	平成28年 2月1日(月)	1. 説明 1) 第2次宜野湾市地域福祉活動計画職員評価に についての説明 2. 議事 1) 第2次宜野湾市地域福祉活動計画職員評価に ついて(目標1並びに目標2) 2) その他
第 3 回	平成28年 3月18日(金)	1. 議事 1) 第2次宜野湾市地域福祉活動計画職員評価に ついて(目標3並びに重点プロジェクト) 2) 地域福祉計画に関する市民意識調査について 3) その他
第 4 回	平成28年 6月29日(水)	1. 委嘱状交付 2. 報告 1) 第2次宜野湾市地域福祉活動計画事業評価へ の提言及び第3次宜野湾市地域福祉活動計画 への展望について(答申) 2) 委員長あいさつ 委員長 神里 博武 3) 社協会長あいさつ 会長 多和田 眞光 3. 議事 1) 第3次宜野湾市地域福祉活動計画について (目標1を中心に検討) 2) その他 ①次回の日程について

第 5 回	平成28年 7月22日(金)	1. 議事 1) 第3次宜野湾市地域福祉活動計画について (目標1・2・3を中心に検討) 2) その他
第 6 回	平成28年 8月8日(月)	1. 議事 1) 第3次宜野湾市地域福祉活動計画について (目標4・5・6を中心に検討) 2) その他
	平成28年 10月	推進委員による 第3次宜野湾市地域福祉活動計画(案)の確認作業
	平成28年 10月25日～ 11月4日	パブリックコメントの実施
	平成28年 11月29日	第3次宜野湾市地域福祉活動計画(案)答申 神里委員長より宜野湾市社協会長へ

4 第3次宜野湾市地域福祉活動計画 推進委員会 名簿

任期：平成27年12月25日～平成28年11月30日

NO	氏名	団体名	備考
1	神里 博武	かみざと社会福祉研究所 主宰	地域福祉計画 懇話会委員
2	西銘 史則	宜野湾市商工会 副会長	地域福祉計画 懇話会委員
3	高良 謙二	宜野湾市民生委員児童委員連絡協議会 副会長	地域福祉計画 懇話会委員
4	伊計 房子	玉木病院 地域医療部 顧問	地域福祉計画 懇話会委員
5	真名井 敦	一般公募	地域福祉計画 懇話会委員
6	國吉 秀子	宜野湾市役所福祉推進部 部長	地域福祉計画 懇話会委員
	比嘉 透	宜野湾市役所福祉推進部 部長	平成28年4月 ～
7	仲村渠 満	宜野湾市社会福祉協議会 事務局長	地域福祉計画 懇話会委員
8	森田 進	宜野湾市自治会長会	
9	石川 弘美	大謝名区ミニデイサービス援助員	
10	前田 有得	NPO法人ゆいまーる 代表	
11	波平 道子	宜野湾市婦人連合会 会長	
12	多和田 真隆	宜野湾市老人クラブ連合会 会長	
13	照屋 美根	地域活動支援センターはぴわん センター長	
14	川満 大輔	特別養護老人ホーム福寿園 地域福祉課長	
15	宮城 奈々子	伊佐区自治会・自主防災組織 会長	
16	玉城 久美子	地域包括支援センターかいほう センター長	

5 宜野湾市社会福祉協議会 地域福祉活動計画 推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人宜野湾市社会福祉協議会（以下「本会」とする。）が策定した地域福祉活動計画の評価、見直し、策定を目的とする。

(任務)

第2条 推進委員会の任務は、次の各号に掲げる事項について審議し、宜野湾市社会福祉協議会（以下「社協」とする。）会長に提言する。

- (1) 地域福祉活動計画の評価
- (2) 地域福祉活動計画の見直し
- (3) 地域福祉活動計画の策定
- (3) その他、社協会長が必要と認めた事項

(委員会の構成)

第3条 推進委員会の委員は30名以内で構成する。

2 推進委員会は、次に掲げる者の中から本会会長が委嘱する。

- (1) 住民代表
- (2) 福祉関係者
- (3) ボランティア・市民活動関係者
- (4) 行政関係者
- (5) 学識経験者
- (6) その他

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことが出来る。

(費用弁償)

第7条 委員は費用弁償として、本会の費用弁償に定める額を支給する。

(事務局)

第8条 推進委員会の事務局は、本会内に置く。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要に応じて本会会長が別に定める。

附 則 この要綱は平成19年9月11日から施行する。

この要綱は平成22年4月14日から施行する。

6 用 語 集

【あ行】

赤い羽根共同募金

「じぶんの町を良くするしくみ」として、たくさんの人々のやさしさや気持ちがつながる活動です。毎年10月1日～12月31日まで実施され、じぶんの町のため、民間社会福祉活動などに使われます。戸別・街頭・法人・職域・学校募金などをはじめ、さまざまな方法でご協力を得ています。

あしび村やーデイサービス（生きがい対応型デイサービス）

家に閉じこもりがちな65歳以上の高齢者に対して、週に1回地域公民館への通所により、趣味活動や手芸、地域の方との交流する機会を増やししながら、社会的孤立感の解消や自立生活の助長及び生きがいづくりを行うサービスのこと（*介護保険制度とは異なる）

NPO法人

民間非営利機関（団体）、非営利事業体。活動が公益のためであり、かつ営利を追求しない事業を行う民間団体のこと。

【か行】

宜野湾市災害時要援護者避難支援対策協議会／

宜野湾市災害時要援護者避難支援計画

近年、大規模な自然災害が発生し、甚大な被害をもたらしています。これからの災害から、高齢者・障がい者などが災害時に避難が行えず長時間自宅内へ取り残されたりする事があり、過去の教訓を活かしながら、災害時の避難行動要支援者を迅速、かつ安全に避難・誘導を行う為の計画並びに協議会を結成し、活動を実践。

宜野湾市社会福祉協議会（社会福祉協議会）

全国の都道府県や市町村に設置された地域の住民が主体となった会員制の民間団体です。地域に暮らす方々や民生委員、社会福祉法人などの社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした様々な活動を行っています。

子育てサロン

市内の子育て中の親を支援するため、子育てに関するさまざまな情報提供並びに親の育児ストレスを軽減し、安心・快適に子育てできる環境づくりを支援しながら実施。現在、6ヶ所にて活動中。

コミュニティソーシャルワーク活動

地域の中で支援を必要としている人々を把握し、公的サービスやインフォーマルサービスなどとの結びつきをコーディネートし、その人らしい生活が出来るよう個別支援及び地域づくりを実践していく活動。

【さ行】

社会福祉法人改革

社会福祉法人制度改革と福祉人材確保の促進を柱とする社会福祉法改正が実施され、平成28年4月より一部施行され、平成29年4月に全面実施となる。

社会福祉法

社会福祉を推進する目的とする法律。福祉サービスを必要とする人たちが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、あらゆる分野の活動の参加する機会を得ることが出来るよう、地域福祉を推進する事が求められています。

社協会費

『チュイシージーの心で創る人と人とがつながるやさし都市ぎのわん』をめざし、地域福祉の中核団体として地域福祉の発展を行っていく中で、市民の皆様が会員となっただきながら一緒に地域福祉の推進を図っていきたいと考えています。協力いただいた会費に関しては、各種事業（子育てサロン、給食サービス等）の事業費として活用させていただいています。

児童発達支援事業 愛育園

発達に遅れのある児童を早期に集団保育及び個別指導を行い、その発達を促進すると共にまた、児童をとりまく環境を整え、その育成をより豊かに助長する事を目的に実施しています。

生活支援体制整備事業

地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域の実情に応じて、生活支援・介護予防サービスの充実を図る。また、地域の支え合い体制づくりや高齢者の社会参加を推進することを目的とした事業。

生活支援コーディネーター

市町村が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取り組み・組織等も活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務。

生活福祉資金制度

低所得者、障がい者または高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行う事により、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

成年後見制度

認知症・知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な方々の不動産や預貯金などの財産を管理したり、福祉サービスなどの契約を結んだりしながら、本人の不利益にならないよう保護し、支援します。

総合事業

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けていくことができるよう、地域のニーズや実情に応じた多様なサービスを提供していただくための仕組みです。総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成され、高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的としています。

【た行】

地域福祉

それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の解決に取り組む考え方です。制度化された福祉サービスのみで実現するものではなく、それぞれが協働して実践することによって支えられています。

チュイシージー

沖縄の方言。自分の能力の範囲で思いやりをおもってお互いに助け合うということ。

チュイシージーセンター

公共施設などを活用して設置を目指している宜野湾市独自の機能の名称。地域レベルの福祉の相談窓口、ニーズ把握、マネジメントなどを行う拠点として開所している。

富山型デイサービス事業

年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に身近な地域でデイサービスを受けられる場所。この富山デイサービスは、平成5年7月、惣万佳代子さん、西村和美さんら3人の看護師が富山県初の民間デイサービス事業所「このゆびと一まれ」を創業したことにより誕生。

(とやまの地域共生 HP より引用)

【な行】

日常生活自立支援事業（権利擁護センターうるる）

判断（意思）能力が不十分な認知症などの要介護高齢者や知的障がい者などを対象に、その権利を擁護する事業。事業者（社会福祉協議会）が当事者との委任契約に基づいて福祉サービスに関する情報提供や相談・助言・手続きや費用支払いの援助、また日常的な金銭管理や預金通帳の預かりサービスなどを行い、当事者が自立して日常生活を過ごせるよう援助しています。

【は行】

ボランティア活動推進校

地域を基盤としてボランティア活動の場や機会を提供し、子どもたちが高齢者・障がい者など様々な人々とふれあい「自主性」や「思いやりの心」を育みながら、「地域」「福祉」への関心を高めることを目的として実施しています。

【み行】

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受けて一人暮らし高齢者などに対する支援活動や相談・助言など、社会福祉の精神をもって地域社会の福祉向上に向けた様々な取り組みを行っています。

6 社会福祉法人 宜野湾市社会福祉協議会 基本理念・使命・行動指針

告示：平成25年3月26日

1. 基本理念

市民一人ひとりの個性や考えが尊重され幸せに暮らしていけるよう、住民相互の支え合い活動をとおり、「人を支える喜び」「人に支えられる喜び」を住民自らが実感できるまちづくりを目指します。

2. 使命

行政、福祉・医療・保健等関係者とのネットワーク体制を構築し、住民主体による地域福祉活動を目指します。

3. 行動指針

(1) 安全配慮

私たちは、常にサービス利用者・ボランティア等の安全を第1に考え行動します。また、自分自身の安全にも充分配慮いたします。

(2) 礼儀正しさ

私たちは、サービス利用者、相談者、関係者、ボランティアすべての方に意識し、常に親しみのある礼儀正しさ（相手を思いやる気持ち）を持って、対応します。

- ①職場全体を明るくする笑顔
- ②明るく元気のいいあいさつ
- ③相手の存在を認めるアイコンタクト（相手の目を見て対応する）

(3) 身だしなみ

私たちは、サービス利用者、相談者、関係者、ボランティア等に不快にさせないように、身だしなみを下記の点に気をつけます。

- ①清潔であること
- ②機能的であること
- ③安全であること

(4) 尊厳の尊重と自立支援

私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう 福祉専門職として最善を尽くします。

(5) 福祉コミュニティづくり

私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心をもち、福祉活動に参加する住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。

(6) 住民参加と連携・協働

私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行うことを心がけ、地域に根ざした先駆的な取り組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

(7) 住民福祉の基盤づくり

私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりに取り組みに積極的に関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

(8) 自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神

私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

(9) 法令遵守、説明責任

私たちは、法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた組織づくりをすすめます。

第3次宜野湾市地域福祉活動計画

～地域の絆を強くする市民の支え合い～

平成29年1月 発行

**発行：社会福祉法人 宜野湾市社会福祉協議会
〒901-2205 宜野湾市赤道2-7-1
電話：892-6525**

